

**カテゴリー 1 特別材料及び関連装置、化学物質、  
”微生物”及び毒素**

注：食品医薬品局（FDA）及び麻薬取締局（DEA）は、EARの対象品目であって、商務省規制品リストに掲載されているものの輸出を規制する場合がある。BISは、便宜上、これらの他の機関の規制と相互参照を提示している。従って、あなたが輸出を望む品目に関するガイダンスについて関連のFDA及びDEAの規則を調べてください、また、他の機関の輸出規制要求事項についての情報に関して単にEARだけに依存しないでください。より詳細な情報については、§ 730付則 3（輸出規制についての責務を有する他の米国政府省庁及び機関）を参照してください。

**A. ”最終品目”、”装置”、”附属品”、”アタッチメント”、”部品”、”部分品”、及び”システム”**

**1A001 ふっ素化合物から作られた”部品”及び”部分品”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）**

**許可要求事項**

規制理由：NS、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：\$5000

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：

- (1) ミサイル又は米国軍需品リスト品目のために”特別に設計”又は改造した品目については、”ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130（USMLのカテゴリーXXIを含む）を参照のこと）。
- (2) 1C009についても参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. ”航空機”又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体に使用するように”特別に設計した”シール、ガasket、シーラント又は燃料貯蔵袋であって、

1C009.b 又は 1C009.cで規制されるいずれかの材料の含有量が全重量の50%を超えるもの；

b. [Reserved]

**1A002 ”複合材料”の構造体又は積層体であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）  
許可要求事項**

規制理由：NS、NP、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

NP 1A002.b.1であって、内径が 75mm超400mm未満のチューブ状のものに適用される。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**報告要求事項**

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。  
**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：\$1500（NPには適用できない；1A002.aで規制される”複合材料”の構造体又は積層体であって、有機物を”マトリックス”とし、かつ、1C010.c 又は 1C010.dで規制される材料からなるものには適用できない）。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**STAIについての特別な条件**

STA：このエントリーに掲げる品目の、カンントリーグループA:6（EAR § 740付則 1参照）にリストされている仕向地への出荷には、許可例外STAを使用してはならない。

**規制品目リスト**

関連規制：

- (1) このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 1E001（”開発”及び”製造”）並びに1E201（”使用”）を参照のこと。
- (2) 1A202、1C010、1C210、9A010及び9A110についても参照のこと。
- (3) ミサイル用に”特別に設計した””複合材料”の構造体（”特別に設計した”サブシステム、”部

品”及び”部分品”を含む)は、ECCN 9A110で規制される。

- (4) ウランの同位元素の分離に使用するために”特別に設計”又は製作された”複合材料”の構造体又は積層体については、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である。(10 CFR part 110 参照)。

関連定義：ナシ

品目：

~~a. 有機物を”マトリックス”とするものからなるもの及び1C010.c、1C010.d若しくは1C010.eで規制される材料からなるもの；又は~~

a. 次のいずれかから製造されたもの：

a. 1. 1C010.c若しくは1C010.dで指定される”繊維”を用いて製造した成形品であって、有機物を”マトリックス”とするもの；又は

a. 2. 1C010.eで指定されるプリプレグ又はプリフォーム；

b. 次のいずれかに該当する”繊維”を用いて製造した成形品であって、金属又は炭素を”マトリックス”とするもの：

b. 1. 炭素”繊維”であって、次のすべてに該当するもの：

b. 1. a. ”比弾性率”が10, 150, 000mを超えるもの；かつ

b. 1. b. ”比強度”が 177, 000mを超えるもの；又は

b. 2. 1C010.cで規制される材料。

注 1：1A002 は、”民間航空機”の構造体又は積層体の修復のためのエポキシ樹脂を含浸した炭素”繊維”から作られた”複合材料”の構造体又は積層体であって、次のすべてに該当するものには規制しない：

a. 面積が1m<sup>2</sup>以下のもの；

b. 一辺の長さが2.5m以下のもの；かつ

c. 幅が15mmを超えるもの。

注 2：1A002は、次のいずれかに該当する純然たる民生用に”特別に設計した”半製品については規制しない：

a. スポーツ用品；

b. 自動車産業；

c. 工作機械産業；

d. 医療用。

注 3：1A002.b.1. は、繊維を最大二次元に織り込んだ半製品であって、次のいずれかに該当する用途のために”特別に設計した”ものについては適用されない：

a. 金属の焼き戻し用の熱処理炉；

b. けい素ボール製造装置。

注 4：1A002は特定の用途のために”特別に設計した”成形品には適用されない。

1A003 非”溶融性” [熱、放射線若しくは触媒による作用その他外部からの作用による重合化又は架橋が不可能であり、かつ、熱分解を経ずに溶融することのないもの]の芳香族ポリイミドの製品（フィルム、シート、テープ又はリボン状のものに限る）であって、次のいずれかに該当するもの：

許可要求事項

規制理由：NS、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：\$200

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：

このエントリーは銅で被覆又はラミネートされた製品であって、電子回路のプリント基板の製造用に設計したものについては規制しない。”溶融性”の芳香族ポリイミド（形態の如何を問わない）については、1C008.a.3を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. 厚さが0.254 mmを超えるもの；又は

b. 炭素、黒鉛、金属又は磁性材料で被覆され、若しくはラミネートされたもの。

1A004 防護探知装置及び”部分品”であって、軍事

用に“特別に設計”されていないもののうち、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

規制理由：NS、CB、RS、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

CB 1C004. cに掲げる化学物質探知システム及びこれらの専用の検出器であって、あわせて2B351. aで定める技術特性を有するものに適用される。

RS 1A004. dに適用される。RS Column 2

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) ECCN 1A995、2B351及び2B352を参照のこと。

(2) 1A004. cで規制される装置（核・生物・化学（NBC）探知システム）の機能を、装置が実行できるように“特別に設計”又は改造した“ソフトウェア”については、ECCN 1D003を参照のこと。

(3) 1A004. cで規制される装置（核・生物・化学（NBC）探知システム）の機能を、装置が実行できるように“特別に設計”又は改造したコントロールライブラリー（パラメトリック技術データベース）については、ECCN 1E002. gを参照のこと。

(4) 軍の用途のために“特別に設計”、開発、改造、設定又は適合した化学物質及び細菌製剤の防護探知装置は、“ITARの対象”（22 CFR § 120から § 130（USMLのカテゴリーXIV(f)を含む）を参照のこと）であり、そのカテゴリーで規制される部分品又は部品を組み込んだ市販の装置についても同様である（ただし、USMLのカテゴリーXIV(f) (4)で特定される“部分品”及び“部品”を統合した個人防護用の国防機器であって、そのような“部品”又は“部分品”が以下に該当する場合を除く）：

(i) その装置に必要不可欠であるもの；

(ii) その装置から分離できないもの；かつ

(iii) その装置の有効性を損なうことなしには交換ができないもの、

この場合において当該装置はECCN 1A004のもとに“EARの対象”となる。

(5) 本エントリーは、本エントリーでリストされる装置に組み込まれた放射性核種については規制しない、それらの材料は原子力規制委員会の輸出許可権限の対象となる（10 CFR Part 110 参照）。

関連定義：

(1) ‘生物剤’とは、人又は動物への障害、装置の劣化又は農作物若しくは環境への悪影響を引き起こすように選別又は改変された（例えば、純度、貯蔵寿命、毒性、伝播特性、UV放射に対する耐性等）病原体又は毒素をいう。

(2) ‘Riot control agents [暴動鎮圧剤]’は、暴動鎮圧目的での使用が予期される条件で、人間の感覚の刺激又は身体的効果の無能化を急速に生じるが、曝露後の短時間の間に消失する物質をいう。（催涙ガスは、‘Riot control agents [暴動鎮圧剤]’のサブセット[一部]である。）

品目：

a. フルフェースマスク、濾過吸収罐及びこれらのための汚染除去装置であって、次のいずれかに対する防護のために設計又は改造したもの並びにこれらのために“特別に設計した”“部分品”：

注：1A004. aには、電動ファン付き空気清浄呼吸器（Powered Air Purifying Respirators：PAPR）であって、1A004. aにリストされる生物化学剤又は物質に対する防護のために設計又は改造したものを含む。

Technical Note：1A004. aでいうところにおいて、

1. フルフェースマスクは、ガスマスクとして知られている。

2. 濾過吸収罐には、フィルターのカートリッジを含む。

a. 1. ‘生物剤’；

a. 2. ‘放射性物質’；

a. 3. 化学戦（CW）用の化学製剤；又は

a. 4. ‘暴動鎮圧剤’であって、次のいずれかに該当するもの：

a. 4. a.  $\alpha$ -ブロモベンゼンアセトニトリル、  
(ブロモベンジルシアニド) (CA) (CAS  
5798-79-8) ;

a. 4. b. [(2-クロロフェニル)メチレン]プロ  
パンジニトリル (o-クロロベンジリデンマロノニト  
リル) (CS) (CAS 2698-41-1) ;

a. 4. c. 2-クロロ-1-フェニルエタノン、フェナ  
シルクロリド ( $\omega$ -クロロアセトフェノン) (CN)  
(CAS 532-27-4) ;

a. 4. d. ジベンゾ-1,4-オキサゼピン、(GR)  
(CAS 257-07-8) ;

a. 4. e. 10-クロロ-5,10-ジヒドロフェナルサ  
ジン (塩化フェナルサジン) (アダムサイト)、(DM)  
(CAS 578-94-9) ;

a. 4. f. N-ノナノイルモルホリン、(MPA) (CAS  
5299-64-9) ;

b. 防護服、防護手袋及び防護靴であって、次のい  
ずれかに対する防護のために“特別に設計”又は改造し  
たもの :

- b. 1. ‘生物剤’ ;
- b. 2. ‘放射性物質’ ;
- b. 3. 化学戦 (CW) 用の化学製剤。

c. 探知システムであって、次のいずれかの探知又は  
特定のために“特別に設計”又は改造したもの、並び  
にこれらのために“特別に設計した”“部分品” :

- c. 1. ‘生物剤’ ;
- c. 2. ‘放射性物質’ ;
- c. 3. 化学戦 (CW) 用の化学製剤。

d. 自動的に“爆発物” (カテゴリー1の末尾にある付  
表にリストされている) の残留物の存在を探知又は  
特定するために設計した電子装置であって、‘痕跡検  
出’技術 (例えば、弾性表面波、イオン移動度分光測  
定法、微分型電気移動度分光測定法、質量分光測定  
法) を利用したもの。

**Technical Note :** ‘痕跡検出’は、1ppm 未満の蒸  
気又は1mg 未満の固体若しくは液体を検出する能力  
をいう。

**注 1 :** 1A004. dは、研究施設用に“特別に設計した”  
装置には適用されない。

**注 2 :** 1A004. dは、非接触のウォークスルータイ  
プのセキュリティゲートには適用されない。

**注 :** 1A004は、以下のものについては規制しない :

- a. 個人用の放射能モニター用の千両計 ;
- b. 住居の安全又は民間産業 (以下の産業を含む)

に固有の危険に対し防護するよう設計又は機能によ  
り限定された職業安全衛生装置 :

1. 鉱業 ;
2. 採石業 ;
3. 農業 ;
4. 製薬業 ;
5. 医療 ;
6. 獣医療 ;
7. 環境保護 ;
8. 廃棄物管理 ;
9. 食品業採石業。

#### Technical Notes :

1. ECCN 1A004 には、装置又は“部分品”であって、  
‘放射性物質’、‘生物剤’、化学戦 (CW) 用の化学物質、  
‘擬剤’又は“暴動鎮圧剤”の探知又は防護用として、特  
定されたもの、国家標準の試験に合格したもの又は  
その他の形態で有効であると立証されたものにつ  
いて、当該装置又は“部分品”が民間産業 (例えば、  
鉱業、採石業、農業、製薬業、医療、獣医療、環境  
保護、廃棄物管理又は食品業) で用いられる場合  
であっても含まれる。

2. ‘Simulant’ [擬剤] :

トレーニング、研究、試験又は評価において、毒性  
を有する化学製剤 (化学製剤又は生物製剤) の代わ  
りに用いられる物質又は材料をいう。

3. 1A004 でいうところにおいて、‘放射性物質’  
とは、人又は動物への障害、装置の劣化又は農作物  
若しくは環境への悪影響におけるそれらの効果を増  
大させるために選択又は改造させた物質をいう。

**1A005 防弾服及びこれらのために“特別に設計し  
た”“部分品”であって、次のいずれかに該当するもの  
(規制品目リスト参照)**

#### 許可要求事項

規制理由 : NS、UN、AT

Control (s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

UN エントリー全体に適用される。UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**許可要求事項の注釈：**

1. 軍規格若しくは軍仕様で製造されていない柔軟防弾服は、1A005.aで規制されるには、NIJ規格レベルⅢ（2008年7月制定のNIJ[国立司法省研究所]規格0101.06）以下の防弾能力を備えなければならない。

2. 1A005.aでいうところにおいて、軍規格若しくは軍仕様には、最低限、破片防護に対する仕様を含む。

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：Yes（UNを除く）

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：

(1) NIJ規格レベルⅣ以上の防御能力を備える防弾・耐弾ベスト（防弾服）は、“ITARの対象”である（22 CFR § 121.1のカテゴリーX(a)を参照のこと）。

(2) 軍規格若しくは軍仕様で製造された柔軟防弾服及び防護服であって、NIJ規格レベルⅢ以下の防御能力を備えるものは、ECCN 1A613.d.1に番号分類される。

(3) NIJ規格レベルⅢの防弾能力を備える硬質胴体防護板は、ECCN 1A613.d.2に番号分類される。

(4) 警察用ヘルメット及び盾は、ECCN 0A979に番号分類される。

(5) 軍事用途のために“特別に設計された”その他の個人用の防御“装置”であって、USMLで規制されていないもの又はCCLの他の箇所で規制されていないものは、ECCN 1A613.eに番号分類される。

(6) 防弾服の製造において用いられる“繊維”については、ECCN 1C010を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. 柔軟防弾服であって、軍規格若しくは軍仕様又はそれらと同等の仕様で製造されていないもの、及び

これらのために“特別に設計された”“部分品”；

b. 硬質胴体防護板であって、NIJ規格レベルⅢ（2008年7月制定のNIJ[国立司法省研究所]規格0101.06）又は同等の国家規格未満の防弾能力を備えるもの。

**ECCN 1A005の注釈：**

1. このエントリーは、使用者自身の個人の防護のために使用者が携行する防弾服又は防護服については規制しない。

2. このエントリーは、軍用でない爆発物からの破片及び爆風の両方から正面のみ防護できるように設計した防弾服については規制しない。

3. このエントリーは、ナイフ、スパイク、針又は鈍的外傷からのみ防護できるように設計した防弾服には適用されない。

**1A006 簡易爆発装置の除去又は処理のために“特別に設計”又は改造した装置であって次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）並びにこれらのために“特別に設計した”“部分品”及び“附属品”**  
**許可要求事項**

規制理由：NS、AT

Control(s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**許可要求事項の注釈：**1A006 は、装置のオペレーターを伴うものには適用されない。

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：即席爆発装置の処理のために軍事用に“特別に設計した”装置については、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130（USMLのカテゴリーⅣを含む）を参照のこと）。

関連定義：‘ディスラプター’

液体、固体又はこわれやすい発射体を発射することによって爆発装置の操作を防ぐ目的で“特別に設計した”機器[投射物により簡易爆発装置の作

動を防止するもの]。

品目：

- a. 遠隔操作が可能な車両であるもの；  
b. 'ディスラプター'。

**1A007 “エネルギー物質”を含有する起爆装置及び装薬を、電気的な方法によって起爆させるために“特別に設計した”装置及び機器であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）**

**許可要求事項**

規制理由：NS、NP、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

NP 起爆装置の点火装置が3A229 NP Column 1  
のパラメータに合致するか超える  
場合、1A007. aに加えて、1A007. b  
に適用される。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：

(1) 軍用に“特別に設計された”高性能爆薬及び関連装置については、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと）。

(2) このエントリーは、アジ化鉛等の起爆薬のみを用いている雷管については規制しない。

(3) ECCN 0A604、3A229、及び3A232Iについても参照のこと。

(4) “開発”及び“製造”の技術規制については1E001を、“使用”の技術規制については1E201を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

- a. 1A007. bで指定される爆発物の起爆装置を駆動するように設計した爆発物の起爆装置の点火装置；  
b. 電気駆動式の爆発物の起爆装置であって、次のい

ずれかに該当するもの：

- b. 1. 起爆電橋（EB）；  
b. 2. 起爆電橋線（EBW）；  
b. 3. スラッパー；  
b. 4. 爆発箔起爆剤（EFI）。

**Technical Notes：**

- 用語 initiator[起爆装置]又はigniter[点火装置]は、用語 detonator[起爆装置]の代わりに時々使われる。
- 1A007. bでいうところにおいて、重要な起爆装置はすべて、短期間の大電流の電気パルスがそれに通されたとき、爆発的に蒸発する小さい電気伝導体（電橋、電橋線又は箔）を利用する。非スラッパー型においては、爆発する伝導体がPETN（ペンタエリスリトールテトラ ニトレート）のような爆発性が高い材料と接触する中で化学的な爆発を起動する。スラッパー型の起爆装置においては、電気伝導体の爆発的な蒸発が、フライヤー又はスラッパーをギャップを越えさせ、そのスラッパーの爆発物への衝撃により化学的な爆発を起す。スラッパーは、ある種の設計では磁力によって駆動される。用語 爆発箔起爆剤（EFI）は、EB又はスラッパー型の起爆装置と呼ばれる場合がある。

**1A008 爆薬、爆発装置及び“部分品”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）**

**許可要求事項**

規制理由：NS、AT、UN

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

UN エントリー全体に適用される。UN規制については、§ 746.1(b)  
を参照のこと。

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

LVS：. aから. cについては、\$3,000、. dについては、\$6,000

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

## 規制品目リスト

## 関連規制：

(1) 以下のすべてのものは、“ITARの対象”である (22 CFR § 120から § 130を参照のこと)：

- a. 高性能爆薬及び関連装置であって、軍用に“特別に設計された”もの；
- b. このエントリーの爆発物又は爆薬のうち、USMLで規制するエネルギー物質 (22 CFR 121.1 カテゴリーVを参照のこと) を利用するものうち、それらが軍用に特別に設計、開発、形成、適合又は改造されているもの；
- c. 成形炸薬弾であって、炸薬の前部に均一に成形加工した円錐形のライナーのみを配置し、規制される物質を2.0kg超含み；かつ直径が4.5インチを超えるもの；
- d. 導爆線であって、規制される物質を1メートル当たり0.1kg (1フィートにつき470グレーン) 超含むもの；
- e. カッター及び切断ツールであって、規制される物質を10kg超含むもの；
- f. カッター及び切断ツールを除いて、このエントリーで規制される爆発装置又は爆薬のうち、この爆発装置又は爆薬を破壊することなくUSMLで規制される物質を容易に抽出できるもの；並びに
- g. このエントリーの中の個々のUSMLで規制されるエネルギー物質のうち、たとえ、他の物質で混ぜ合わされていても、このエントリー又は1C992で規制される爆発装置又は爆薬に組込まれていないもの。

(2) これ以外に規制されるエネルギー物質について、ECCN 1C011、1C018、1C111、1C239、及び1C608を参照のこと。“ITARの対象”である爆発物又は貨物を除いて、ECCN 1A008で規制される貨物に係る“開発”又は“製造”“技術”については、ECCN1E001を参照のこと (22 CFR § 120から § 130を参照のこと)。

関連定義：ナシ

## 品目：

- a. ‘成形炸薬弾’であって、次のすべてに該当するもの：
  - a. 1. 正味火薬量 (NEQ) が、90g を超えるもの；

## 及び

- a. 2. ケース外径が、75mm 以上のもの；
- b. 線形切断火薬であって、次のすべてに該当するもの、及びこれらのために“特別に設計した”“部分品”：
  - b. 1. 爆発物の装填量が、40g/m を超えるもの；
- 及び
- b. 2. 幅が10mm 以上のもの；
- c. 導爆線であって、芯薬の爆発物の装填量が、64g/m を超えるもの；
- d. カッター (1A008.bで指定されるものを除く) 及び切断ツールであって、NEQ (正味火薬量) が、3.5kg を超えるもの。

**Technical Note：**‘成形炸薬弾’は、発破の効果を集中させるために成形された炸薬をいう。

**注：**1A008で指定される唯一の爆発装置及び爆薬は、“爆発物” (カテゴリー1の末尾にある付属書の爆発物のリストを参照のこと) 及びこれらの混合物を含むものである。

**1A101 レーダー反射、紫外線／赤外線サイン及び音波のサイン等の観察されやすさを減少させるための装置であって、到達可能“航続距離”が300km以上のロケット、“ミサイル”又は無人航空機で又はそれらの全部揃ったサブシステムで用いることができる用途のためのもの**

## 許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control(s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外** (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

## 規制品目リスト

## 関連規制：

- (1) 1C101についても参照のこと。
- (2) 国際武器取引規則 (ITAR) の22 CFR 120.3 に基づいて防衛物品の定義に合致する貨物 (“ITAR

の対象”である同様の貨物を定めている) について(22 CFR § 120から § 130 (USMLのカテゴリ—XIIIを含む)を参照のこと)。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1A102 再飽和熱分解で生成された炭素 - 炭素結合を含有する材料よりなる”部品及び”部分品”であって、到達可能”航続距離”が300km以上のロケット、ミサイル又は無人航空機用に設計したもの（これらの品目は、”ITARの対象”である。22 CFR § 120から § 130を参照のこと。）**

**1A202 複合材料よりなるチューブ状の構造体（1A002で規制されるものを除く）であって、次に掲げる両方の特性を有するもの（規制品目リスト参照）**  
**許可要求事項**

規制理由：NP、AT

Control(s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）**

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：

(1) このエントリーで規制される品目に係る技術については、1E201(”使用”)並びに1E202(”開発”及び”製造”)を参照のこと。

(2) 1A002、1C010、1C210、9A010 及び 9A110についても参照のこと

(3) ウランの同位元素の分離に使用するために”特別に設計”又は製作された”複合材料”よりなる構造体は、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である。(10 CFR part 110参照)。

関連定義：ナシ

品目：

a. 内径が75mm超400mm未満のもの；かつ

b. 1C010. a 若しくは . b 又は1C210. aで指定される”繊維”又は1C210. cで指定されるプリプレグ（炭素繊維を使用したものに限る）のいずれかからなるもの。

**1A225 重水からトリチウムを回収するため又は重水を製造するための白金を用いた触媒であって、水素と水との間で行われる水素の同位体交換反応を促進するために”特別に設計”又は製造したもの**

**許可要求事項**

規制理由：NP、AT

Control(s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）**

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：

(1) このエントリーで規制される品目に係る技術については、1E201(”使用”)並びに1E202(”開発”及び”製造”)を参照のこと。

(2) 重水の製造のために”特別に設計”又は製作された装置は、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である。(10 CFR part 110参照)。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1A226 普通の水から重水を分離するのに用いることができる専用の充填物であって、次に掲げる特性の両方を有するもの（規制品目リスト参照）**

**許可要求事項**

規制理由：NP、AT

Control(s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

**関連規制：**

(1) このエントリーで規制される品目に係る技術については、1E201（“使用”）並びに1E202（“開発”及び“製造”）を参照のこと。

(2) 重水の製造のために“特別に設計”又は製作された装置は、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である。（10 CFR part 110参照）。

**関連定義：** ナシ

**品目：**

- 化学的にぬれ性を改善する処理を行なったリン青銅製のもののうち、メッシュ状のもの；かつ
- 真空蒸留用の塔に用いることができるように設計したもの。

**1A227 放射線を遮蔽するように設計した高密度の窓**（鉛ガラス又はその他のもの）であって、次に掲げる特性のすべてを有するもの（規制品目リスト参照）、並びにこれらのために“特別に設計した”窓枠

**許可要求事項**

規制理由：NP、AT

Control (s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

**関連規制：**

(1) このエントリーで規制される品目に係る技術については、1E201（“使用”）並びに1E202（“開発”及び“製造”）を参照のこと。

(2) 原子炉及び再処理施設のために“特別に設計”

又は製作された装置は、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である。（10 CFR part 110参照）。  
**関連定義：** 1A227. aの用語“コールドエリア”は、設計用途において最少放射レベル側に露出する窓の開口面積を意味する。

**品目：**

- “コールドエリア”が、 $0.09\text{m}^2$ を超えるもの；
- 密度が $3\text{gr}/\text{cm}^3$ を超える材料を用いたもの；かつ
- 厚さが100mm以上のもの。

**1A231 トリチウムの製造のためのターゲット集合体及び部分品であって、次のいずれかに該当するもの**  
**（規制品目リスト参照）**

**許可要求事項**

規制理由：NP、AT

Control (s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

**関連規制：** 本エントリーで規制される品目に係る技術についてECCN 1E001（“製造”）及び1E201（“使用”）を参照のこと。

**品目：**

a. 照射（原子炉中での挿入を含む）によるトリチウムの“製造”のために“特別に設計された”リチウム-6同位元素に濃縮されたリチウムから製造された又は含有するターゲット集合体；

b. 品目aで指定されるターゲット集合体のために“特別に設計された”部分品。

**ECCN 1A231. bのTechnical Note：**

トリチウムの“製造”に用いられるターゲット集合体のために“特別に設計された”部分品には、リチウムペレット、トリチウムゲッター、及び特別に被覆された被覆材を含む。

**1A290** 1,000キログラム超の積荷において、X線装置、X線撮影装置若しくは遠隔治療装置、放射線熱電発生器又は放射性物質の輸送容器に遮蔽状態で含まれる劣化ウラン（同位元素ウラン235の含有率が0.711%より低いウラン）

**許可要求事項**

規制理由：NP、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 2

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：

- (1) このエントリーは、軍需品で使用するために製作された形態の劣化ウランについては規制しない。”ITARの対象”となる劣化ウランについては、22 CFR part 121を参照のこと。
- (2) 軍需品で使用するために製作されていない劣化ウラン又は単にその高密度さの利点を利用するための貨物（例えば、航空機、船舶若しくはその他のものの釣合いおもり）の中に製作された劣化ウラン、又はこのエントリーでリストされる形態の劣化ウランは、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である。（10 CFR part 110を参照のこと。）
- (3) ”天然ウラン”又は”劣化ウラン”又はトリウムであって、上記の一つ以上を含有する金属、合金、化合物又は濃縮物及びその他の物質の形態をもつものは、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である（10 CFR § 110を参照のこと）。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1A607** 催涙剤に対する軍用の散布”装置”、毒素物

質（化学剤、生物剤、及び催涙剤を含む）に対する軍用の探知及び防護”装置”、並びに関連貨物（規制品目リスト参照）

**許可要求事項**

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

RS エントリー全体に適用される。RS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

UN エントリー全体に適用される。UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない

GBS：適用できない

CIV：適用できない

**STAIについての特別な条件**

STA：許可例外STAの(c)(2)項（EAR § 740.20(c)(2)）は、1A607のいずれの品目にも使用してはならない。

**規制品目リスト**

関連規制：

- (1) ECCN 1C991で特定されるワクチンは、本ECCNでは規制されない。
- (2) ITARの対象となるワクチンについては、22 CFR 121.1（USML）のカテゴリーXIV(h)を参照のこと。
- (3) ECCN 1A004で特定される防護び探知装置並びに関連品目は、本ECCNでは規制されない。
- (4) ITARの対象となる散布、探知及び防護装置については、22 CFR 121.1（USML）のカテゴリーXIV(f)を参照のこと。
- (5) ”軍用貨物”であって、米国外に所在するもの及び米国外で生産されたもののうち、米国原産の”600シリーズ”の規制成分をde minimis量を超えて組み込んだものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義：ナシ

- 品目：
- a. から d. [Reserved]
- e. ECCN 1C607. aで規制されるいずれかの催涙剤の散布のために軍用に“特別に設計された”装置”。
- f. 防護”装置”（空調設備、保護コーティング、及び防護服を含む）：
- f. 1. USMLのカテゴリ—XIV(f)で規制されないもの；かつ
- f. 2. 以下に該当するものに対する防御のために軍用に“特別に設計された”もの：
- f. 2. 1. USMLのカテゴリ—XIV (a)若しくは(b)で指定される材料；又は
- f. 2. 2. 1C607. aで規制される催涙剤。
- g. 除染”装置”であって、次のすべてに該当するもの：
- g. 1. USMLのカテゴリ—XIV(f)で規制されないもの；かつ
- g. 2. USMLのカテゴリ—XIV (a)若しくは(b)で規制される材料が混入された対象物の除染のために軍用に“特別に設計された”もの。
- h. “装置”であって、次のすべてに該当するもの：
- h. 1. USMLのカテゴリ—XIV(f)で規制されないもの；かつ
- h. 2. 以下に該当するものの探知又は特定のために軍用に“特別に設計されたもの”：
- h. 2. 1. USMLのカテゴリ—XIV (a)若しくは(b)で指定される材料；又は
- h. 2. 2. 1C607. aで規制される催涙剤。
- i. [Reserved]
- j. 以下に該当するもののために“特別に設計された”装置”：
- j. 1. USML又は“600シリーズ”のECCNで規制される探知器、シェルター、車両、船舶、又は航空機とのインタフェース；並びに
- j. 2. USMLのカテゴリ—XIV(a)又は(b)で規制される物品のサンプルの採取及び処理。
- k. “医学的防衛手段であって、軍事用に“特別に設計された”もの（前治療及び後治療、解毒、並びに医療診断を含む）、並びにUSMLのカテゴリ—XIV(a)で規制される化学剤に対処するために“特別に設計された”もの。

注：本エントリーで規制される“装置”の例には、

バリアクリーム及びノンバリアクリーム並びに充填自動注入器（例えば、一つの注射器に2-PAM[ヨウ化プラリドキシム；有機リン剤中毒の特異的な解毒剤]とその他のアトロピンを入れているComboPens）（当該化学剤に対処するために“特別に設計された”ものに限る）がある。

l. から w. [Reserved]

x. ECCN 1A607. e、. f、. g、. h、若しくは. jで規制される貨物又はUSMLのカテゴリ—XIV(f)で規制される防衛物品のために“特別に設計された”部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”（USMLの他の項で列挙されているもの又は別途規定されているものを除く）。

### 1A613 装甲用及び防御用の“装備品”並びに関連する貨物であって、次のすべてに該当するもの（規制品目リスト参照）

#### 許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control(s)	Country Chart
	(§ 738付則 1 参照)
NS エントリー全体に適用される (1A613. yを除く)。	NS Column 1
RS エントリー全体に適用される (1A613. yを除く)。	RS Column 1
AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1
UN エントリー全体に適用される (1A613. yを除く)。	UN規制については、§ 746. 1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：1, 500ドル

GBS：適用できない

CIV：適用できない

#### STAIについての特別な条件

STA：

(1) 許可例外STAの(c)(2)項 (EAR § 740. 20(c)(2)) は、1A613のいずれの品目にも使用してはならない。

#### 規制品目リスト

## 関連規制：

(1) ITARのUSMLのカテゴリX又はXIIIで規制される防衛物品（例えば、機密扱いの情報から製造された材料）、及びそれらに直接的に関連する技術資料（ソフトウェアを含む）は、“ITARの対象”である。

(2) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の規制される成分をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

(3) 反重力スーツ（“耐Gスーツ”）及び与圧服であって、海拔55,000フィートを超える高度で機能することができるものについては、ECCN 9A610.gを参照のこと。

## 関連定義：

“NIJ Type”[防弾等級]の防護に対する言及は、国立司法省研究所の分類ガイド（NIJ規格-0101.06、防弾服の防弾性能）及びNIJ規格-0108.01、防弾素材の耐弾性能）に対するものである。

## 関連定義：

“NIJ Type”[防弾等級]の防護に対する言及は、国立司法省研究所の分類ガイド（NIJ規格-0101.06、防弾服の防弾性能）及びNIJ規格-0108.01、防弾素材の耐弾性能）に対するものである。

## 品目：

a. 軍用に“特別に設計された”金属製又は非金属性の装甲板であって、USMLで規制されていないもの。

**a項の注：**胴体防護板に対する規制については、ECCN 1A613.d.2及びUSMLのカテゴリX(a)(1)を参照のこと。

b. シェルターであって、次のいずれかに該当するものために“特別に設計された”もの：

b.1. 軍用システムに対して防弾能力を提供するもの；又は

b.2. 核汚染、生物汚染、又は化学汚染から防護するもの。

c. 軍用のヘルメット（1A613.y.1で規制されるヘルメットを除く）であって、NIJ規格レベルIV未満の防弾能力を備えるもの及びそれらのために“特別に設計された”ヘルメットの外殻材、ライナー、又はコンフォートパッド。

**注1：**警察用ヘルメットについては、ECCN 0A979を参照のこと。

**注2：**その他の軍用ヘルメットに対する規制については、USMLのカテゴリX(a)(5)及び(a)(6)を参照のこと。

d. 防弾服及び防護服であって、次のいずれかに該当するもの：

d.1. 軍規格若しくは軍仕様又はそれらに相当するものに応じて製造された柔軟防弾服及び防護服であって、NIJ規格レベルIII（2008年7月制定のNIJ[国家司法研究所]規格0101.06）以下の防弾能力を備えるもの。

**注：**1A613.d.1について、軍規格若しくは軍仕様には、最低限、破片防護に対する仕様を含む。

d.2. 硬質胴体防護板であって、NIJ規格レベルIII（2008年7月制定のNIJ[国家司法研究所]規格0101.06）又は同等の国家規格と同等の防弾能力を備えるもの。

**注：**軍規格若しくは軍仕様で製造されていない柔軟防弾服及びNIJ規格レベルIII未満の防弾能力を備える硬質胴体防護板については、ECCN 1A005を参照のこと。NIJ規格のレベルIV以上の防弾能力を備える防弾服については、USMLのカテゴリX(a)(1)を参照のこと。

e. USML又はCCLで規制されている潜水艇に対する救出作戦のために“特別に設計された”大気圧潜水服。

f. 軍事用途のために“特別に設計された”その他の個人用の防護“装備品”であって、USMLで規制されていないもの（CCLで別途規制されていないもの）。

g. からw. [Reserved]

x. ECCN 1A613（1A613.yを除く）で列挙又はその他の形態で規定される貨物又はUSMLのカテゴリXで列挙又はその他の形態で規定される物品のために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”であって、USML又は3A611.yで別途指定されていないもの。

**注：**鍛造品、鋳造品及びその他の未完成製品（例えば、押し鍛造品及び機械加工された本体）であって、機械的特性、材料組成、幾何学的形状又は機能によってECCN 1A613.xで規制される貨物と明確に同一とみなし得るような、生産段階に到達している

ものについては、ECCN 1A613.xで規制される。

y. その他の貨物であって、次のいずれかに該当するもの：

y. 1. 従来型の軍用のスチール製ヘルメット

y. 2. [Reserved]

y. 1項の注意：その他の軍用のヘルメットの“部分品”又は“附属品”について、CCLの関連するECCN又はUSMLのエントリーを参照のこと。

**1A984 化学製剤（含有率が1%以下のオルトクロロベンザルマロノニトリル(CS)、又は含有率が1%以下のクロロアセトフェノン(CN)の催涙ガス製剤（個別容器に入れられた正味重量が20グラム以下のものを除く）；リキッドペッパー[くしゃみ剤]（個別容器に包装された重量が3オンス（85.05gr）以下のものを除く）；発煙弾；非刺激性の発煙弾、散弾、擲弾及び炸薬；並びに軍用及び民生用両方の用途を持つその他の火工品（散弾銃用弾丸を除く）を含む）、並びにこれらのために“特別に設計された”“部品”及び“部分品”（他の項目で指定されていないもの）**

#### 許可要求事項

規制理由：CC

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

CC エントリー全体に適用される。CC Column 1  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

#### 1A985 指紋パウダー、染料及びインク

##### 許可要求事項

規制理由：CC

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

CC エントリー全体に適用される。CC Column 1  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：3A981を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1A995 防護探知装置であって、軍用に“特別に設計され”ていないもの（ECCN 1A004又はECCN 2B351で規制されるものを除く）であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）、並びに軍用に“特別に設計”されていない、これらのための“部品”及び“部分品”（ECCN 1A004又はECCN 2B351で規制されるものを除く）**

#### 許可要求事項

規制理由：AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：1A004、2B351及び2B352を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

- 個人用の放射能モニター用の線量計；
- 民間産業（例えば、鉱業、採石業、農業、製薬業、医療、獣医療、環境保護、廃棄物管理又は食品業）に固有の危険に対し防護するように設計又は機能により限定された装置。

注：このエントリー（1A995）は、化学製剤又は生物製剤に対する防護のための品目であって、民生用の商品であるもの、小売販売用若しくは個人用に

包装されたもの又は医療用製品（例えば、ラテックス検査用手袋、ラテックス手術用手袋、液体消毒用石鹼、使い捨ての手術用無菌布、手術着、手術用フットカバー及び手術用マスク）については規制しない。このような品目は、EAR99に類別される。

**1A999 特定の処理装置（他のエントリーで指定されていないもの）であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）**

**許可要求事項**

規制理由：AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。このエントリーで規制される品目について、反テロリズム理由により、北朝鮮には輸出許可が必要である。カントリーチャートは、このエントリーに対するAT許可要求事項を決定するには設計されていない。詳細情報についてはEAR § 742.19を参照のこと。

**リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）**

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

- a. 放射能の探知、監視及び測定装置（他のエントリーで指定されていないもの）；
- b. エックス線撮影探知装置（例えば、エックス線変換装置及び蓄積型蛍光画像形成プレート）。

**B. 試験用、検査用及び“製造用装置“**

1B001 1A002で規制される“複合材料”の構造物若しくは積層体又は1C010で規制される“繊維”の製造又は検査のための装置であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）、及びこれらのために“特別に設計した”“部分品”及び“附属品”

**許可要求事項**

規制理由：NS、MT、NP、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

MT エントリー全体に適用される MT Column 1

（ただし、1B001. d. 4、e及びfを除く）。

注：MTは、1B001. dに掲げる装置であって、1B101のパラメータに一致するか超えるものに適用される。

NPは、1B001. aで定めるフィラメントワインディング装置であって、

直径が75mm（3インチ）超400mm（16インチ）未満で、かつ、長さが600mm（24インチ）以上の円筒形のローターを製造することができるもの；並びにこれらのフィラメントワインディング装置のための調整及びプログラム制御装置及び精密マンドレルに適用される。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）**

LVS：MT及び1B001. aについては適用できない。

その他のすべての品目については\$5000

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：

(1) このエントリーで規制される品目に係るソフトウェアについては、ECCN 1D001を、このエントリーで規制される品目に係る技術については、1E001（“開発”及び“製造”）並びに1E101（“使用”）を参照のこと。

(2) ECCN 1B101及び1B201も参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

- a. “繊維”の構造体又は積層体を製造するために“特別に設計した”フィラメントワインディング装置であって、繊維を位置決めし、包み作業及び巻き作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御す

ることができる'プライマリサーボ位置決め'の軸数が3以上のもの；

b. "複合材料"からなる航空機の機体又はミサイルの構造体を製造するために"特別に設計された" 'テープレイング装置' であって、テープを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる'プライマリサーボ位置決め'の軸数が5以上のもの；

**Technical Note:** 1B001. bでいうところにおいて、'テープレイング装置' とは、1本以上の'フィラメントバンド'（幅が25.4mmを超え、304.8mm以下のものに限る）を配置する機能を有するものであって、'フィラメントバンド'を位置決めし及びラミネートする作業の工程中に個々の'フィラメントバンド'の進行を中断及び再開することができるものをいう。

c. 多次元的に、かつ、多軸方向に織ることができる織機又はインターレーシングマシン（アダプター及び改造キットを含む）であって、"複合材料"の構造体用の繊維を織り[weaving]、編み[interlacing]又は組む[braiding]ために"特別に設計"又は改造したもの；

**Technical Note:** 1B001. cでいうところの編み[interlacing]の手法にはニッティングを含む。

d. 補強繊維の製造のために"特別に設計"した又は適合させた装置であって、次のいずれかに該当するもの；

d. 1. 重合体繊維（例えば、ポリアクリルニトリル、レーヨン、ピッチ又はポリカルボシラン）から炭素繊維又は炭化けい素繊維を製造する装置（加熱過程において繊維を引張るための専用の装置を含む）；

d. 2. 炭化けい素繊維の製造用の装置であって、熱したフィラメント状の基材に元素又は化合物を蒸着させるためのもの；

d. 3. 耐火セラミック（例えば酸化アルミニウム）の湿式紡糸装置；

d. 4. 熱処理によって、アルミニウムを含有するプリカーサー繊維からアルミナ繊維を製造する装置；

e. ホットメルト方式を用いて、1C010. eで規制されるプリプレグを製造するための装置；

f. 非破壊検査装置であって、"複合材料"のために"特別に設計した"もののうち、次のいずれかに該当するもの；

f. 1. 三次元欠陥検査用のエックス線断層撮影装置；

f. 2. 数値制御を行うことができる超音波検査装置であって、位置送信機、位置受信機又は位置送受信機の動作が、同時制御され、かつ、検査中の"部品"又は"部分品"の三次元輪郭を軸数が4以上で測定するよう調整されているもの。

g. "複合材料"からなる航空機の機体又はミサイルの構造体を製造するために"特別に設計された" トウ位置決め装置であって、トウを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる'プライマリサーボ位置決め'軸を2本以上有するもの；

**1B001. gのTechnical Note:** 1B001. gでいうところにおいて、'トウ位置決め装置' とは、1本以上の'フィラメントバンド'（幅が25.4mm以下のものに限る）を位置決めし、及びラミネートできるものであって、'フィラメントバンド'を位置決めし、及びラミネートする工程中に個々の'フィラメントバンド'の進行を中断及び再開することができるものをいう。

#### 1B001に対するTechnical Note:

1. 1B001でいうところにおいて、'プライマリサーボ位置決め'軸は、所望の加工を達成するために、コンピュータプログラムの指示のもとに、工作物に対する相対的な空隙において正確な位置決めと方向でエンドエフェクター（すなわち、ヘッド）の位置を制御するものをいう。

2. 1B001でいうところにおいて、'フィラメントバンド'とは、繊維に完全又は部分的に樹脂を含浸したプリプレグであって、単一で連続したテープ状又は繊維状若しくは織布状のものをいう。完全又は部分的に樹脂を含浸した'フィラメントバンド'には、熱接着性のドライパウダーでコーティングしたものを含む。

**1B002 合金、合金粉末又は合金材料の製造用の装置**であって、コンタミネーションを防止するように"特別に設計され"、かつ、1C002. c. 2のいずれかに該

**当する方法において使用するよう“特別に設計した”もの**

**許可要求事項**

規制理由：NS、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：\$5000

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1B003 チタン、アルミニウム又はこれらの合金を“超塑性成形”又は“拡散接合”するための工具、金型、型又は取付け具であって、次のいずれかに該当するものを製造するよう“特別に設計した”もの（規制品目リスト参照）**

**許可要求事項**

規制理由：NS、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：\$5000

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：9A005から9A009、9A011、9A101、9A105から9A109、9A111及び9A116から9A120で規制されるシステム、サブシステム、並びに“部品”及び“部分品”であって、“ミサイル”で用いることができるものの、“特別に設計した”製造装置について

は、9B115を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. 航空機若しくは人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体の構造体；

b. “航空機”若しくは人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体のエンジン；又は

c. 1B003. aで指定される構造体若しくは1B003. bで指定されるエンジンのために“特別に設計した”部品“及び”部分品”。

**1B018 ワッセナーアレンジメントの軍需品リストに掲載された品目（規制品目リスト参照）**

**許可要求事項**

規制理由：NS、MT、RS、AT、UN

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

MT ロケットの推進薬の“製造”のための装置に適用される。 MT Column 1

RS 1B018. aに適用される。 RS Column 2

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

UN エントリー全体に適用される。UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：EAR § 738付則 1のカントリーチャートのRS Column 2に“X”のない国への1B018. aについては、\$3000；

1B018. bについては、\$5000

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：

2014年7月1日の直前に1B018. aに番号分類されていた品目については、ECCN 1B608. a、b、及び. xを参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. [Reserved]

1B101 構造体の複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォームの“製造”のための装置 (ECCN 1B001で規制されるものを除く)のうち、到達可能“航続距離”が300km以上のロケット、ミサイル又は無人航空機用に使用することができるもの及びこれらのサブシステムであって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)、並びにこれらのために“特別に設計した”部品”、“部分品”及び“附属品”

#### 許可要求事項

規制理由：MT、NP、AT

Control (s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

NPは、1B001. aで定めるフィラメントワイプディング装置 NP Column 1

トワイプディング装置であって、直径が75mm (3インチ) 超400mm (16インチ) 未満で、かつ、長さが600mm (24インチ) 以上の円筒形のローターを製造することができるもの；並びにこれらのフィラメントワイプディング装置のための調整及びプログラム制御装置及び精密マンドレルに適用される。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：このエントリーで規制される品目のためのソフトウェアについては、ECCN 1D101を、このエントリーで規制される品目に係る技術については、1E001 (“開発”及び“製造”)並びに1E101 (“使用”)を参照のこと。1B201についても参照のこと。

関連定義：このエントリーで規制される機械のための“部品”、“部分品”及び“附属品”の例には、複合材料の構造体、積層体及びこれらの製品のプリフォームの圧縮成形、硬化、注型、焼結又は接合

のための金型、マンドレル、型、取付け具及び工具がある。

品目：

a. “繊維”から複合材料の構造体又は積層体を製造するために設計したフィラメントワイプディング装置又は‘ファイバープレイスメント装置/トウプレイスメント装置’であって、繊維を位置決めし、包み作業及び巻き作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が3以上のもの、並びに調整及びプログラム制御装置；

b. 複合材料からなる航空機の機体及び“ミサイル”の構造体を製造するために設計した‘テープレイング装置’であって、テープを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が2以上のもの；

#### a項及びb項のTechnical Notes

1B101. a. 及び1B101. b. でいうところにおいて、次の定義が適用される：

1. ‘ファイバープレイスメント装置/トウプレイスメント装置’及び‘テープレイング装置’とは、部品若しくは構造体を生成する型の上に1本若しくは数本の‘フィラメントバンド’をラミネートするためにコンピュータガイドヘッドを使用する同様のプロセスを実行する機械をいう。これらの機械は、ラミネートする工程中に個々の‘フィラメントバンド’の進行を中断及び再開することができる能力を有している。

2. ‘フィラメントバンド’とは、繊維に完全又は部分的に樹脂を含浸したプリプレグであって、単一で連続したテープ状又は繊維状若しくは織布状のものをいう。完全又は部分的に樹脂を含浸した‘フィラメントバンド’には、熱接着性のドライパウダーでコーティングしたものを含む。

3. ‘ファイバープレイスメント装置/トウプレイスメント装置’は、幅が25.4mm以下の1本以上の‘フィラメントバンド’を位置決め能力を有するものである。これは、機械の上側能力の如何にかかわらず、機械が位置決めすることができる材料の最小幅をいう。

4. ‘テープレイング機’は、幅が304.8mm以下の1本以上の‘フィラメントバンド’を位置決めする能力

を有するが、幅が25.4mm以下の'フィラメントバンド'を位置決めすることができないものである。これは、機械の上側能力の如何にかかわらず、機械が位置決めすることができる材料の最小幅をいう。

c. "繊維"の"製造"のために設計又は改造した装置であって、次のいずれかに該当するもの：

c. 1. 重合体繊維（例えば、ポリアクリルニトリル、レーヨン又はポリカルボシラン）から他の繊維を製造する装置（加熱過程において繊維を引張るための専用の設備を含む）；

c. 2. 熱したフィラメント状の基材に元素又は化合物を蒸着させるための装置；及び

c. 3. 耐火セラミック（例えば酸化アルミニウム）の湿式紡糸装置；

d. 9A110で規制される特別な繊維の表面処理、並びにプリプレグ及びプリフォームの製造を行うように設計又は改造した装置。

注：1B101.dで対象とする装置には、限定されるものではないが、ローラー、テンションストレッチャー、コーティング装置、切断装置及び打ち抜き型を含む。

**1B102 金属の粉末の"製造用の装置"**（1B002で指定されるものを除く）、並びに"部品"及び"部分品"であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

**許可要求事項**

規制理由：MT、AT

Control (s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：

1.) 1B115.bについても参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. 金属の粉末の"製造用の装置"であって、管理された環境下において、1C011.a、1C011.b、1C111.a.1、1C111.a.2又は米国軍需品リストで指定される球形粉又は噴霧粉の材料の"製造"に用いることができるもの。

b. 1B002又は1B102.aで指定される"製造用の装置"のために"特別に設計した""部品"及び"部分品"。

注：1B102には次のものを含む：

a. プラズマ発生装置（高周波アークジェット）であって、アルゴン溶解水環境下におけるプロセスの構築により、スパッターされた或いは球形の金属粉末を得るのに使用できるもの；

b. 電気的バースト装置であって、アルゴン溶解水環境下におけるプロセスの構築により、スパッターされた或いは球形の金属粉末を得るのに使用できるもの；

c. 不活性媒体（例えば窒素）中で、アルミニウム溶融物を粉砕することにより、球状のアルミニウム粉末を"製造"するのに使用できる装置。

**1B115 推進薬又はその原料となる物質の"製造"用の装置**（1B002又は1B102で規制されるものを除く）（規制品目リスト参照）、並びにこれらのために"特別に設計した""部品"及び"部分品"

**許可要求事項**

規制理由：MT、AT

Control (s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：バッチ式の混合機、連続式の混合機及びジェットミルについては、1B117、1B118及び1B119を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

- a. 1C011.a、1C011.b、1C111又は米国軍需品リストで規制される液体推進薬又はその原料となる物質の“製造”、取扱い又は受入れ検査のための“製造用の装置”；
- b. 1C011.a、1C011.b若しくは1C111又は米国軍需品リストで定められる固体推進薬又はその原料となる物質の“製造”、取扱い、混合、硬化、注型、プレス、機械加工、押し出し成形又は受入れ検査のための“製造用の装置”。

注：1B115.bは、バッチ式の混合機、連続式の混合機又はジェットミルについては規制しない。バッチ式の混合機、連続式の混合機及びジェットミルについては、1B117、1B118、及び1B119を参照のこと。

注1：[Reserved]

注2：1B115は、炭化ほう素の“製造”、取扱い及び受入れ検査のための装置については規制しない。

**1B116** ノズルであって、原料ガスの熱分解(1,573K (1,300°C) 以上3,173K (2,900°C) 以下の温度範囲において、かつ、130パスカル以上20,000パスカル以下の絶対圧力の範囲において行うものに限る)により生成する物質を金型、マンドレル又はその他の基材に定着させるために“特別に設計した”もの  
許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1B117** バッチ式の混合機であって、次のすべてに該当するもの0以上13,326キロパスカル以下の絶対圧力の真空化で混合できるもののうち、混合容器内の温度を制御することができ、かつ、次のすべての特性を有するもの (規制品目リスト参照)、並びにこれらのために“特別に設計した”部品及び“部分品”  
許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：1B115、1B118及び1B119を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. 0以上13,326キロパスカル以下の絶対圧力の真空化で混合できるもの；

b. 混合容器内の温度を制御することができるもの；

c. ~~a~~ 全容量が110リットル (30ガロン) 以上のもの；  
かつ

d. ~~b~~ 混合機の中心軸から離れた混和軸又は捏和軸を少なくとも1本有するもの。

d. 項 ~~b~~ 項の注：1B117.b. で、用語‘混和軸又は捏和軸’は、デアグロメレーター又はナイフスピンドルを指さない。

**1B118** 連続式の混合機であって、次のすべてに該当するもの0以上13,326キロパスカル以下の絶対圧力の真空化で混合することができるもののうち、混合容器内の温度を制御することができ、かつ、次のいずれかの特性を有するもの (規制品目リスト参照)、並びにこれらのために“特別に設計した”部品及び“部分品”

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS : 適用できない。  
GBS : 適用できない。  
CIV : 適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制 : 1B115、1B117及び1B119を参照のこと。  
関連定義 : ナシ  
品目 :

~~a. 2本以上の混和軸又は捏和軸を有するもの；又は~~  
~~b. 振動機能を備えた一本の回転軸を有し、かつ、混合容器内及び回転軸上に捏和のための歯又は突起を有するもの。~~

a. 0以上13.326キロパスカル以下の絶対圧力の真空化で混合することができるもの；

b. 混合容器内の温度を制御することができるもの；  
かつ

c. 次のいずれかに該当するもの：

c. 1. 2本以上の混和軸又は捏和軸を有するもの；  
又は

c. 2. 振動機能を備えた一本の回転軸を有するものであって、混合容器内及び回転軸上に捏和のための歯／突起を有するもの。

1B119 1C011. a、1C011. b若しくは1C111、又は米国軍需品リストで指定される推進薬又はその原料となる物質を粉碎又は微粉碎することができるジェットミル、並びにこれらのために“特別に設計した”部品“及び”部分品”

#### 許可要求事項

規制理由 : MT、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS : 適用できない。  
GBS : 適用できない。  
CIV : 適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制 : 1B115、1B117及び1B118を参照のこと。  
関連定義 : ナシ  
品目 :

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

1B201 フィラメントワインディング装置（1B001又は1B101で規制されるものを除く）及び関連装置であって、本ECCNで規定されるもの（規制品目リスト参照）

#### 許可要求事項

規制理由 : NP、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外1C111**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS : 適用できない。  
GBS : 適用できない。  
CIV : 適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制 : このエントリーで規制される品目のためのソフトウェアについては、ECCN 1D201を、このエントリーで規制される品目に係る技術については、1E001（“開発”及び“製造”）並びに1E201（“使用”）を参照のこと。ECCN 1D201で規制されるソフトウェアの“開発”に係る技術については、ECCN 1E203についても参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

a. フィラメントワインディング装置であって、次に掲げる特性のすべてを有するもの：

a. 1. 繊維を位置決めし、包み及び巻く作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が2以上のもの；

a. 2. “繊維又はこれを使用したプリプレグ若しくはプリフォーム”から複合材料の構造体又は積層体

を製造するために“特別に設計した”もの；かつ

( § 738付則 1参照)

- a. 3. 直径が75mm超650mm未満であって、かつ、長さが300mm以上の円筒形の巻き管を製造することができるもの；
- b. 1B201. aで規制されるフィラメントワインディング装置のための調整及びプログラム制御装置；
- c. 1B201. aで規制されるフィラメントワインディング装置のための精密マンドレル。

- NP エントリー全体に適用される。 NP Column 1
- AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1
- リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）
  - LVS：適用できない。
  - GBS：適用できない。
  - CIV：適用できない。

**1B225 フッ素製造用の電解槽であって、製造能力が1時間当たり250グラムを超えるもの**

**許可要求事項**

規制理由：NP、AT

Control(s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

- NP エントリー全体に適用される。 NP Column 1
- AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1
- リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

- LVS：適用できない。
- GBS：適用できない。
- CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：

- (1) このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 1E001 (“開発”及び“製造”)並びに1E201 (“使用”)を参照のこと。
- (2) 具体的な処理装置（他のエントリーで指定されていないもの）については、ECCN 1B999を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**規制品目リスト**

関連規制：

- (1) ウランの同位元素の分離に使用するために“特別に設計”又は製作された電磁分離法を用いた同位元素分離装置は、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である。(10 CFR part 110参照)。
- (2) このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 1E001 (“開発”及び“製造”)並びに1E201 (“使用”)を参照のこと。

関連定義：ナシ

ECCN規制：このエントリーには、安定同位元素を濃縮することができる分離装置、並びに分離装置であってイオン源及びコレクタを磁場内及びそれらの構成上、磁界の外側の双方に配置したものを含む。

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1B228 極低温で用いられる水素の蒸留塔であって、本ECCNで規定される特性のすべてを有するもの（規制品目リスト参照）**

**許可要求事項**

規制理由：NP、AT

Control(s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

- NP エントリー全体に適用される。 NP Column 1
- AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1
- リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

- LVS：適用できない。
- GBS：適用できない。
- CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

**1B226 同位元素の電磁分離用の装置であって、50mA以上の総イオンビーム電流を供給することができる単一又は複数のイオン源のために設計されたもの又は装備されたもの**

**許可要求事項**

規制理由：NP、AT

Control(s) Country Chart

## 関連規制：

(1) 重水の製造のために“特別に設計”又は製作された装置は、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である。(10 CFR part 110参照)。

(2) このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 1E001(“開発”及び“製造”)並びに1E201(“使用”)を参照のこと。

## 関連定義：

(1) 本ECCNでいうところにおいて、用語“細粒ステンレス綱”は、ASTM(又は同等規格)の粒度番号5以上の細粒オーステナイトステンレス鋼を意味する。

(2) 本ECCNでいうところにおいて、用語“有効長”は、充てんタイプの塔の中にある充てん材料の実際の高さ又は板タイプの塔の中にある接触板の実際の高さをいう。

## 品目：

- a. 内部の温度が35K(−238°C)以下で用いることができるように設計したもの；
- b. 内部の圧力が0.5メガパスカル以上5メガパスカル以下(5気圧から50気圧)の圧力範囲において用いることができるように設計したもの；
- c. 低硫黄成分の300番台型“細粒ステンレス綱”を用いたもの、又は同等の極低温で用いられ、かつ、水素ぜい性のない材料を用いたもの；かつ
- d. 内径が30cm以上であり、かつ、“有効長”が4m以上のもの。

**1B229 水一硫化水素交換用の棚段塔、及びこれらの内部接触構造物であって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)**

## 許可要求事項

規制理由：NP、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外**(すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

## 規制品目リスト

## 関連規制：

(1) 重水の製造のために“特別に設計”又は製作された装置は、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である。(10 CFR part 110参照)。

(2) このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 1E001(“開発”及び“製造”)並びに1E201(“使用”)を参照のこと。

関連定義：1B229.bで規制される“内部接触構造物”は、有効組立て直径が1.8m(6フィート)以上のセグメントトレーであって、気体と液体を向流的に流して接触させるように設計したもので、かつ、炭素の含有量が全重量の0.03%以下のステンレス鋼で構成されたものである。これらには、シーブトレー、バルブトレー、バブルキャップトレー又はターボグリッドトレーがあり得る。

## 品目：

- a. 水一硫化水素交換用の棚段塔であって、次に掲げる特性のすべてを有するもの：
  - a. 1. 2メガパスカル以上の圧力で用いることができるもの；
  - a. 2. ASTM(又は同等規格)のオーステナイト結晶粒度で粒度番号5以上の炭素綱を用いたもの；かつ
  - a. 3. 直径が1.8m以上のもの；
- b. 1B229.aで規制される水一硫化水素交換用の棚段塔のための“内部接触構造物”。

**1B230 液化アンモニア(KNH<sub>2</sub>/NH<sub>3</sub>)中に希釈又は濃縮カリウムアミド触媒を含む溶液を循環させることができるポンプであって、次に掲げる特性のすべてを有するもの(規制品目リスト参照)**

## 許可要求事項

規制理由：NP、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外**(すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS：適用できない。

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制 :

(1) 重水の製造のために“特別に設計”又は製作された装置は、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である。(10 CFR part 110参照)。

(2) このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 1E001 (“開発”及び“製造”)並びに1E201 (“使用”)を参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

- a. 気密な構造のもの (例えば、密閉封止されたもの) ;
- b. 吐出し量が1時間につき8.5m<sup>3</sup>を超えるもの ; かつ
- c. 次に掲げる特性のいずれかを有するもの :
  - c. 1. 濃縮 (1%以上) カリウムアミド溶液にあっては、1.5メガパスカル以上60メガパスカル以下 (15気圧から600気圧) の圧力範囲において用いることができるもの ; 又は
  - c. 2. 希釈 (1%未満) カリウムアミド溶液にあっては、20メガパスカル以上60メガパスカル以下 (200気圧から600気圧) の圧力範囲において用いることができるもの。

**1B231 トリチウムの設備又はプラント、及びこれらのための装置であって、次のいずれかに該当するもの (規制品目リスト参照)**

**許可要求事項**

規制理由 : NP、AT

Control (s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS : 適用できない。

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制 :

(1) トリチウム、トリチウム化合物及びトリチウムを含有する混合物は、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である。(10 CFR part 110参照)。

(2) このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 1E001 (“開発”及び“製造”)並びに1E201 (“使用”)を参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

- a. トリチウムの製造用、回収用、抽出用、濃縮用又は取扱い用の設備又はプラント ;
- b. トリチウムの設備又はプラントのための装置であって、次のいずれかに該当するもの :
  - b. 1. 水素又はヘリウムを23K (-250°C) 以下の温度に冷却することができる冷凍装置であって、冷凍能力が150ワットを超えるもの ; 又は
  - b. 2. 水素の同位元素の貯蔵用及び精製用装置であって、金属水素化物を貯蔵又は精製のための媒体として用いるもの。

**1B232 ターボエキスパンダ又はターボエキスパンダ・コンプレッサ・セットであって、次に掲げる特性の両方を有するもの (規制品目リスト参照)**

**許可要求事項**

規制理由 : NP、AT

Control (s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS : 適用できない。

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制 :

(1) 重水の製造のために“特別に設計”又は製作された装置は、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である。(10 CFR part 110参照)。

(2) このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 1E001 (“開発”及び“製造”)並びに1E201 (“使用”)を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

- a. 温度が35K(-238°C)以下で用いることができるように設計したもの；かつ
- b. 水素の排出量が1時間につき1,000kg以上になるように設計したもの。

**1B233 リチウムの同位元素の分離用の施設又はプラント並びにこれらのためのシステム及び装置（規制品目リスト参照）**

**許可要求事項**

規制理由：NP、AT

Control(s)	Country Chart
	(§ 738付則 1参照)

NPは、1B233. bに適用される。 NP Column 1

ATは、1B233. bに適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：

(1) このエントリーで定められる品目に係る技術については、ECCN 1E001（“開発”及び“製造”）並びに1E201（“使用”）を参照のこと。

(2) 1B233. aで定める施設及びプラントについては、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である（10 CFR part 110参照）。

(3) 1B233. bから. dで規定されるプラズマ分離法（PSP）のための特定のリチウムの同位元素の分離用の装置は、ウランの同位元素の分離にも直接的に適用でき、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である（10 CFR part 110参照）。

関連定義：ナシ

品目：

- a. リチウムの同位元素の分離用の施設又はプラント；
- b. リチウム水銀アマルガム法に基づくリチウムの同位元素の分離用の装置であって、次のいずれかに該当するもの：

b. 1. リチウムアマルガムのために“特別に設計された”充填搭型液—液交換搭；

b. 2. 水銀、リチウム又は両者のアマルガムポンプ；

b. 3. リチウムアマルガム電解セル；

b. 4. 水素化リチウム溶液濃縮用のエバポレータ；

c. リチウムの同位元素の分離のために“特別に設計された”イオン交換システム、及びこれらのために“特別に設計された”構成部品；

d. リチウムの同位元素の分離のために“特別に設計された”化学交換システム（クラウンエーテル、クリプタンド 又はラリアートエーテルを用いたもの）、及びこれらのために“特別に設計された”構成部品。

**1B234 防爆構造の格納容器、チャンバー、コンテナ、及びその他の同様の格納機器（ECCN 1B608又はITARのUSMLのカテゴリーIV又はVで列挙されるものを除く）であって、高性能爆薬又は爆薬の試験のために設計されたもののうち、本ECCNで規定される特性の双方を有するもの（規制品目リスト参照）**

**許可要求事項**

規制理由：NP、AT

Control(s)	Country Chart
	(§ 738付則 1参照)

NPは、1B233. bに適用される。 NP Column 1

ATは、1B233. bに適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：

(1) USMLのカテゴリーIV(a)及び(b)で列挙される物品の取扱い、制御、作動、監視、探知、防護、発射、又は爆発のために“特別に設計された”機器は、ITARのUSMLのカテゴリーIV(c)で規制される（22 CFR § 120から § 130を参照のこと）。

(2) その中で、USMLのカテゴリーVで列挙される爆発を十分に封じ込めるように“特別に設計された”として特定された機器については、ITARの

USMLのカテゴリV (22 CFR § 120から § 130) を参照のこと。

(3) ECCN 1C608又はITARのUSMLのカテゴリVで規制される品目であって、その他ではUSMLで指定されていないものの“開発”、“製造”、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“特別に設計された”“装置”については、ECCN 1B608も参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

- a. トリニトロトルエンニキログラム以上と同等の爆発を十分に封じ込めるように設計したもの；及び
- b. 当該試験による分析情報又は測定情報を伝達することができる構造又は特性を有するもの。

**1B607 軍用の試験、検査、及び製造“装置”並びに関連貨物であって、ECCN 1A607若しくは1C607で特定される貨物、又はUSMLのカテゴリXIVで列挙される又は別途規定される防衛物品の“開発”、“製造”、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“特別に設計された”もの（規制品目リスト参照）**

**許可要求事項**

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control (s)	Country Chart ( § 738付則 1 参照)
NS エントリー全体に適用される。	NS Column 1
RS エントリー全体に適用される。	RS Column 1
AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1
UN エントリー全体に適用される。	UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：1,500ドル

GBS：適用できない

CIV：適用できない

**STAIについての特別な条件**

STA：許可例外STAの(c)(2)項 (EAR § 740.20(c)(2)) は、1B607のいずれの品目にも使用してはならない。

**規制品目リスト**

関連規制：

(1) 特定の焼却装置に対する規制について、ECCN 2B350を参照のこと。

(2) “軍用貨物”であって、米国外に所在するもの及び米国外で生産されたもののうち、米国原産の“600シリーズ”の規制成分をde minimis量を超えて組み込んだものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

- a. USMLのカテゴリXIV(a)で規制される化学剤の破壊のために“特別に設計された”“装置”。

**1B607. aの注：**ECCN 1B607. aには、破壊作業のために“特別に設計された施設”に対する規制を含む。

この. a項は焼却装置であって、これらのために“特別に設計された”取扱い施設又は“特別に設計された”廃棄物供給システムについては規制しない。

b. ECCN 1A607. e、. f、. g、. h、若しくは. j又はUSMLのカテゴリXIV(f) (XIV(f)(1)を除く)で規制される貨物の軍事的な検定、適格性評価、又は試験のために“特別に設計された”試験設備及び試験“装置”。

c. ECCN 1A607. e、. f、. g、. h、若しくは. j又はUSMLのカテゴリXIV(f)で規制される貨物の“開発”、“製造”、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“特別に設計された”工作設備及び“装置”。

d. からw. [Reserved]

x. ECCN 1A607. b若しくは. cで規制される貨物又はUSMLのカテゴリXIV(f)で規制される防衛物品のために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント” (USMLの他の項で列挙されているもの又は別途規定されているものを除く)。

**1B608 ECCN 1C608又はUSMLのカテゴリVで列挙される貨物の“開発”、“製造”、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“特別に設計された”試験用、検査用、及び製造用の“装置”並びに関連する貨物（規制品目リスト参照）**

**許可要求事項**

規制理由：NS、RS、MT、AT、UN

Control (s)	Country Chart
-------------	---------------

	( § 738付則 1 参照)
NS エントリー全体に適用される。	NS Column 1
RS エントリー全体に適用される。	RS Column 1
MTは、ECCN 1C608に掲げるMT規制貨物又はUSMLのカテゴリVに掲げるMT物品のために“特別に設計された”装置に適用される。	MT Column 1
AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1
UN エントリー全体に適用される。	UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

- LVS : 1,500ドル
- GBS : 適用できない
- CIV : 適用できない

**STAIについての特別な条件**

- STA:
- (1) 許可例外STAの(c)(2)項 (EAR § 740.20(c)(2)) は、1B608のいずれの品目にも使用してはならない。

**規制品目リスト**

- 関連規制:
- (1) USMLのカテゴリVで列挙される防衛物品、及びそれらに直接的に関連する技術資料（ソフトウェアを含む）は、“ITARの対象”である。
  - (2) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の規制される成分をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。
  - (3) ECCN 1B608で規制されない“製造装置”であって、ECCN 1C011.a、1C011.b、若しくは1C111又はUSMLのカテゴリVで規定される推進薬又は推進薬の成分のためのものに対する規制については、ECCN 1B115を参照のこと。

関連定義：ナシ  
品目：

- a. ECCN 1C608又はUSMLのカテゴリVで規制される品目の“開発”、“製造”、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“特別に設計された”装置”であ

- って、USMLの他の箇所で指定されていないもの。  
**a項の注**：ECCN 1B608.aには、以下のものが含まれる：
- (1) 連続ニトロ化反応装置；
  - (2) 脱水プレス；
  - (3) 押し出し成形された推進薬を一定の大きさに切削する機械；
  - (4) 直径が6フィート以上のスィーティーバレル（タンブラー）であって、500ポンド超の製造能力を持つもの[推進薬のコーティング用の回転ドラム]；
  - (5) USMLのカテゴリV(c)(2)でリストされる材料の転換のための対流電流コンバーター；並びに
  - (6) 小火器、機関砲及びロケットの推進薬の押し出し成形のための押し出しプレス。

b. ECCN 1C608又はUSMLのカテゴリVで規制される品目の“開発”、“製造”、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“特別に設計された”すべて揃った設備であって、USMLの他の箇所で指定されていないもの。

c. ECCN 1C608又はUSMLのカテゴリVで規制される品目の検証、検定、又は試験のために“特別に設計された”環境試験施設。

d. からw. [Reserved]

x. このECCNで規制対象となる貨物又はUSMLのカテゴリVに掲げる防衛物品のために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”であって、USMLの他の箇所で規制されていないもの。

**1B613** ECCN 1A613又はUSMLのカテゴリXで規制される貨物の“開発”、“製造”、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“特別に設計された”試験用、検査用、及び製造用の“装置”並びに関連する貨物（規制品目リスト参照）

**許可要求事項**

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control(s)

Country Chart  
( § 738付則 1 参照)

NS エントリー全体に適用される。	NS Column 1	で規制される品目について、反テロリズム理由により、北朝鮮には輸出許可が必要である。カントリーチャートは、このエントリーに対するAT許可要求事項を決定するようには設計されていない。詳細情報についてはEAR § 742.19を参照のこと。
RS エントリー全体に適用される。	RS Column 1	RSは、エントリー全体に適用される。このエントリーで規制される品目のイラクへの輸出及び再輸出並びにイラク国内における移転については、地域安定理由により輸出許可が必要である。カントリーチャートは、このエントリーに対するRS許可要求事項を決定するようには設計されていない。詳細情報については、§ 742.6及び§ 746.3を参照のこと。
AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1	
UN エントリー全体に適用される。	UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。	

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS : 1,500ドル

GBS : 適用できない

CIV : 適用できない

#### STAについての特別な条件

STA :

(1) 許可例外STAの(c) (2) 項 (EAR § 740.20(c) (2)) は、1B613のいずれの品目にも使用してはならない。

#### 規制品目リスト

関連規制：外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の規制される成分をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

- a. ECCN 1A613又はUSMLのカテゴリーXで規制される貨物の“開発”、“製造”、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“特別に設計された”試験用、検査用、及び“製造”用の“装置” (USMLのカテゴリーX(c)で規制されるものを除く)。
- b. ECCN 1A613又はUSMLのカテゴリーXで規制されるセラミック製又は複合材料製の防弾服の“製造”のために“特別に設計された”プラズマ加圧焼結 (P2C) “装置”。

**1B999 特定の加工装置 (他のエントリーで指定されていないもの) であって、次のいずれかに該当するもの (規制品目リスト参照)**

#### 許可要求事項

規制理由：AT、RS

Control (s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。このエントリー

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS : 適用できない。

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：1B001、1B101、1B201、1B225及び1D999についても参照のこと

関連定義：ナシ

品目：

- a. フッ素製品の生産のための電解槽 (他のエントリーで指定されていないもの)；
- b. 粒子加速器；
- c. 電力産業用に設計された産業用のプロセス制御ハードウェア又はシステム (他のエントリーで指定されていないもの)；
- d. フレオン及び冷却水を使用した冷却装置であって、連続冷却効率が100,000BTU/hr (29.3kW) 以上の能力を持つもの；
- e. 構造体用の複合材料、繊維、プリプレグ及びプリフォームの製造装置 (他のエントリーで指定されていないもの)。

#### C. “材料”

##### Technical Note :

金属及び合金：相反する規定が制定されない限り、1C001から1C011の用語“金属”及び“合金”は、一次製品及び半製品の形態であって、次のいずれかに該当するものを対象とする：

一次製品の形態：アノード〔電解槽の陽極〕、球材、棒材（ノッチ付き棒材及び線棒材を含む）、ビレット、ブルーム、スラブ〔鋼塊を分塊圧延した中間素材〕、ブロック、ブリケット〔金属の削り粉を圧縮して固めたもの〕、ケーキ、カソード〔電解槽の陰極〕、結晶、金属キューブ、サイコロ、粒、細粒、インゴット、lumps〔金属塊〕、ペレット、ピグ〔金属塊〕、金属粉、ロンデル〔丸玉〕、金属粒、スラグ〔鋇滓〕、スポンジ、スティック；

半製品の形態（コーティング、メッキ、穴あけ又は打ち抜きの有無を問わない）：

a. 圧延、引抜き、押出し、鍛造、衝撃押出し、プレス、微粒化、微塵化及び研削などの工程を経て加工又は製作されたもの：（例えば、アングル、導管、環、円板、微粉、フレーク〔薄片〕、箔及びリーフ〔薄片〕、鍛造品、平板、粉末、プレス品及び圧縮成形品、リボン、リング、ロッド（裸溶接棒、条鋼線材及び圧延線材を含む）、型鋼、型材、シート、条、パイプ及び管（円管、角管及び中空管を含む）、引抜き加工又は押出し加工された線；

b. 砂型、金型、金属型、石膏型又はその他の鑄型（高圧鑄造品、焼結法、及び粉末冶金法を含む）により製造された鑄造材料。

最終製品であると主張されたリストされていない形態のものであっても実際には一次製品又は半製品の形態を示しているものの輸出によって、本規制の目的とするところを無効にしてはならない。

**1C001 電磁波放射を吸収するために特別に設計した材料又は本来的に導電性を有する高分子材料電波の吸収材又は本来的に導電性を有する高分子として使用するために“特別に設計した”材料であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）**

#### 許可要求事項

規制理由：NS、MT、AT

Control (s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

#### 報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。  
**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

#### STAIについての特別な条件

STA：このエントリーに掲げる品目の、カンントリーグループA:6（EAR § 740付則 1参照）にリストされている仕向地への出荷には、許可例外STAを使用してはならない。

#### 規制品目リスト

関連規制：1C101についても参照のこと

関連定義：ナシ

品目：

a. 電波の吸収材であって、周波数が200メガヘルツ超3テラヘルツ未満のもの。

注 1：1C001. aは次のものについては規制しない：

a. 天然繊維又は合成繊維で構成された繊維状の吸収材のうち、吸収機能を備えるのに磁気を装荷していないもの；

b. 磁気損失型でない吸収材のうち、入射表面の形状が板状でないもの（角錐形、円錐形、楔形及び螺旋形のものを含む）；

c. 板状の吸収材であって、次のすべてに該当するもの：

1. 次のいずれかに該当するものからなるもの：

a. 炭素を含有するプラスチックの発泡体を用いたもの又は有機物を用いたもの（可撓性のもの若しくは非可撓性のもの）であって、吸収率が最大である電波の周波数を中心とした±15%の周波数範囲以外の周波数において測定した当該吸収材の電波の反射率が金属板の電波の反射率の5%以上で、かつ、450K(177°C)を超える温度で使用することができないもの；又は

b. セラミックを用いたものであって、吸収率が最大である電波の周波数を中心とした±15%の周波数範囲以外の周波数において測定した当該吸収材の電波の反射率が金属板の電波の反射率の20%以

上で、かつ、800K(527°C)を超える温度で使用することができないもの；

**Technical Note** : 1C001. a. の注1のc. 1の吸収材の試験片は、方形で一辺が中心周波数の5波長以上のものであって、放射素子の遠方界領域に設置しなければならない。

2. 引張強さが7メガニュートン/m<sup>2</sup>未満のもの；及び

3. 圧縮強さが14メガニュートン/m<sup>2</sup>未満のもの；

d. 焼結したフェライトからなる板状の吸収材であって、次のすべてに該当するもの：

1. 比重が4.4を超えるもの；及び

2. 548K(275°C)を超える温度で使用することができないもの。

**注 2**：注1におけるどの条項も塗料に混入した吸収作用を備える磁性材料については除外しない。

b. **可視光を透過しない材料であって、波長が810nm超2,000nm 未満（周波数が150THz 超370THz 未満）の近赤外線放射を吸収するために特別に設計されたもの電波の吸収材として使用するよう設計したものであって、周波数が150テラヘルツ超370テラヘルツ未満のものうち、可視光を透過しないもの；**

**注**：1C001. bは、次のいずれか用途に該当するよう“特別に設計”又は調査した材料には適用されない：

a. 重合体を“レーザー”マーキングするもの；又は

b. 重合体を“レーザー”溶接するもの。

c. 本来的に導電性を有する高分子であって、‘体積導電率’が10キロジーメンズ/mを超えるもの又は‘表面抵抗率’が100オーム未満のものうち、次のいずれかの重合体からなるもの：

c. 1. ポリアニリン；

c. 2. ポリパイロール；

c. 3. ポリチオフェン；

c. 4. ポリフェニレンビニレン；又は

c. 5. ポリサイニレンビニレン。

**注**：1C001. cは、液状の材料には適用されない。

**Technical Note**：‘体積導電率’及び‘表面抵抗率’は、ASTM規格D-257又は同等の国家規格により測

定されるものとする。

**1C002 合金、合金粉末及び合金材料であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）許可要求事項**

規制理由：NS、NP、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

NP 1C002. b. 3又はb. 4であって、 NP Column 1

1C202で記載されるパラメータを

超えるものに適用される。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：\$3000（NPについては適用できない）

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：

(1) このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 1E001(“開発”及び“製造”)並びに1E201(“使用”)を参照のこと。

(2) ECCN 1C202についても参照のこと。

(3) 地金及び最終製品のアルミニウム合金及びチタン合金であって、ウランの同位元素の分離に使用するために“特別に設計”又は製作されたものは、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である。(10 CFR part 110参照)。

関連定義：ナシ

品目：

**注**：1C002は、合金、合金粉末及び又は合金材料のうち基材の表面に定着させる1C002は、合金、合金粉末及び又は合金材料のうちコーティングに使用するために特別に調合されたものについては規制しない。

**Technical Note 1**：1C002の金属合金は、重量比で所定の金属の含有量が他の成分のいずれよりも多い合金をいう。

**Technical Note 2**：‘応力破断時間’は、ASTM規格E-139又は同等の国家規格によって測定され

るものとする。

**Technical Note 3:** ‘低サイクル疲労寿命’ は、ASTM規格E-606 ‘定振幅低サイクル疲労試験に対する推薦方式’ 又は同等の国家規格によって測定されるものとする。試験は平均応力比が1で、かつ応力集中係数 (Kt) が1になるような軸方向の試験である。平均応力比は (最大応力-最小応力) / 最大応力と定義される。

a. アルミニウムの化合物となっている合金であって、次のいずれかに該当するもの :

a. 1. アルミニウムの含有量が全重量の15%以上38%以下であって、アルミニウム又はニッケル以外の合金元素を含むニッケル合金 ;

a. 2. アルミニウムの含有量が全重量の10%以上であって、アルミニウム又はチタン以外の合金元素を含むチタン合金 ;

b. 1C002.cで規制される粉末又は粒子材料からなる合金であって、次のいずれかに該当するもの :

b. 1. ニッケル合金であって、次のいずれかに該当するもの :

b. 1. a. 923K (650°C) の温度において676メガパスカルの応力が発生する荷重を加えたときの ‘応力破断時間’ が10,000時間以上のもの ; 又は

b. 1. b. 823K (550°C) の温度において1,095メガパスカルの応力が発生する荷重を加えたときの ‘低サイクル疲労寿命’ が10,000サイクル以上のもの ;

b. 2. ニオブ合金であって、次のいずれかに該当するもの :

b. 2. a. 1,073K (800°C) の温度において400メガパスカルの応力が発生する荷重を加えたときの ‘応力破断時間’ が10,000時間以上のもの ; 又は

b. 2. b. 973K (700°C) の温度において700メガパスカルの応力が発生する荷重を加えたときの ‘低サイクル疲労寿命’ が10,000サイクル以上のもの ;

b. 3. チタン合金であって、次のいずれかに該当するもの :

b. 3. a. 723K (450°C) の温度において200メガパスカルの応力が発生する荷重を加えたときの ‘応力破断時間’ が10,000時間以上のもの ; 又は

b. 3. b. 723K (450°C) の温度において400メガパスカルの応力が発生する荷重を加えたときの ‘低サ

イクル疲労寿命’ が10,000サイクル以上のもの ;

b. 4 アルミニウム合金であって、次のいずれかに該当するもの :

b. 4. a. 引張強さが、473K (200°C) の温度において240メガパスカル以上のもの ; 又は

b. 4. b. 引張強さが、298K (25°C) の温度において415メガパスカル以上のもの ;

b. 5. マグネシウム合金であって、次のすべてに該当するもの :

b. 5. a. 引張強さが345メガパスカル以上のもの ; かつ

b. 5. b. ASTM規格G-31又は同等の国家規格によって測定される3%食塩水中における腐食が1年につき1mm未満のもの ;

c. 合金の粉末又は粒子材料であって、次のすべてに該当するもの :

c. 1. 次のいずれかに該当するものからなるもの :

**Technical Note :** 下記における X は、1種類以上の合金成分に等しい。

c. 1. a. タービンエンジンの “部品” 又は “部分品” に適格なニッケル合金 (Ni-Al-X, Ni-X-Al) (即ち (製造工程中に混入する) 金属以外の粒子 (径が100µm を超えるものに限る) の数が粒子1,000,000,000個当たり3個未満のもの) ;

c. 1. b. ニオブ合金 (Nb-Al-X若しくはNb-X-Al、Nb-Si-X若しくはNb-X-Si、Nb-Ti-X若しくはNb-X-Ti) ;

c. 1. c. チタン合金 (Ti-Al-X若しくはTi-X-Al) ;

c. 1. d. アルミニウム合金 (Al-Mg-X若しくはAl-X-Mg、Al-Zn-X若しくはAl-X-Zn、Al-Fe-X若しくはAl-X-Fe) ; 又は

c. 1. e. マグネシウム合金 (Mg-Al-X若しくはMg-X-Al) ;

c. 2. 管理された環境下で、次のいずれかの方法によって製造したもの :

c. 2. a. “真空噴霧法” ;

c. 2. b. “ガス噴霧法” ;

c. 2. c. “回転噴霧法” ;

c. 2. d. “スプラットクエンチ法” ;

c. 2. e. “メルトスピニング法” 及び “粉化法” ;

- c. 2. f. “メルトエキストラクション法”及び“粉化法”；
- c. 2. g. “機械的合金法”；又は
- c. 2. h. “プラズマ噴霧法”；並びに
- c. 3. 1C002. a又は1C002. bで規制される材料を製造することができるもの；
- d. 合金材料であって、次のすべてに該当するもの：
  - d. 1. 1C002. c. 1で指定されるいずれかの成分系からなるもの；
  - d. 2. 細かく砕かれていないフレーク状、リボン状又は細い棒状のもの；かつ
  - d. 3. 管理された環境下で、次のいずれかの方法によって製造されたもの：
    - d. 3. a. “スプラットクエンチ法”；
    - d. 3. b. “メルトスピニング法”；又は
    - d. 3. c. “メルトエキストラクション法”。

**Technical Notes :**

1. ‘ガス噴霧法’は、飛行中に位置制御が可能な後縁フラップ、タブ若しくは前縁スラット又はピボット・ノーズ・ドループを利用したものをいう。
2. ‘ガス噴霧法’は、融解した金属合金の流れを高圧ガス流によって、径500マイクロメートル以下の溶滴にする方法をいう。
3. ‘回転噴霧法’は、融解した金属流又は溶湯を遠心力によって、径が500マイクロメートル以下の溶滴にする方法をいう。
4. ‘スプラットクエンチ法’は、溶融した金属流を冷却した個体にぶつけることにより“急速固化”して、薄片状の製品を形成するプロセスをいう。
5. ‘メルトスピニング法’及び‘粉化法’は、溶融した金属流を冷却した回転体の上へぶつけて‘急速固化’することにより、薄片、リボン又はロッド状の製品にするプロセスをいう。
6. ‘粉化法’は、材料を破碎又は粉碎によって微粒にする方法をいう。
7. ‘メルトエキストラクション法’は、溶融した金属合金の中へ冷却した回転体の一部を差し込むことにより、‘急速固化’してリボン状の合金製品を抽出するプロセスをいう。
8. ‘機械的合金法’は、機械的衝撃で基本的かつ主要な合金粉末を接合したり、分離したり、ふたたび接

合することにより合金とするプロセスをいう。  
 非金属の粒子は適当な粉末を加えることにより、合金の中に取り込むことができる。  
 9. ‘プラズマ噴霧法’は、不活性ガス雰囲気中でプラズマトーチ法を使用して、溶融流体又は固体金属を直径500µm以下の滴の状態にする方法をいう。  
 10. ‘急速固化’は、1,000K/秒超の冷却速度で溶融した材料を凝固させる方法をいう。

**1C003 金属性磁性材料（あらゆる種類のあらゆる形状のもの）であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）**

**許可要求事項**

規制理由：NS、AT

Control(s)	Country Chart
	(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2  
 AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
 リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

- LVS：\$3000
- GBS：適用できない。
- CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：ナシ  
 関連定義：ナシ  
 品目：

- a. 比初透磁率が120,000以上のものであって、厚さが0.05mm以下のもの；

**Technical Note：** 比初透磁率の測定は、十分に焼鈍した材料にて行わなければならない。

- b. 磁歪合金であって、次のいずれかに該当するもの：
  - b. 1. 飽和磁気歪が0.0005を超えるもの；又は
  - b. 2. 電気機械結合係数(k)が0.8を超えるもの；
 又は
  - c. ストリップ状のアモルファス合金又は‘ナノクリスタル’合金であって、次のすべてに該当するもの：
    - c. 1. 鉄、コバルト若しくはニッケルのいずれかの含有量又はこれらの含有量の合計が全重量の75%以上のもの；
    - c. 2. 飽和磁束密度(Bs)が1.6テスラ以上のもの；

かつ	Control (s)	Country Chart
<p>c. 3. 次のいずれかに該当するもの：</p> <p>c. 3. a. ストリップ[薄板]の厚さが0.02mm以下のもの；又は</p> <p>c. 3. b. 電気抵抗率が <math>2 \times 10^{-4} \text{ohm cm}</math> [<math>2 \mu\Omega\text{m}</math>] 以上のもの。</p> <p><b>Technical Note</b> : 1C003. cの‘ナノクリスタル’合金は、X線回折で決定される結晶粒のサイズが50nm以下の材料をいう。</p>	<p>Control (s)</p> <p>NS エントリー全体に適用される。NS Column 2</p> <p>AT エントリー全体に適用される。AT Column 1</p> <p><b>リストに基づく許可例外</b> (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)</p> <p>LVS : \$1500</p> <p>GBS : 適用できない。</p> <p>CIV : 適用できない。</p>	<p>Country Chart</p> <p>( § 738付則 1参照)</p>
<p><b>1C004</b> ウランチタン合金又はタングステン合金であって、その“マトリックス”が鉄、ニッケル又は銅のものうち、次のすべてに該当するもの (規制品目リスト参照)</p>	<p><b>規制品目リスト</b></p> <p>関連規制 : ナシ</p> <p>関連定義 : ナシ</p> <p>品目 :</p>	
<p><b>許可要求事項</b></p>	<p>a. “超電導”“複合材料”の導体であって、1つ以上のニオブチタンの‘フィラメント’を含むものうち、次のすべてに該当するもの：</p>	
<p>規制理由 : NS、AT</p>	<p>a. 1. ‘フィラメント’が銅又は銅合金以外の“マトリックス”に埋めこまれたもの；かつ</p>	
<p>Control (s)</p>	<p>a. 2. 超電導 ‘フィラメント’の断面積が <math>0.000028 \text{mm}^2</math> (円形フィラメントについては直径が <math>6 \mu\text{m}</math>) 未満のもの；</p>	<p>Country Chart</p>
<p>( § 738付則 1参照)</p>	<p>b. ニオブチタン以外の“超電導” ‘フィラメント’からなる“超電導”“複合材料”の導体であって、次のすべてに該当するもの：</p>	
<p>NS エントリー全体に適用される。NS Column 2</p>	<p>b. 1. 磁界をかけない場合に、“臨界”温度が <math>9.85 \text{K}</math> (<math>-263.31^\circ\text{C}</math>) 超のもの；</p>	
<p>AT エントリー全体に適用される。AT Column 1</p>	<p>b. 2. 導体[超電導材料]の縦軸に対してあらゆる方向から垂直に12テスラの磁束密度の磁界をかけた場合に、<math>4.2 \text{K}</math> (<math>-268.96^\circ\text{C}</math>) の温度で“超電導”状態を保つことができるものであって、臨界電流密度がすべての横断面で <math>1,750 \text{A/mm}^2</math> を超えるもの。</p>	
<p><b>リストに基づく許可例外</b> (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)</p>	<p>c. 1つ以上の“超電導” ‘フィラメント’からなる“超電導”“複合材料”の導体であって、<math>115 \text{K}</math> (<math>-158.16^\circ\text{C}</math>) の温度を超えて“超電導性”を保つことができるもの。</p>	
<p>LVS : \$3000</p>	<p><b>Technical Note</b> : 1C005でいうところの‘フィラメント’は、ワイヤー、シリンダー、フィルム、テープ又はリボンの形状のものを含む。</p>	
<p>GBS : 適用できない。</p>	<p><b>1C006</b> 作動油及び潤滑剤であって、次のいずれかに該当するもの (規制品目リスト参照)</p>	
<p>CIV : 適用できない。</p>	<p><b>許可要求事項</b></p>	
<p><b>規制品目リスト</b></p>		
<p>関連規制 : 1C117及び1C226についても参照のこと。</p>		
<p>関連定義 : ナシ</p>		
<p>品目 :</p>		
<p>a. 密度が <math>17.5 \text{g/cm}^3</math> を超えるもの；</p>		
<p>b. 弾性限度が880メガパスカルを超えるもの；</p>		
<p>c. 引張強さが1,270メガパスカルを超えるもの；かつ</p>		
<p>d. 伸び率が8%を超えるもの。</p>		
<p><b>1C005</b> “超電導”“複合材料”の導体であって (長さが100mを超えるもの又は全重量が100gを超えるものに限る)、次のいずれかに該当するもの (規制品目リスト参照)</p>		
<p><b>許可要求事項</b></p>		
<p>規制理由 : NS、AT</p>		

規制理由：NS、AT  
 Control(s) Country Chart  
 (§ 738付則 1参照)  
 NS エントリー全体に適用される。NS Column 2  
 AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明  
 について § 740を参照のこと）  
 LVS：\$3000  
 GBS：1C006. dについてはYes  
 CIV：1C006. dについてはYes

### 規制品目リスト

関連規制：1C996についても参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

- a. [Reserved]
- b. 潤滑剤として使用することができる材料であって、次のいずれかに該当する物質を主成分とするもの：
- b. 1. フェニレンエーテル、アルキルフェニレンエーテル、フェニレンチオエーテル、アルキルフェニレンチオエーテル又はこれらの混合物であって、その有するエーテル基、チオエーテル基又はこれらの官能基の数の合計が3以上のもの；又は
- b. 2. 液状のふっ化シリコーン油であって、298K(25°C)の温度において測定した動粘度が5,000 mm<sup>2</sup>/秒(5,000センチストークス)未満のもの；
- c. 振動防止用に使用することができる液体であって、次のすべてに該当するもの：
- c. 1. 純度が99.8%を超えるもの；
- c. 2. 径が200µm以上の粒状の不純物の数が100ml当たり25個未満のもの；かつ
- c. 3. 次のいずれかに該当するものの重量が全重量の85%以上のもの：
- c. 3. a. ジブロモテトラフルオロエタン (CAS 25497-30-7, 124-73-2, 27336-23-8)；
- c. 3. b. ポリクロロトリフルオロエチレン（オイル状及びワックス状に改質したものに限り）；又は
- c. 3. c. ポリブロモトリフルオロエチレン；
- d. 電子機器の冷媒用に使用することができる液体であって、フルオロカーボンからなるもののうち、次のすべてに該当するもの：
- d. 1. 次のいずれかに該当する物質又はこれらの混合物の含有量の合計が全重量の85%以上のもの：

- d. 1. a. パーフルオロポリアルキルエーテルトリアジン又はパーフルオロアリファティックエーテルのモノマー；
- d. 1. b. パーフルオロアルキルアミン；
- d. 1. c. パーフルオロシクロアルカン；又は
- d. 1. d. パーフルオロアルカン；
- d. 2. 298K(25°C)の温度における密度が、1.5g/ml以上のもの；
- d. 3. 273K(0°C)の温度において液体のもの；かつ
- d. 4. ふっ素の含有量が全重量の60%以上のもの。
- 注：1C006. dは、医療製品として指定され、かつ梱包された材料には適用されない。

**1C007 セラミック粉末、セラミック“マトリックス”複合“材料、及びこれらの材料となる物質”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）**  
**許可要求事項**

規制理由：NS、MT、AT

Control(s) Country Chart  
 (§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2  
 MT 1C007. cに掲げる品目であって、MT Column 1

“ミサイル”のレードームに使用するためのもの（100MHz以上100GHz以下の範囲のいずれかの周波数における比誘電率が6未満のものに限る）に適用される。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

### 報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。  
**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：\$5000（MT及び1C007. eについては適用できない）

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

### STAIについての特別な条件

STA：1C007. cに掲げる品目の、カントリーグループA:6（EAR § 740付則 1参照）にリストされている仕向地への出荷には、許可例外STAを使用して

はならない。

### 規制品目リスト

関連規制：1C107についても参照のこと

関連定義：ナシ

品目：

a. 二ほう化チタン (TiB<sub>2</sub>) (CAS 12045-63-5) を用いて製造したセラミック粉末であって、金属不純物の含有量が全重量の0.5%未満のもの（意図的な添加を除く）のうち、粒子の径の平均値が5μm以下であり、かつ、径が10μmを超える粒子の重量の合計が全重量の10%以下であるもの；

b. [Reserved]

c. セラミック“マトリックス”“複合”材料であって、次のいずれかに該当するもの：

c. 1. セラミック—セラミック“複合”材料であって、ガラス又は酸化物を“マトリックス”とするものうち、次のいずれかで強化されたもの：

c. 1. a. 次のいずれかの材料から製造された連続した繊維：

c. 1. a. 1. Al<sub>2</sub>O<sub>3</sub>[酸化アルミニウム] (CAS 1344-28-1)；若しくは

c. 1. a. 2. Si-C-N[けい素、炭素及び窒素]；

又は

注：1C007. c. 1. aは、繊維を含む“複合材料”であって、1, 273K(1, 000°C)の温度における引張強さが700メガパスカル未満のもの、又は1, 273K(1, 000°C)の温度において100メガパスカルの応力が発生する荷重を100時間にわたって加えたときに、クリープ歪みが1%を超えるものには適用されない。

c. 1. b. 次のすべてに該当する繊維：

c. 1. b. 1. 次のいずれかの材料から製造されたもの：

c. 1. b. 1. a. Si-N[けい素及び窒素]；

c. 1. b. 1. b. Si-C[けい素及び炭素]；

c. 1. b. 1. c. Si-Al-O-N[けい素、アルミニウム、酸素及び窒素]；又は

c. 1. b. 1. d. Si-O-N[けい素、酸素及び窒素]；かつ

c. 1. b. 2. “比強度”が12, 700mを超えるもの；

c. 2. セラミック“マトリックス”“複合”材料であって、けい素、ジルコニウム又はほう素の炭化物又は窒化物を“マトリックス”とするもの；

注意：以前、1C007. cのもとに指定リストされていた品目については、1C007. c. 1. bを参照のこと。

d. [Reserved]

注意：以前、1C007. dのもとに指定リストされていた品目については、1C007. c. 2を参照のこと。

e. 1C007. cで規制される材料を“製造”するために“特別に設計された”セラミックの材料となる前駆物質’であって、次のいずれかに該当するもの：

e. 1. ポリジオルガノシラン(炭化けい素の製造用)；

e. 2. ポリシラザン(窒化珪素の製造用)；

e. 3. ポリカルボシラザン(珪素、炭素及び窒素化合物からなるセラミックの製造用)；

Technical Note:1C007でいうところにおいて、‘セラミックの材料となる前駆物質’とは、炭化けい素、窒化珪素、又はけい素、炭素及び窒素からなるセラミックの“製造”に使用される材料となる特殊用途の重合体材料又は有機金属材料をいう。

f. [Reserved]

注意：以前、1C007. fのもとに指定リストされていた品目については、1C007. c. 1. aを参照のこと。

**1C008 非ふっ素化重合体であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）**

### 許可要求事項

規制理由：NS、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：\$200

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

### 規制品目リスト

関連規制：1A003についても参照のこと。

関連定義：ナシ

- 品目：
- a. イミドであって、次のいずれかに該当するもの：
- a. 1. ビスマレイミド；
- a. 2. ‘ガラス転移点(Tg)’が563K(290℃)を超える芳香族ポリアミドイミド (PAI)；
- a. 3. 芳香族ポリイミドであって、‘ガラス転移点(Tg)’が505K(232℃)を超えるもの；
- a. 4. ‘ガラス転移点(Tg)’が563K(290℃)を超える芳香族ポリエーテルイミド；
- 注：1C008. aは、“溶融性”[熱、放射線若しくは触媒による作用その他外部からの作用により重合化又は架橋することができるもの又は熱分解を経ずに溶融することができるものをいう]を有する液状又は固体の物質（樹脂、粉、ペレット、フィルム、シート、テープ又はリボンを含む）に適用する。
- 注意：非“溶融性”の芳香族ポリイミドの製品（フィルム、シート、テープ又はリボン状のものに限る）については、1A003を参照のこと。
- b. [Reserved]
- c. [RESERVED]
- d. ポリアリーレンケトン；
- e. ビフェニレン、トリフェニレン又はこれらの組合せからなるアリーレン基を有するポリアリーレンスルフィド；
- f. ‘ガラス転移点(Tg)’が563K(290℃)を超えるポリビフェニレンエーテルスルホン。

**Technical Note：**

1. 1C008. a. 2の熱可塑性材料、1C008. a. 4の材料及び1C008. f の材料の‘ガラス転移点(Tg)’は、ISO 11357-2 (1999)又は同等の国家規格に定める測定方法により測定されるものとする。
2. 1C008. a. 2の熱硬化性材料及び1C008. a. 3の材料の‘ガラス転移点(Tg)’は、ASTM D 7028-07又は同等の国家規格に定める3点曲げ試験方法により測定される。この試験は、ASTM E 2160-04又は同等の国家規格に定められた硬化度90%以上の乾燥材料を使い、最も高いTgをもたらす標準工程及びポストキュア工程の組み合わせを用いて硬化させるものとする。

**1C009 未加工のふっ素化合物であって、次のい**

**れかに該当するもの（規制品目リスト参照）**

**許可要求事項**

規制理由：NS、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2  
AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：\$5000

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：1A001についても参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

- a. [Reserved]
- b. 結合ふっ素の含有量が全重量の10%以上のふっ化ポリイミド；
- c. 結合ふっ素の含有量が全重量の30%以上のふっ化ホスファゼンの弾性体。

**1C010 “繊維”[“繊維”を使用したプリプレグ若しくはプリフォームを含む]であって、次のいずれかに該当するもの：（規制品目リスト参照）**

**許可要求事項**

規制理由：NS、NP、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2  
NP 1C010. a(アラミド繊維)及び、 NP Column 1  
b(炭素“繊維”)並びにe. 1であって、ECCN 1C210の規制基準に合致するかを超える“繊維”に適用される。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**報告要求事項**

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。  
**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：\$1500 (NPについては適用できない)

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

### STAIについての特別な条件

STA : 1C010. c又はdに掲げる品目の、カントリーグループA:6 (EAR § 740付則 1参照) にリストされている仕向地への出荷には、許可例外STAを使用してはならない。

### 規制品目リスト

関連規制 :

(1) このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 1E001 (“開発”及び“製造”)並びに1E201 (“使用”)を参照のこと。

(2) 1C210及び1C990についても参照のこと。

(3) 1C010. eで規制されない材料 (注1 又は 2で定める) については、9C110も参照のこと。

関連定義 :

(1) 比弾性率 :

296±2 K (23±2 °C)の温度及び50±5%の相対湿度のもとで測定されたヤング率 (パスカル(ニュートン/m<sup>2</sup>に等しい)を比重量 (ニュートン/m<sup>3</sup>) で除した値をいう。

(2) 比強度 :

296±2 K (23±2 °C)の温度及び50±5%の相対湿度のもとで測定された最大引張り強さ (パスカル(ニュートン/m<sup>2</sup>に等しい)を比重量 (ニュートン/m<sup>3</sup>) で除した値をいう。

品目 :

### Technical Notes :

1. 1C010. a、1C010. b又は1C010. c又は1C010. e. 1. bに掲げる“繊維”の“比強度”、“比弾性率”又は比重を計算する目的において、引張強度及び弾性率は、ISO 10618 (2004)又は同等の国家規格で規定されるA方式を使用することにより決定されるものとする。

2. 1C010に掲げる非一方向性の“繊維” (例えば、テープ、ファブリック、ランダムマット及びブレイド) の“比強度”、“比弾性率”又は比重の評価は、非一方向性の“繊維”に加工する前の構成要素の一方向性モノフィラメント (モノフィラメント、ヤーン、ロービング又はトウ) の機械的特性に基づく。

a. 有機“繊維”であって、次のすべてに該当するもの :

a. 1. “比弾性率”が12,700,000mを超えるもの ;

かつ

a. 2. “比強度”が235,000mを超えるもの ;

注 : 1C010. aは、ポリエチレン繊維については規制しない。

b. 炭素“繊維”であって、次のすべてに該当するもの :

b. 1. “比弾性率”が14,650,000mを超えるもの ;

かつ

b. 2. “比強度”が268,200mを超えるもの ;

注 : 1C010. bは、以下のものについては規制しない。

a. “民間の航空機”の構造体又は積層体の修理のための“繊維及びフィラメント材料”であって、次のすべてに該当するもの :

1. 面積が1m<sup>2</sup>以下のもの ;

2. 一辺の長さが2.5m以下のもの ; かつ

3. 幅が15mmを超えるもの。

b. 機械的にチョップ[短く切断]、ミル[粉碎]、カット[チョップとミルの中間]した炭素“繊維”であって、長さが25.0mm以下のもの。

c. 無機“繊維”であって、次のすべてに該当するもの :

c. 1. “比弾性率”が2,540,000mを超えるもの ;

かつ

c. 2. 不活性の環境における融点、軟化点、分解点又は昇華温度が1,922K (1,649°C) を超えるもの ;

注 : 1C010. cは、次のいずれかに該当するものについては規制しない :

a. “比弾性率”が10,000,000m未満のものであって、シリカの含有量が全重量の3%以上の多相多結晶アルミナ繊維の短繊維であって、短く切断されたもの又はランダムマット形態のもの ;

b. モリブデン繊維又はモリブデン合金繊維 ;

c. ボロン繊維 ;

d. 不活性の環境における融点、軟化点、分解点又は昇華温度が2,043K (1,770°C) 未満のセラミック繊維の短繊維。

d. “繊維”であって、次のいずれかに該当するもの :

d. 1. 次のいずれかに該当するものからなるもの :

d. 1. a. 1C008. aで規制される芳香族ポリイミド ; 若しくは

d. 1. b. 1C008. b から1C008. fで規制される材料 ; 又は

d. 2. 1C010. d. 1. a又は1C010. d. 1. bで規制される材料からなるもの、及び 1C010. a、1C010. b又は1C010. cで規制されるその他の繊維とを混織した<sup>1</sup> ~~混織した~~繊維；

**Technical Note :**

'混織した'とは、全体の繊維形態で補強繊維と"マトリックス"の混合物を生産するため、熱可塑性の繊維と補強繊維をフィラメントとフィラメントで混合させることをいう。

e. 有機"繊維"、炭素"繊維"若しくは無機"繊維"に樹脂若しくはピッチを十分に若しくは部分的に含浸したもの（プリプレグ）、有機"繊維"、炭素"繊維"若しくは無機"繊維"に金属若しくは炭素を被覆したもの（プリフォーム）又は炭素繊維プリフォーム<sup>2</sup> ~~炭素繊維プリフォーム~~であって、次のすべてに該当するもの：

e. 1. 次のいずれかに該当するもの：

e. 1. a. 1C010. cで規制される無機"繊維"；又は

e. 1. b. 有機"繊維"若しくは炭素"繊維"であって、次のすべてに該当するもの：

e. 1. b. 1. "比弾性率"が10, 150, 000mを超えるもの；かつ

e. 1. b. 2. "比強度"が、177, 000mを超えるもの；かつ

e. 2. 次のいずれかに該当するもの：

e. 2. a. 樹脂若しくはピッチであって、1C008若しくは1C009. bで規制されるもの；

e. 2. b. フェノール樹脂であって、'動的機械分析'によって測定したガラス転移点(DMA Tg)'が453K (180°C) 以上のもの；又は

e. 2. c. 樹脂若しくはピッチ（1C008若しくは1C009. bで指定される樹脂若しくはピッチ及びフェノール樹脂を除く）であって、'動的機械分析'によって測定したガラス転移点(DMA Tg)'が505K (232C) 以上のもの；

注 1：有機"繊維"、炭素"繊維"若しくは無機"繊維"に金属若しくは炭素を被覆したもの（プリフォーム）又は炭素繊維プリフォーム<sup>2</sup> ~~炭素繊維プリフォーム~~であって、樹脂若しくはピッチを含浸していないものは、1C010. a、1C010. b又は1C010. cの"繊維"で指定されている。

注 2：1C010. eは、以下に該当するものは適用されない：

a. "民間航空機"の構造体又は積層体の補修のためのプリプレグ（炭素"繊維"にエポキシ樹脂を"マトリックス"として含浸させたもの）であって、次のすべてに該当するもの：

1. 面積が1m<sup>2</sup>以下のもの；

2. 一辺の長さが2.5m以下のもの；かつ

3. 幅が15mmを超えるもの。

b. 25mm以下の長さに機械的にチョップ[短く切断]、ミル[粉碎]、カット[チョップとミルの中間]された炭素"繊維"に、1C008又は1C009. bで指定されるもの以外の樹脂若しくはピッチを十分に若しくは部分的に含浸させたもの。

**Technical Notes :**

1. '炭素繊維プリフォーム'とは、プリフォームであって、複合材料を作るために炭素繊維を"マトリックス"として含浸する前の段階で外形形成を目的として被覆した又は被覆していない炭素繊維を規則的に配列させた中間基材となっているものをいう。

2. 1C010. eで規制される材料についての'動的機械分析'によって測定したガラス転移点(DMA Tg)'は、ASTM規格D-7028-07若しくは同等の国家規格に定める方法により、乾式の試験体で測定されるものとする。熱硬化性樹脂の場合、乾式の試験体に係る硬化度については、ASTM規格E-2160-04又は同等の国家規格に定義される最低90%を有する乾式の試験体で測定されるものとする。

**1C011 金属及び化合物 (1C111で指定されるものを除く) であって、次のいずれかに該当するもの (規制品目リスト参照)**

**許可要求事項**

規制理由：NS、MT、AT

Control (s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される NS Column 1

MT 1C011. a及び. bのうち、1C111 MT Column 1

に掲げるパラメータに合致するかを超える品目に対して適用される。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：

- (1) 1C111及び1C608についても参照のこと。
- (2) 以下のすべてのものは、“ITARの対象”である  
(22 CFR § 120から § 130を参照のこと)：

a) 1C011. aで規制される品目、及び粒状の金属  
燃料（その形状が、球状、微塵状、回転楕円状、  
フレーク状又は粉状であるかを問わない）であっ  
て、1C011. bで規制される品目を99%以上含有する  
材料から製造されたもの；並びに

b) 軍事目的で調製される混合物を形成するた  
めに他の物質と混合された金属粉末。

関連定義：ナシ

品目：

a. 粒子（その形状が、球状、微塵状、回転楕円状、  
フレーク状又は粉状であるかを問わない）の径が  
60µm未満の金属であって、ジルコニウム、マグネシ  
ウム及びこれらの合金を99%以上含有する材料から  
製造されたもの；

**Technical Note**：天然の比率（一般に2%から7%）  
でジルコニウムに含まれるハフニウムは、ジルコニ  
ウムにカウントされる。

注：1C011. aで指定される金属又は合金は、アル  
ミニウム、マグネシウム、ジルコニウム又はベリリ  
ウムによりカプセル封じをした金属又は合金にも適  
用される。

b. 粒子の径が60 µm以下のほう素又はほう素合金で  
あって、次のいずれかに該当するもの：

b. 1. ほう素であって、純度が重量比で85%以上の  
もの；

b. 2. ほう素合金であって、ほう素含有量が重量  
比で85%以上のもの；

注：1C011. bで指定される金属又は合金は、アル  
ミニウム、マグネシウム、ジルコニウム又はベリリ  
ウムによりカプセル封じをした金属又は合金にも適

用される。

c. 硝酸グアニジン (CAS 506-93-4)；

d. ニトログアニジン (NQ) (C. A. S. 556-88-7)；

1C018 ワッセナーアレンジメントの軍需品リスト  
に掲げられているエネルギー物質を含む市販用の爆  
発装置及び爆薬並びに特定の化学物質

現在、このECCNには品目はない。

(1) 2014年7月1日の直前に1C018. bから. mに番号分類  
されていた品目について、ECCN 1C608. bから. mを参  
照のこと。

(2) さらなる規制エネルギー物質（三ふっ化塩素 (ClF  
<sub>3</sub>)（これは、ECCN 1C111. a. 3. fで規制される）を含  
む）について、ECCN 1C011、1C111、及び1C239を参  
照のこと。

(3) 成形炸薬弾、導爆線、並びにカッター及び切断  
ツールについて、ECCN 1A008を参照のこと。

1C101 レーダー反射、紫外線／赤外線サイン及  
び音波のサイン等の観察されやすさを減少させるた  
めの材料（例えば、ステルス技術を用いた材料）  
（1C001で規制されるものを除く）であって、到達可  
能”航続距離”が300km以上のロケット、ミサイル又は  
無人航空機及びそのサブシステムで用いることがで  
きる用途のためのもの

#### 許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control(s)

Country Chart

( § 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：

(1) このエントリーで規制される材料には、構造  
材料及び被覆材料（塗料を含む）であって、マイ  
クロ波、赤外線又は紫外線スペクトラムの反射又

は放射を減少又は調整するために“特別に設計した”ものを含む。

(2) このエントリーは、専ら人工衛星の熱制御のために使用される被覆材料（塗料を含む）については規制しない。

(3) 国際武器取引規則（ITAR）の22 CFR 120.3における防衛物品の定義に合致する貨物であって、“ITARの対象”である同様の貨物を定めているものについて（22 CFR § 120から § 130（USMLのカテゴリ-XIIIを含む）を参照のこと）。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1C102 再飽和熱分解で生成された炭素 - 炭素結合を含有する材料であって、9A004で指定される宇宙空間への打上げ用の飛しょう体又は9A104で指定される探査ロケット用に設計したもの（これらの品目は“ITARの対象”である。22 CFR § 120から § 130を参照のこと。）**

**1C107 人造黒鉛及びセラミック材料（1C007で規制されるものを除く）のうち、次のいずれかの製品であって次のいずれかに該当するものに機械加工できるもの（規制品目リスト参照）**

#### 許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control(s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：

(1) 1C004、1C007、及び1C298についても参照のこと。

(2) ITARの22 CFR 120.3における防衛物品の定

義に合致する貨物であって、“ITARの対象”である同様の貨物を定めているものについて（22 CFR § 120から § 130（USMLのカテゴリ-XIIIを含む）を参照のこと）。

(3) “特殊核分裂物質”及び“その他の核分裂物質”（計器中の検知用構成部品に含まれる場合、4“実効グラム”未満のものを除く）は、原子力規制委員会の輸出許可管轄下にある（10 CFR § 110を参照のこと）。

関連定義：ナシ

品目：

a. 微粒子人造黒鉛であって、15°Cの温度で測定したときのかさ密度が1.72 g/cm<sup>3</sup>以上で、かつ、粒子の径が100µm以下のもののうち（ロケットのノズル及び再突入機の先端部に使用することができるものに限る）、次のいずれかに該当するもの：

a. 1. 円筒であって、直径が120mm以上、かつ、長さが50mm以上のもの；

a. 2. 管であって、内径が65mm以上、厚さが25mm以上、かつ、長さが50mm以上のもの；

a. 3. 直方体であって、120mm × 120mm × 50mm以上の大きさを持つもの。

b. 熱分解黒鉛又は繊維で強化した黒鉛のうち、ロケットのノズル及び再突入機の先端部に使用することができるもの；

c. 到達可能“航続距離”が300km以上のロケット、ミサイル及び無人航空機で使用可能なレードームに使用するためのセラミックの複合材料（100MHz以上100GHz以下の範囲のいずれかの周波数における比誘電率が6未満のものに限る）；又は

d. 到達可能“航続距離”が300km以上のロケット、ミサイル又は無人航空機で使用可能な高温セラミック材料であって、次のいずれかに該当するもの：

d. 1. バルク状の機械加工に適した炭化けい素で強化された未焼成セラミックであって、再突入機の先端部に使用することができるもの。

d. 2. 強化された炭化けい素セラミック複合材料であって、再突入機の先端部に使用することができるもの。

d. 3. ‘超高温セラミックス（UHTC）’をマトリックスとするものからなるバルク状の機械加工に適し

たセラミック複合材料のうち、融点が3,000°C以上で、かつ、ファイバー又はフィラメントで強化されたものであって、ミサイルn部分品として使用できるもの（例えば、ノーズチップ（先端部）、再突入機、翼前縁、ジェットベーン、操縦翼、又はロケットエンジンのスロート挿入体）。

注：ECCN 1C107. d. 3. は、複合材料の形態を持たない'超高温セラミックス（UHTC）'については、規制しない。

**Technical Note：**'超高温セラミックス（UHTC）'には以下のものを含む：

ニホウ化チタン（TiB<sub>2</sub>）、ニホウ化ジルコニウム（ZrB<sub>2</sub>）、ニホウ化ニオブウム（NbB<sub>2</sub>）、ニホウ化ハフニウム（HfC）、ニホウ化タンタル（TaC）、炭化チタン（TiC）、炭化ジルコニウム（ZrC）、炭化ニオブウム（NbC）、炭化ハフニウム（HfC）、炭化タンタル（TaC）。

**1C111 推進薬及び原料となる化学物質（1C011で指定されるものを除く）**であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

#### 許可要求事項

規制理由：MT、NP、RS、AT

Control (s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1  
(1C111. d. 3を除く)。

NP 1C111. a. 3. fのみに適用される。NP Column 1

RS 1C111. d. 3のみに適用される。RS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：

(1) HTPB（末端ヒドロキシル基ポリブタジエン）であって、ヒドロキシル基の末端官能性が2.2以上でかつ2.4以下で、ヒドロキシル価が0.77meq[ミリグラム当量]/g未満で、かつ、30°C

における粘度が47ポアズ未満であるもの（CAS 69102-90-5）に対する規制については、USMLのカテゴリーV(e)(7)を参照のこと。

(2) フェロセンの誘導体（ブタセンを含む）に対する規制については、USMLのカテゴリーV(f)(3)を参照のこと。

(3) フッ素及び他の水素、酸素、又は窒素からなる酸化剤の規制については、ECCN 1C608を参照のこと（三ふっ化塩素（これは、ECCN 1C111. a. 3. fで規制される）を除く）。

(4) このECCN 1C111. a. 2. bで規制されないホウ素及びホウ素合金に対する規制については、ECCN 1C011. bを参照のこと。

(5) 化学反応を抑制された赤色発煙硝酸（IRFNA）（CAS 8007-58-7）に対する規制については、USMLのカテゴリーV(d)(10)を参照のこと。

関連定義：

粒子サイズは、重量基準又は体積基準での平均粒子径である。粒子サイズのサンプリング及び測定には産業界の最良の慣行が用いられなければならない。また、平均径をシフトするためにより大きな又はより小さなサイズの材料を加えることにより、この規制が損なわれてはならない。

品目：

a. 推進薬：

a. 1. 粒子が球形又は回転楕円体で、その径が200 µm未満のアルミニウムの粉（C. A. S. 7429-90-5）であって、重量比によるアルミニウムの純度が97%以上のもののうち、ISO 2591-1：1988又は同等の国家規格で定める測定方法により測定した径が63 µm未満のもの含有量が全重量の10%以上のもの。

**Technical Note：**63µmの粒子径（ISO R-565）は、250メッシュ（Tyler基準）又は230メッシュ（ASTM基準E-11）に相当する。

a. 2. 次のいずれかに該当する金属又はこれらの合金の粉末状のものであって、篩、レーザー回折、光学式走査等を用いて測定した粒子の径が60 µm未満のもの含有量が全体積又は全重量の90%以上のもの（その形状が、球状、微塵状、回転楕円状、フレーク状又は粉状であるかを問わない）：

a. 2. a. 次のいずれかの金属の重量比による純

度が97%以上のもの：

a. 2. a. 1. ジルコニウム (C. A. S. # 7440-67-7)；

a. 2. a. 2. ベリリウム (C. A. S. # 7440-41-7)；又は

a. 2. a. 3. マグネシウム (C. A. S. # 7439-95-4)。

a. 2. b. ほう素又はほう素合金であって、重量比によるほう素の純度が85%以上のもの。

**Technical Note**：ジルコニウム中のハフニウムの天然の含有量（一般に2%から7%）は、ジルコニウムにカウントされる。

**注**：一つ以上のモードが規制される多モード粒子分布（例えば、異なる結晶粒度の混合物）においては、粉末の混合物全体が規制される。

a. 3. 液体燃料ロケットエンジンで使用可能な液体酸化剤であって、次のいずれかに該当するもの：

a. 3. a. 三酸化二窒素 (CAS 10544-73-7)；

a. 3. b. 二酸化窒素 (CAS 10102-44-0) 又は四酸化二窒素 (CAS 10544-72-6)；

a. 3. c. 五酸化二窒素 (CAS 10102-03-1)；

a. 3. d. 窒素酸化物の混合物 (MON)；

a. 3. e. [Reserved]

a. 3. f. 三ふっ化塩素 ( $\text{ClF}_3$ )。

**Technical Note**：窒素酸化物の混合物 (MON) は、ミサイルシステムで用いることができる二酸化窒素 ( $\text{NO}_2$ ) 又は四酸化二窒素 ( $\text{N}_2\text{O}_4$ ) と酸化窒素 (NO) の混合溶液をいう。これには、 $\text{MON}_i$  又は  $\text{MON}_{ij}$  として示すことができる成分範囲がある（ここで、 $i$  と  $j$  は、混合物中の酸化窒素の割合を表す整数である）（例えば、 $\text{MON}_3$  は3%の酸化窒素を含み、 $\text{MON}_{25}$  は25%の酸化窒素を含む。上限は  $\text{MON}_{40}$  (重量比40%) である)。

b. 重合体物質：

b. 1. 末端にカルボキシ基を有するポリブタジエン（末端にカルボキシル基を有するポリブタジエンを含む）(CTPB)；

b. 2. 末端に水酸基を有するポリブタジエン（末端にヒドロキシル基を有するポリブタジエンを含む）(HTPB) (CAS 69102-90-5) (USMLのカテゴリー-V (22 CFR § 121.1を参照のこと) で指定される末端にヒドロキシル基を有するポリブタジエンを除く)

(本ECCNの関連規制#1についても参照のこと)；

b. 3. ポリブタジエンアクリル酸 (PBAA)；

b. 4. ポリブタジエンアクリル酸アクリロニトリル (PBAN) (CAS 25265-19-4/ CAS 68891-50-9)；

b. 5. ポリテトラヒドロフランポリエチレングリコール (TPEG)。

**Technical Note**：ポリテトラヒドロフランポリエチレングリコール (TPEG) は、ポリ1,4-ブタンジオール (CAS 110-63-4) とポリエチレングリコール (PEG) (CAS 25322-68-3) のブロック共重合体である。

c. その他の推進薬のエネルギー物質、添加剤、又は化学製剤：

c. 1. [Reserved]

c. 2. トリエチレングリコールジナイトレート (TEGDN)；

c. 3. 2-ニトロジフェニルアミン (2-NDPA)；

c. 4. トリメチロールエタントリナイトレート (TMETN)；

c. 5. ジエチレングリコールジナイトレート (DEGDN)。

d. ヒドラジン及び誘導体であって、次のいずれかに該当するもの：

d. 1. 濃度が70%を超えるヒドラジン (C. A. S. # 302-01-2)；

d. 2. モノメチルヒドラジン (MMH) (C. A. S. # 60-34-4)；

d. 3. 対称ジメチルヒドラジン (SDMH) (C. A. S. # 540-73-8)；

d. 4. 非対称ジメチルヒドラジン (UDMH) (C. A. S. # 57-14-7)；

d. 5. トリメチルヒドラジン (C. A. S. # 1741-01-1)；

d. 6. テトラメチルヒドラジン (C. A. S. # 6415-12-9)；

d. 7. N,N-ジアリルヒドラジン (CAS 5164-11-4)；

d. 8. アリルヒドラジン (C. A. S. # 7422-78-8)；

d. 9. エチレンジヒドラジン (CAS 6068-98-0)；

d. 10. モノメチルヒドラジンジ過塩素酸；

d. 11. 非対称ジメチルヒドラジン過塩素酸；

d. 12. アジ化ジメチルヒドラジニウム (CAS 227955-52-4) / 1,2-アジ化ジメチルヒドラジニウム

(CAS 299177-50-7) ;

d.13. アジ化ヒドラジニウム (C. A. S. # 14546-44-2) ;

d.14. 過塩素酸ヒドラジニウム (CAS 13464-98-7) ;

d.15. ジイミドしゅう酸ジヒドラジン ;

d.16. 2-ヒドロキシエチルヒドラジン硝酸塩 (HEHN) ;

d.17. ニ過塩素酸ヒドラジニウム (C. A. S. # 13812-39-0) ;

d.18. メチルヒドラジン硝酸塩 (MHN) (CAS 29674-96-2) ;

d.19. 1,1-ジエチルヒドラジン硝酸塩 (DEHN) / 1,2-ジエチルヒドラジン硝酸塩 (DEHN) (CAS 363453-17-2) ;

d.20. 3,6-ジヒドラジノテトラジン硝酸塩 (DHTN) (1,4-ジヒドラジン硝酸塩とも呼ばれる)。

#### 1C116 次の双方に該当するマルエージング鋼 (規制品目リスト参照)

##### 許可要求事項

規制理由 : MT、NP、AT

Control (s)	Country Chart
	( § 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

NP 1C216のパラメータに合致又は超える品目に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS : 適用できない。

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

##### 規制品目リスト

関連規制 :

(1) このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 1E001 (“開発”及び“製造”)並びに1E201 (“使用”)を参照のこと。

(2) 1C216についても参照のこと。

(3) 地金及び最終製品のマルエージング鋼であって、ウランの同位元素の分離に使用するために”

特別に設計”又は製作されたものは、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である (10 CFR part 110参照)。

関連定義 : ナシ

品目 :

a. 20°Cの温度において測定した最大引張強さが、次の数値以上のもの :

a.1. 溶体化熱処理段階においては、0.9ギガパスカル ; 又は

a.2. 析出硬化段階においては、1.5ギガパスカル ; 及び

b. 次のいずれかの形状のもの :

b.1 内壁又は板の厚さが5mm以下のシート、板若しくは管形状のもの ; 又は

b.2 内壁の厚さが50mm以下のチューブ状のものであって、内径が270mm以上であるもの。

**Technical Note :** マルエージング鋼は、通常、次のa及びbに該当する鉄合金である :

a. 高ニッケル極低炭素成分及びこの合金の強化と時効硬化をもたらすために置換型元素又は析出を用いることにより特徴づけられるもの ; 並びに

b. マルテンサイト変態プロセスを促進するために熱処理を受け (溶体化熱処理段階)、その後時効硬化を受けるもの (析出硬化段階)。

#### 1C117 到達可能”航続距離”が300km以上のロケット又はミサイル用のミサイルの”部品”又は”部分品”の製造用の材料であって、次のいずれかに該当するもの (規制品目リスト参照)

##### 許可要求事項

規制理由 : MT、AT

Control (s)	Country Chart
	( § 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS : 適用できない。

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

##### 規制品目リスト

関連規制：1C006を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

- a. タングステン及びタングステンの純度が重量比で97%以上の粉状の合金であって、その粒子の径が500µm以下のもの；
- b. モリブデン及びモリブデンの純度が重量比で97%以上の粉状の合金であって、その粒子の径が500µm以下のもの；
- c. 固体のタングステン材料であって、次のすべてに該当するもの：
- c. 1. 次のいずれかの材料よりなるもの：
- c. 1. a. タングステン及びタングステンの純度が重量比で97%以上の合金；
- c. 1. b. 銅を溶浸したタングステンであって、タングステンを重量比で80%以上含有するもの；又は
- c. 1. c. 銀を溶浸したタングステンであって、タングステンを重量比で80%以上含有するもの；かつ
- c. 2. 次のいずれかに該当するものに機械加工できるもの：
- c. 2. a. 円筒であって、直径が120mm以上、かつ、長さが50mm以上のもの；
- c. 2. b. 管であって、内径が65mm以上、壁の厚さが25mm以上、かつ、長さが50mm以上のもの；又は
- c. 2. c. 直方体であって、120mm × 120mm × 50mm以上の大きさを持つもの。

**1C118 チタンにより安定化された二相ステンレス鋼(Ti-DSS) [オーステナイト・フェライト系ステンレス鋼]であって、次のすべての特性を有するもの (規制品目リスト参照)**

**許可要求事項**

規制理由：MT、AT

Control (s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

- a. 次のすべての特性を有するもの：
- a. 1. クロムの含有量が全重量の17.0%以上23.0%以下で、かつ、ニッケルの含有量が全重量の4.5%以上7%以下のもの；
- a. 2. チタンの含有量が全重量の0.10%を超えるもの；
- a. 3. フェライト-オーステナイト組織 (二相組織とも呼ばれる) を示す部分が全体積の10%以上のもの (ASTM規格E-1181-87又は同等の国家規格によって測定されるものとする)；かつ
- b. 次のいずれかの形態を有するもの：
- b. 1. 塊又は棒であって、寸法の最小値が100mm以上のもの；
- b. 2. シートであって、幅が600mm以上で、かつ、厚さが3mm以下のもの；又は
- b. 3. 管であって、外径が600mm以上で、かつ、厚さが3mm以下のもの。

**1C202 合金 (1C002. b. 3又は1C002. b. 4で規制されるものを除く) であって、次のいずれかに該当するもの (規制品目リスト参照)**

**許可要求事項**

規制理由：NP、AT

Control (s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：

(1) このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 1E001(“開発”及び“製造”)並びに1E201(“使用”)を参照のこと。

(2) 1C002についても参照のこと。

(3) 地金及び最終製品のアルミニウム合金及びチタン合金であって、ウランの同位元素の分離に使用するために“特別に設計”又は製作されたものは、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である。(10 CFR part110参照)。

関連定義：字句“能力があるもの”とは、熱処理の前後を問わず、アルミニウム合金及びチタン合金に適用する。

品目：

a. アルミニウム合金であって、次に掲げる特性の両方を有するもの：

a. 1. 引張強さが、293K(20℃)の温度において、460メガパスカル以上の“能力があるもの”；

a. 2. 外径が75mmを超える棒又は円筒形のもの(鍛造したものを含む)；

b. チタン合金であって、次に掲げる特性の両方を有するもの：

b. 1. 引張強さが、293K(20℃)の温度において、900メガパスカル以上の“能力があるもの”；

b. 2. 外径が75mmを超える棒又は円筒形のもの(鍛造したものを含む)。

**1C210 “繊維”又はプリプレグ(1C010. a. .b又は. eで規制されるものを除く)であって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)**

#### 許可要求事項

規制理由：NP、AT

Control(s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外(すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：

(1) このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 1E001(“開発”及び“製造”)並びに1E201(“使用”)を参照のこと。

(2) ECCN 1C010及び1C990も参照のこと。

関連定義：このエントリーでいうところの用語“繊維”は、連続した“モノフィラメント”、“ヤーン”、“ロービング”、“トウ”又は“テープ”に限定される。

このエントリーで用いられるその他の用語の定義：

フィラメント又はモノフィラメントは、繊維の最小の増加単位であって、通常直径が数 $\mu$ mである。

ストランドは、フィラメント(一般的には、200本超)をほぼ平行に整列して束ねたものである。ロービングは、ストランド(一般的には、12から120本)をほぼ平行に束ねたものである。ヤーンは、撚り合わせたストランドを束ねたものである。

トウは、フィラメントを、通常はほぼ平行に束ねたものである。

テープは織り交ぜたか一方方向性のフィラメント、ストランド、ロービング、トウ又はヤーン等より構成された材料で、通常は予め樹脂に含浸されている。

比弾性率は、 $23\pm 2$ ℃の温度及び $50\pm 5\%$ の相対湿度のもとで測定されたヤング率( $N/m^2$ )を比重量( $N/m^3$ )で除した値をいう。

比強度は、 $23\pm 2$ ℃の温度及び $50\pm 5\%$ の相対湿度のもとで測定された最大引張り強さ( $N/m^2$ )を比重量( $N/m^3$ )で除した値をいう。

品目：

a. 炭素“繊維”又はアラミド“繊維”であって、“比弾性率”が12,700,000m以上のもの、又は“比強度”が235,000m以上のもの(アラミド“繊維”においては、繊維の重量の0.25%以上の重量のエステル材料で表面加工を施したものを除く)；

b. ガラス“繊維”であって、“比弾性率”が3,180,000m以上のもの若しくは“比強度”が76,200m以上のもの；又は

c. 熱硬化性樹脂を含浸した、連続した“ヤーン”、“ロービング”、“トウ”又は幅が15mm以下の“テープ”（プリプレグ）であって、1C210.aで規制される炭素“繊維”又は1C210.bで規制されるガラス“繊維”からなるもの。

**Technical Note** : 上記の熱硬化性樹脂は、複合材料のマトリックスを形成する。

**1C216 マルエージング鋼** (1C116で規制されるものを除く) であって、最大引張強さが293K (20°C) の温度において1,950メガパスカル以上の“能力があるもの”

#### 許可要求事項

規制理由 : NP、AT

Control (s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外** (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS : 適用できない。

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制 :

(1) このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 1E001 (“開発”及び“製造”) 並びに1E201 (“使用”) を参照のこと。

(2) 1C116についても参照のこと。

(3) 地金及び最終製品のマルエージング鋼であって、ウランの同位元素の分離に使用するために“特別に設計”又は製作されたものは、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である (10 CFR part 110参照)。

関連定義 : ECCNの見出しにある字句“能力があるもの”とは、熱処理の前後を問わず、マルエージング鋼に適用する。

ECCN規制 : このエントリーは、あらゆる方向について当該貨物の長さを測り、そのうちの最大値が75mm以下のものについては規制しない。

品目 :

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1C225 1C225 同位元素ほう素10 (<sup>10</sup>B) のほう素10及びほう素11に対する比率が天然の比率を超えて濃縮されたほう素**であって、次のいずれかに該当するもの :

ほう素元素、ほう素化合物、ほう素混合物、これらの半製品若しくは一次製品、又は前述のいずれかのくず又はスクラップ

#### 許可要求事項

規制理由 : NP、AT

Control (s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外** (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS : 適用できない。

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制 : このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 1E001 (“開発”及び“製造”) 並びに1E201 (“使用”) を参照のこと。

関連定義 : このエントリーにおいて、ほう素混合物には、ほう素を配合した材料を含む。

品目 :

**Technical Note** : ほう素10のほう素10及びほう素11に対する天然の比率は、ほう素全重量の約18.5% (濃縮度 20 atom %) である。

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1C226 タングステン、タングステンの炭化物及びタングステンの含有量が全重量の90%を超える合金** であって、次に掲げる特性の両方を有するもの (規制品目リスト参照)

#### 許可要求事項

規制理由 : NP、AT

Control (s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：このエントリーで規制される品目に係  
る技術については、ECCN 1E001（“開発”及び“製造  
”）並びに1E201（“使用”）を参照のこと。

関連定義：ナシ

ECCN規制：このエントリーは、おもり又はガンマ  
線のコリメータ用に“特別に設計した”製品につ  
いては規制しない。

品目：

- a. 内径が100mm超300mm未満の中空の円筒対称の形状  
のもの [円筒形のもの若しくは中空の半球形のもの  
又はこれらを組み合わせたもの]（円筒セグメント  
を含む）；かつ
- b. 質量が20kgを超えるもの。

**1C227 カルシウムであって、次に掲げる特性の両  
方を有するもの（規制品目リスト参照）**

#### 許可要求事項

規制理由：NP、AT

Control (s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：このエントリーで規制される品目に係  
る技術については、ECCN 1E001（“開発”及び“製造  
”）並びに1E201（“使用”）を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

- a. マグネシウム以外の金属不純物の含有量が全重量

の0.1%未満のもの；かつ

b. ほう素の含有量が全重量の0.001%未満のもの。

**1C228 マグネシウムであって、次に掲げる特性の  
両方を有するもの（規制品目リスト参照）**

#### 許可要求事項

規制理由：NP、AT

Control (s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：このエントリーで規制される品目に係  
る技術については、ECCN 1E001（“開発”及び“製造  
”）並びに1E201（“使用”）を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

- a. カルシウム以外の金属不純物の含有量が全重量の  
0.02%未満のもの；かつ
- b. ほう素の含有量が全重量の0.001%未満のもの。

**1C229 ビスマスであって、次に掲げる特性の両方  
を有するもの（規制品目リスト参照）**

#### 許可要求事項

規制理由：NP、AT

Control (s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：このエントリーで規制される品目に係

る技術については、ECCN 1E001(“開発”及び“製造”)並びに1E201(“使用”)を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

- 重量比による純度が99.99%以上のもの；かつ
- 銀の含有量が全重量の0.001%未満のもの。

**1C230 ベリリウム金属、ベリリウム合金（ベリリウムの含有量が全重量の50%を超えるもの）、ベリリウム化合物、これらの半製品又は一次製品、及び上述のいずれかのくず又はスクラップ**

**許可要求事項**

規制理由：NP、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 1E001(“開発”及び“製造”)並びに1E201(“使用”)を参照のこと。

関連定義：ナシ

ECCN規制：このエントリーは次に掲げるものについては規制しない：

- X線機器用又は検層の装置用の金属窓；
- 電子機器の構成部品用に若しくは電子回路の基板として“特別に設計した”ベリリウム酸化物の半製品又は一次製品；
- エメラルド又はアクアマリンの原石であるベリル（ベリリウム及びアルミニウムの珪素化合物）。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1C231 ハフニウム金属、ハフニウム合金（ハフニウムの含有量が全重量の60%を超えるもの）及びハフニウム化合物（ハフニウムの含有量が全重量の60%を超えるもの）、これらの半製品又は一次製品、並びに上述のいずれかのくず又はスクラップ**

**ウムの含有量が全重量の60%を超えるもの）及びハフニウム化合物（ハフニウムの含有量が全重量の60%を超えるもの）、これらの半製品又は一次製品、並びに上述のいずれかのくず又はスクラップ**

**許可要求事項**

規制理由：NP、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 1E001(“開発”及び“製造”)並びに1E201(“使用”)を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1C232 ヘリウム3 (<sup>3</sup>He)、ヘリウム3の混合物、及び上述のいずれかを含む製品又は機器**

**許可要求事項**

規制理由：NP、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 1E001(“開発”及び“製造”)並びに1E201(“使用”)を参照のこと。

関連定義：ナシ

ECCN規制：このエントリーは、容器又は装置に密封されたヘリウム3であって、その重量が1グラム未満のものについては規制しない。

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1C233 同位元素リチウム6 (<sup>6</sup>Li)のリチウム6及びリチウム7に対する比率が天然の比率を超えて濃縮されたリチウム、及び濃縮されたリチウムを含む製品又は機器であって、次のいずれかに該当するもの：**

リチウム元素、リチウム合金、リチウム化合物、リチウム混合物、これらの半製品又は一次製品、並びに前述のいずれかのくず又はスクラップ

#### 許可要求事項

規制理由：NP、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：

(1) このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 1E001（“開発”及び“製造”）並びに1E201（“使用”）を参照のこと。

(2) リチウムの同位元素の分離施設又はプラント、及びそれらのための装置については、ECCN 1B233を参照のこと。

(3) リチウムの同位元素の分離のための特定の施設又はプラントについては、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である(10 CFR part 110参照)。

関連定義：リチウム6のリチウム6及びリチウム7に対する天然の比率は、リチウム全重量の約6.5%（濃縮度 7.5 atom %）である。

ECCN規制：このエントリーは、熱ルミネセンス線量計については規制しない。

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1C234 ジルコニウム（ハフニウムの含有量が重量比でジルコニウムの含有量の500分の1未満のものに限る）であって、次のいずれかに該当するもの：**

金属、ジルコニウム合金（ジルコニウムの含有量が全重量の50%を超えるものに限る）、ジルコニウム化合物、これらの半製品又は一次製品、及び上述のいずれかのくず又はスクラップ

#### 許可要求事項

規制理由：NP、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：

(1) このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 1E001（“開発”及び“製造”）並びに1E201（“使用”）を参照のこと。

(2) 原子炉で用いるように“特別に設計”又は製作されたジルコニウム金属及び合金であって、チューブ又はチューブ組立品の形態のものは、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である(10 CFR part 110参照)。

関連定義：ナシ

ECCN規制：このエントリーは厚さが0.10mm(0.004インチ)以下の形状が箔のジルコニウムについては規制しない。

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1C235 トリチウム、トリチウム化合物、トリチウム混合物であって、トリチウムの原子数の水素の原子数に対する比率が1,000分の1を超えるもの、及び上述のいずれかを含む製品又は機器**

**許可要求事項**

規制理由：NP、AT

Control(s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外** (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：

(1) このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 1E001 (“開発”及び“製造”)並びに1E201 (“使用”)を参照のこと。

(2) ECCN 1B231についても参照のこと。

(3) 副生成物であるトリチウム (例えば、原子炉内で生成されるもの) は、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である (10 CFR part 110 参照)。

関連定義：ナシ

ECCN規制：

(1) このエントリーは、副生成物 (例えば、原子炉内で生成されるもの) であるトリチウム、トリチウム化合物及びトリチウム混合物については規制しない。これらの材料は原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である (このエントリーの関連規制欄を参照のこと)。

(2) このエントリーは、一装置当たりの放射能の総量が1,480ギガベクレル (40キュリー) 未満のトリチウムを含む製品又は機器については規制しない。

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1C236** アルファ中性子反応により中性子源を発生させるに適した放射性核種及びその放射性核種を含む生成物又は機器 (規制品目リスト参照)**許可要求事項**

規制理由：NP、AT

Control(s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外** (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：

(1) このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 1E001 (“開発”及び“製造”)並びに1E201 (“使用”)を参照のこと。

(2) 特定のアルファ線を放出する放射性核種は、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である (10 CFR part 110も参照のこと)。

関連定義：ナシ

ECCN規制：このエントリーは、一装置当たりの放射能の総量が3.7ギガベクレル (100ミリキュリー) 未満の生成物又は機器については規制しない。

品目：

a. 1C236. a. 1に掲げる放射性核種であって、1C236. a. 2で規定されるいずれかの形態を持つもの：

a. 1. 放射性核種 (次のいずれかに該当するもの) であって、アルファ反応をベースとして中性子源を作るのに適切なもの：

a. 1. a. アクチニウム225；

a. 1. b. アクチニウム227；

a. 1. c. カリホルニウム253；

a. 1. d. キュリウム 240；

a. 1. e. キュリウム 241；

a. 1. f. キュリウム 242；

a. 1. g. キュリウム 243；

a. 1. h. キュリウム 244；

a. 1. i. アインスタイニウム253；

a. 1. j. アインスタイニウム254；

a. 1. k. ガドリニウム148；

a. 1. l. プルトニウム236；

a. 1. m. プルトニウム238；

- a. 1. n. ポロニウム208 ;
- a. 1. o. ポロニウム209 ;
- a. 1. p. ポロニウム210 ;
- a. 1. q. ラジウム223 ;
- a. 1. r. トリウム227 ;
- a. 1. s. トリウム228 ;
- a. 1. t. ウラン230 ;
- a. 1. u. ウラン232 ; 及び

a. 2. 次のいずれかの形態を持つもの :

- a. 2. a. 元素の形態のもの ;
- a. 2. b. 化合物であって、1キログラム当たりの放射能の総量が37ギガベクレル(1キュリー)以上のもの ; 又は

a. 2. c. 混合物であって、1キログラム当たりの放射能の総量が37ギガベクレル(1キュリー)以上のもの。

b. 10236. a. 2で定めるいずれかの形態において、10236. a. 1で特定される放射性核種を含む生成物又は機器。

**10237 ラジウム226 ( $^{226}\text{Ra}$ ) , ラジウム226合金、ラジウム226化合物、ラジウム226混合物、これらの半製品又は一次製品、及び上述のいずれかを含む製品又は機器**

**許可要求事項**

規制理由 : NP、AT

Control (s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外** (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS : 適用できない。

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制 : このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 1E001 (“開発”及び“製造”)並びに1E201 (“使用”)を参照のこと。

関連定義 : ナシ

ECCN規制 : このエントリーは次に掲げるものにつ

いては規制しない。

a. 医療用装置に組み込まれたもの ;

b. 一装置当たりのラジウム226の放射能の総量が0.37ギガベクレル(10ミリキュリー)未満の製品又は機器。

品目 :

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**10239 爆薬 (米国軍需品リストで規制されるものを除く)、若しくはこれを重量比で2%超含む物質又は混合物であって、結晶密度が $1.8\text{g}/\text{cm}^3$ 超で、かつ、爆速が 8,000 m/sを超えるもの**

**許可要求事項**

規制理由 : NP、AT

Control (s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外** (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS : 適用できない。

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制 :

(1) このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 1E001 (“開発”及び“製造”)並びに1E201 (“使用”)を参照のこと。

(2) ECCN 10608 (ワッセナーアレンジメントに掲げるエネルギー物質及び関連貨物)並びに10992 (エネルギー物質を含む市販用の爆薬及び爆発物 (他のエントリーで指定されていないもの)並びに気体の三フッ化窒素)を参照のこと。

(3) 軍用の爆薬は、“ITARの対象”である (22 CFR § 120から § 130を参照のこと)。

関連定義 : ナシ

品目 :

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**10240 ニッケルの粉又は多孔質ニッケル金属 (原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である (10 CFR**

part 110参照) ニッケルの粉又は多孔質のニッケル金属であって、ガス拡散隔壁の製造のために特別に調製したものを除く) であって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)

#### 許可要求事項

規制理由: NP、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外(すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS: 適用できない。

GBS: 適用できない。

CIV: 適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制:

(1) このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 1E001(“開発”及び“製造”)並びに1E201(“使用”)を参照のこと。

(2) ウランの同位元素の分離に使用するために“特別に設計”又は製作されたニッケルの粉又は多孔質ニッケル金属は、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である。(10 CFR part 110参照)。

関連定義: ナシ

ECCN規制: このエントリーは次に掲げるものについては規制しない:

- a. 粒子の形状が短繊維状のニッケルの粉;
- b. 1枚の面積が1,000 cm<sup>2</sup>以下の単一の多孔質のニッケルシート。

品目:

a. ニッケルの粉であって、次に掲げる特性の両方を有するもの:

- a. 1. ニッケルの重量比による純度が99.0%以上のもの; かつ
- a. 2. 米国材料試験協会 (ASTM) 規格B330で測定された径の平均値が10µm未満のもの;

b. 1C240. aで規制される材料を用いて製造した多孔質のニッケル金属。

**Technical Note:** 1C240. bは、1C240. aに掲げる材料を組織全体に互いに連結した均質な細孔を有する

金属物質になるように成形し、焼結した多孔質金属に適用される。

1C241 レニウム及びレニウムを含有する合金(規制品目リスト参照)

#### 許可要求事項

規制理由: NP、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外(すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS: 適用できない。

GBS: 適用できない。

CIV: 適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制: ナシ

関連定義: ナシ

品目:

品目:

a. レニウム及びレニウムを含有する合金(次のいずれかに該当するもの)であって、1C241. bで規定される特性の双方を有するもの:

- a. 1. レニウムの含有量が全重量の90%以上の合金;
- a. 2. レニウム及びタングステンの含有量が全重量の90%以上の合金; 及び

b. 次の特性の双方を有するもの:

- b. 1. 内径が100mm超300mm未満の円筒形のもの若しくは中空の半球形のもの又はこれらを組み合わせたもの; かつ
- b. 2. 質量が20kgを超えるもの。

1C298 人造黒鉛であって、ほう素当量(含有率)が5 ppm 未満で、かつ、密度が1.5 グラム/cm<sup>3</sup>超のものうち、原子炉用以外のもの

#### 許可要求事項

規制理由: NP

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 2

**許可要求事項の注釈**：原子炉で使用することを目的とする一部の人造黒鉛は、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である (ECCN 0C005 及び 10 CFR part 110 参照)。

**リストに基づく許可例外** (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

- LVS：適用できない。
- GBS：適用できない。
- CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：

- (1) 1C107を参照のこと。
- (2) 人造黒鉛であって、ASTM標準C-1233-98により測定した“ほう素当量”が全重量の100万分の5未満の純度で、かつ、原子炉において使用することを目的とするものは、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である (ECCN 0C005 及び 10 CFR part 110参照)。

関連定義：このエントリーでいうところのほう素当量が 5 ppmより良い純度の人造黒鉛は、ASTM規格 C1233-98 によって測定される。ASTM規格 C1233-98を適用する際に、炭素は不純物と見なさないで、炭素元素のほう素等価量は、ほう素当量の計算に含めない。

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1C350 毒性を有する化学製剤の原料となる物質として使用することができる化学物質 (規制品目リスト参照)**

**許可要求事項**：

規制理由：CB、CW、AT

Control (s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

CB エントリー全体に適用される CB Column 2  
CWは、1C350. b及び. cに適用される。カントリーチャートは、CW理由で規制される品目の輸出許可要求事項を決定するには設計されていない。1C350. bで特定される別表2の化学物質及び混合物のCWC非加盟国 (EAR § 745付則 2)にリストされていない仕向国)

への輸出又は再輸出には、CW理由により輸出許可が必要である。1C350. cで特定される別表3の化学物質及び混合物のCWC非加盟国への輸出には、輸出前に、輸入国政府が発行した最終用途証明書を輸出者が入手していない限り、CW理由により輸出許可が必要である。1C350. cで特定される別表3の化学物質及び混合物のCWC非加盟国から他のCWC非加盟国への再輸出には、CW理由により輸出許可が必要である。(CW理由で規制される毒性を有する物質及び原料となる化学物質の輸出許可要求事項及び許可方針についてはEAR § 742. 18を参照のこと。EAR § 745付則 2でリストされない国への別表3の化学物質の輸出に適用される最終用途証明書の要求事項については、EAR § 745. 2を参照のこと)。

ATは、エントリー全体に適用される。カントリーチャートは、1C350でAT理由により規制される品目の輸出許可要求事項を決定するには設計されていない。1C350で規制される品目のEAR § 740付則 1 のカントリーグループE：1に掲げる国への輸出又は再輸出にはAT理由により輸出許可が必要である。(イラン、北朝鮮、スーダン、及びシリアに適用されるAT理由に関する詳細情報については、EAR § 742を参照のこと。イラン、北朝鮮、及びシリアに適用される包括的取引制裁に関する詳細情報については、EAR § 746を参照のこと)。

**許可要求事項の注釈**：

**1. サンプル出荷**：

次の要求事項及び制限事項を条件として、単一の化学物質のサンプル出荷の累計が、1人の荷受人に対し1暦年間に、55ガロンコンテナ又は200kgを超えなければ、輸出許可を必要としない。この除外条項のもとにサンプル出荷品を受取る荷受人は、当該サンプル出荷品を再販、移転又は再輸出してはならないが、化学兵器に関連しない他の合法的な目的で当該サンプル出荷品を使用することができる。

**a. 適格でない化学物質**：

- A. [RESERVED]
- B. CWC別表2の化学物質 (CWC非加盟国)

1C350. bで特定されるCWC別表2の化学物質又は混合物について、輸出許可なしには、CWC非加盟国 (EAR § 745付則 2)にリストされていない仕向国)にサンプル

出荷を行ってはならない。

**b. 適格でない国：**

EAR § 740付則 1のコントリーグループE：1に掲げる国については、輸出許可なしには、このECCNで規制される化学物質のサンプル出荷を受け取ってはならない。

**c. CWC理由で最終用途証明書が必要なサンプル出荷：**

1C350.cで特定されるCWC別表3の化学物質又は混合物について、CWC非加盟国（EAR § 745付則 2にリストされていない仕向国）には、輸出前に輸入国政府が発行した最終用途証明書を輸出者が入手していない限り、輸出許可なしにはサンプル出荷を行ってはならない（最終用途証明書の要求事項についてはEAR § 745.2を参照のこと）。

**d. EARで別途示される理由により輸出許可が必要なサンプル出荷：**

この注釈1で定められるところのサンプル出荷について、EARで別途示される理由により輸出許可が必要な場合がある。特にEAR § 744の最終用途・最終需要者制限事項及びEAR § 746の禁輸国に適用される制限事項を参照のこと。

**e. 年次報告要求事項**

輸出者は、この注釈1のもとに行ったサンプル出荷について、年次報告書を提出することが義務づけられている。報告書は、企業のレターヘッド付きの便箋（最初のページの先頭に“Report of Sample Shipments of Chemical Precursors）[化学製剤原料物質のサンプル出荷報告書]”の表題をつける）で行い、前暦年の間に行なわれたすべてのサンプル出荷に対する化学物質、C. A. S. 番号（化学情報検索サービス機関登録番号）、数量、最終荷受人の名前及び住所、及び輸出日を明記しなければならない。報告書は、サンプル出荷が行われた暦年の翌年の遅くとも2月28日までに提出されなければならない：

米国商務省産業安全保障局

14th Street and Pennsylvania Ave., NW., Room 2099B, Washington, DC 20230, Attn: “Report of Sample Shipments of Chemical Precursors”

**2. 混合物：**

a. ECCN 1C350で特定される化学製剤の原料とな

る化学物質を含有する混合物であって、濃度が1C350.bから.dで示されるレベル未満のものは、ECCN 1C395又は1C995で規制され、これらのECCNで指定される輸出許可要求事項の対象となる。

b. 混合物に含有される規制化学物質が個人用として小売販売用に包装された市販商品の通常の成分である場合、この混合物については、このECCNにおいて輸出許可を要しない。これらの市販商品はEAR99として指定される。しかし、EARの他の箇所を示される理由により輸出許可を必要とする場合がある。

**混合物の注釈：**

オーストラリアグループで規制される化学物質の濃度計算：

a. 除外

いかなる化学物質も単に輸出管理規則を回避する目的で混合物（溶媒）に加えてはならない；

b. 重量パーセントの計算

化学物質の混合物中の成分の重量パーセントを計算する場合、混合物中のすべての成分（溶媒として作用するものも含む）を含むこと。

**3. 化合物：**

このECCN 1C350で特定される化学物質で生成される化合物は、これらの化合物もまた本エントリーで特定されているものでない限り、或いはEARで別途示される理由で輸出許可が義務づけられていない限り、最終用途証明書を得ることなく、NLR（輸出許可不要）で出荷することができる。

**4. 検査用キット：**

このECCN 1C350で特定される化学物質を少量含む特定の医療用、化学分析用、診断用、及び食品検査用キットは本ECCNの適用範囲からは除外され、ECCN 1C395又はECCN 1C995で規制される。（当該キットの補充試薬は、その試薬がこの1C350で特定される化学製剤の原料となる化学物質の1つ以上を、1C350で示される混合物についての規制レベル以上の濃度で含有する場合、このECCN 1C350で規制されることに注意すること）。

**Technical Notes：**

1. このエントリーでいうところの“混合物”は、通常の貯蔵条件において相互に反応を起こさない複数の成分から生成される固体、液体又は気体の製品とし

て定義される。

2. フッ化水素（規制品目リストの1C350.d.7参照）の規制適用範囲には、その液体、気体及び水相のもの並びに水和物を含む。

3. ECCN 1C350の化学製剤の原料となる物質は、名称、化学物質要約サービス(CAS)登録番号及び（該当する場合）CWC別表によりリストされる。同じ構造式の化学製剤の原料となる物質（例えば、水和物）は、名称又はCAS登録番号にかかわらず、ECCN 1C350で規制される。CAS登録番号は、個々の化学製剤の原料となる物質又は混合物が、命名に関係なしに、ECCN 1C350で規制されるか否かを特定する際に手助けとするために示されている。しかし、リストされているある種の化学製剤の原料となる物質が異なるCAS登録番号を持っており、また、ECCN 1C350にリストされている化学製剤の原料となる物質を含有する混合物が異なるCAS登録番号も持っているため、すべての状況において唯一の識別子として、CAS登録番号を使用することはできない。

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

### 規制品目リスト

関連規制：“ITARの対象”となる関連する化学物質について、USMLのカテゴリーXIV(c)を参照のこと（22 CFR § 120から § 130を参照のこと）。

関連定義：このエントリーにリストされている化学物質の別称については、EAR § 770.2(k)を参照のこと。

品目：

- a. [RESERVED]
- b. オーストラリアグループで規制される化学製剤の原料となる化学物質であって、さらにCWC別表2の化学物質として特定されるもののうち、次のいずれかに該当するもの、並びに混合物であって、次に掲げる化学物質のうちの少なくとも1つの含有量が、当該混合物の全重量の30%以上のもの：
  - b. 1. (C. A. S. #7784-34-1) 三塩化ヒ素；
  - b. 2. (C. A. S. #76-93-7) ベンジル酸〈2・2-ジ

フェニル-2-ヒドロキシ酢酸）；

b. 3. (C. A. S. #78-38-6) エチルホスホン酸ジエチル；

b. 4. ~~b. 22~~ (C. A. S. #683-08-9) メチルホスホン酸ジエチル；

b. 5. ~~b. 4~~ (C. A. S. #15715-41-0) ジエチルメチルホスホニット；

b. 6. ~~b. 5~~ (C. A. S. #2404-03-7) ジエチル=N・N-ジメチルホスホルアミダート；

b. 7. (C. A. S. #41480-75-5) N, N-ジイソプロピル-β-アミノエタンチオール塩酸塩；

b. 8. ~~b. 6~~ (C. A. S. #5842-07-9) N, N-ジイソプロピル-β-アミノエタンチオール〈2-ジイソプロピルアミンエタンチオール〉；

~~b. 7. (C. A. S. #4261-68-1) N, N-ジイソプロピル-β-アミノエチルクロリドヒドロクロリド〈2-クロロエチルジイソプロピルアミン塩酸塩〉；~~

b. 9. ~~b. 8~~ (C. A. S. #96-80-0) N, N-ジイソプロピル-β-アミノエタノール〈2-ジイソプロピルアミノエタノール〉；

b. 10. ~~b. 9~~ (C. A. S. #96-79-7) N, N-ジイソプロピル-β-アミノエチルクロリド〈2-クロロエチルジイソプロピルアミン〉；

b. 11. (C. A. S. #4261-68-1) N, N-ジイソプロピル-β-アミノエチルクロリド塩酸塩；

b. 12. ~~b. 10~~ (C. A. S. #6163-75-3) エチルホスホン酸ジメチル；

b. 13. ~~b. 11~~ (C. A. S. #756-79-6) メチルホスホン酸ジメチル；

b. 14. ~~b. 23~~ (C. A. S. #677-43-0) N, N-ジメチルアミドリン酸ジクロリド〈(ジメチルアミド)リン酸ジクロリド〉；

~~b. 15. [RESERVED]~~

~~b. 16. [RESERVED]~~

~~b. 17. [RESERVED]~~

b. 15. ~~b. 12~~ (C. A. S. #1498-40-4) エチルホスホナスジクロリド〔エチルホスフィニルジクロリド〕〈ジクロロエチルホスフィン〉；

b. 16. ~~b. 13~~ (C. A. S. #430-78-4) エチルホスフィン酸ジフルオリド〔エチルホスフィニルジフルオリド〕〈ジフルオロエチルホスフィン〉；

b. 17. ~~b. 14.~~ (C. A. S. #1066-50-8) エチルホスホン酸ジクロリド；

b. 18. ~~b. 21.~~ (C. A. S. #993-13-5) メチルホスホン酸；

b. 19. ~~b. 24.~~ (C. A. S. #676-98-2) メチルチオホスホン酸ジクロリド；

b. 20. ~~b. 18.~~ (C. A. S. #464-07-3) ピナコリルアルコール〈3・3-ジメチルブタン-2-オール〉；

b. 21. ~~b. 19.~~ (C. A. S. #1619-34-7) 3-キヌクリジノール〈キヌクリジン-3-オール〉；

b. 22. ~~b. 20.~~ (C. A. S. #111-48-8) チオジグリコール〈ビス(2-ヒドロキシエチル)スルフィド〉。

c. オーストラリアグループで規制される化学製剤の原料となる化学物質であって、さらにCWC別表3の化学物質として特定されるもののうち、次のいずれかに該当するもの、並びに混合物であって、次に掲げる化学物質のうちの少なくとも1つの含有量が、当該混合物の全重量の30%以上のもの：

c. 1. (C. A. S. #762-04-9) 亜リン酸ジエチル；

c. 2. (C. A. S. #868-85-9) 亜リン酸ジメチル(ジメチル=ヒドロゲンホスファイト)；

c. 3. ~~e. 12.~~ (C. A. S. #139-87-7) エチルジエタノールアミン；

c. 4. ~~e. 3.~~ (C. A. S. #10025-87-3) オキシ塩化リン[塩化ホスホリル]；

c. 4. ~~e. 5.~~ (C. A. S. #10026-13-8) 五塩化リン；

c. 6. ~~e. 5.~~ (C. A. S. #7719-12-2) 三塩化リン；

c. 7. (C. A. S. #10545-99-0) 二塩化硫黄；

c. 8. ~~e. 6.~~ (C. A. S. #10025-67-9) 一塩化硫黄；

c. 9. ~~e. 8.~~ (C. A. S. #7719-09-7) 塩化チオニル；

c. 10. ~~e. 9.~~ (C. A. S. #102-71-6) トリエタノールアミン；

c. 11. ~~e. 10.~~ (C. A. S. #122-52-1) 亜リン酸トリエチル；

c. 12. ~~e. 11.~~ (C. A. S. #121-45-9) 亜リン酸トリメチル。

d. その他のオーストラリアグループで規制される化学製剤の原料となる化学物質であって、さらにCWCの別表1、2又は3の化学物質として特定されていないもののうち、次のいずれかに該当するもの、並びに混

合物であって、次に掲げる化学物質のうちの少なくとも1つの含有量が、当該混合物の全重量の30%以上のもの：

d. 1. (C. A. S. #1341-49-7) 一水素ニフッ化アンモニウム；

d. 2. (C. A. S. #107-07-3) 2-クロロエタノール(エチレンクロロヒドリン)；

d. 3. ~~d. 25.~~ (C. A. S. #109. 89. 7) ジエチルアミン。

d. 4. ~~d. 3.~~ (C. A. S. #100-37-8) 2-ジエチルアミノエタノール；

d. 5. ~~d. 23.~~ (C. A. S. #298-06-6) ジエチルチオリン酸；

d. 6. ~~d. 22.~~ (C. A. S. #2465-65-8) ジエチルジチオリン酸；

d. 7. ~~d. 4.~~ (C. A. S. #108-18-9) ジイソプロピルアミン；

d. 8. ~~d. 5.~~ (C. A. S. #124-40-3) ジメチルアミン；

d. 9. ~~d. 6.~~ (C. A. S. #506-59-2) 塩酸ジメチルアミン；

d. 10. ~~d. 7.~~ (C. A. S. #7664-39-3) フッ化水素；

d. 11. ~~d. 8.~~ (C. A. S. #3554-74-3) 3-ヒドロキシー-1-メチルピペリジン；

d. 12. ~~d. 9.~~ (C. A. S. #76-89-1) ベンジル酸メチル；

d. 13. ~~d. 10.~~ (C. A. S. #1314-80-3) 五硫化リン；

d. 14. ~~d. 11.~~ (C. A. S. #75-97-8) ピナコロン；

d. 15. ~~d. 14.~~ (C. A. S. #7789-29-9) 一水素ニフッ化カリウム；

d. 16. ~~d. 12.~~ (C. A. S. #151-50-8) シアン化カリウム；

d. 17. ~~d. 13.~~ (C. A. S. #7789-23-3) フッ化カリウム；

d. 18. ~~d. 15.~~ (C. A. S. #3731-38-2) 3-キヌクリジノン；

d. 19. ~~d. 16.~~ (C. A. S. #1333-83-1) 一水素ニフッ化ナトリウム；

d. 20. ~~d. 17.~~ (C. A. S. #143-33-9) シアン化ナトリウム；

d. 21. ~~d. 18.~~ (C. A. S. #7681-49-4) フッ化ナトリウム；

d. 22. ~~d. 24~~ (C. A. S. #16893-85-9) ヘキサフルオロケイ酸ナトリウム；

d. 23. ~~d. 19~~ (C. A. S. #1313-82-2) 硫化ナトリウム；

d. 24. ~~d. 20~~ (C. A. S. #637-39-8) トリエタノールアミン塩酸塩；

d. 25. ~~d. 21~~ (C. A. S. #116-17-6) 亜リン酸トリイソプロピル。

### 1C351 ヒト・動物病原体及び“毒素”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

#### 許可要求事項

規制理由：CB、CW、AT

Control (s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

CB エントリー全体に適用される。CB Column 1

CW 1C351. d. 11及びd. 12に適用され、次に該当するものについては、カナダを含むすべての仕向地に対してCW理由により輸出許可が必要である：

CWは、1C351. d. 11については、次の1)及び2)の形態のリシンに適用される。

(1) リシナス・コムニス・アグルチニンⅡ (RCAⅡ) (リシンDとしても知られている)、又はリシナス・コムニス・レクチンⅢ (RCLⅢ)；及び

(2) リシナス・コムニス・レクチンⅣ (RCLⅣ) (リシン Eとしても知られている)。

CWは、1C351d. 12のC. A. S. #35523-89-8で特定されるサキシトキシンに適用される。化学兵器禁止条約(CWC)に基づく規制の対象となる化学物質に関係する輸出許可情報については、§ 742. 18を参照のこと。カントリーチャートは、CW理由で規制される品目の輸出許可要求事項を決定するようには設計されていない。

Control (s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

#### 許可要求事項の注釈：

1. すべてのワクチン及び“イムノトキシン[抗体]”は、このエントリーの適用範囲から除外される。このエントリーの(d)項で規制される特定の生物毒素

を含む特定の医療製品並びに診断用及び食品検査用キットは、d. 11及びd. 12でCW理由により規制される毒素を除いて、このエントリーの適用範囲から除外される。このエントリーの適用範囲から除外されるワクチン、“イムノトキシン[抗体]”、特定の医療製品並びに診断用及び食品検査用キットは、ECCN 1C991で規制される。

2. このエントリーでいうところにおいて、サキシトキシンのみがd. 11で規制され、その他の麻痺性貝毒群の他の成分(例えば、ネオサキシトキシン)はEAR99に類別される。

3. c. 12で定めるイプシロン毒素を産生するウェルシュ菌の株のみが規制対象であり、食品の試験及び品質管理のための明確な管理培養として用いられるウェルシュ菌の株は、このエントリーの適用範囲から除外される。

4. このECCN 1C351で別途指定されていない限り(例えば、許可要求事項の注釈1-3)、このECCNは、量又は希薄化にかかわらず、このECCNで規制される品目リストで特定されるすべての生物剤及び“毒素”(それぞれ、9 CFR part 121及び42 CFR part 73における両省の規則に従って、米国農務省動物検疫所 (APHIS)、又は米国保健福祉省疾病予防管理センター (CDC) による選択された生物剤又は“毒素”のリストから除外されている選択された生物剤又は“毒素”の少量の又は弱毒化された菌株を含む)を規制する。

リストに基づく許可例外(すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

#### STAIについての特別な条件

STA：

(1) 許可例外STAの(c)(1)項(§ 740. 20(c)(1))は、1C351. d. 1 から1C351. d. 10及び1C351. d. 13から1C351. d. 19に掲げる品目に使用することができる。単一の出荷で輸出することができるいずれか一つの毒素の分量及び単一の暦年においていずれか一人の最終需要者に対して行うことができる出荷の回数に対する規制については、§

740.20(b)(2)(vi)を参照のこと。EAR § 758.1(b)(4)の自動輸出システム(AES)の要求事項についても参照のこと。

(2) 許可例外STAの(c)(2)項(EAR 740.20(c)(2))は、1C351に掲げるいかなる品目にも使用してはならない。

### 規制品目リスト

#### 関連規制：

(1) 1C351.d.11及びd.12の特定の形態のリシン及びサキシトキシンは、CWC別表1の化学物質である(EAR § 742.18参照)。米国政府は別表1の化学物質のすべての輸出について事前届及び年次報告をOPCW[化学兵器禁止機関]に提供しなければならない。事前届の手続きについてはEAR § 745.1を参照のこと。“ITARの対象”となるCWC別表1の化学物質については22 CFR part 121、カテゴリーXIV及び§ 121.7を参照のこと。

(2) 米国農務省 動物植物検疫局(APHIS)及び米国保健社会福祉省 疾病予防管理センター(CDC)は、このECCNで規制される特定の品目の米国内での所有、使用及び移転に対する規制を維持している(APHISについては、7 CFR 331.3(b)、9 CFR 121.3(b)及び9 CFR 121.4(b)を、CDCについては、42 CFR 73.3(b)及び42 CFR 73.4(b)を参照のこと)。

(3) “ITARの対象”となる変性生物剤及び生物学的に誘導された物質については、22 CFR part 121 カテゴリーXIV(b)を参照のこと。

#### 関連定義：

(1) このエントリーでいうところの“イムノトキシン[免疫毒素複合体]”は、抗体に毒素を結合させたものであって、その抗体に対して抗原相同性を持つ特定のターゲット細胞(例えば、腫瘍細胞)を破壊する目的をもつものとして定義される。

(2) このエントリーでいうところの“サブユニット”は、“毒素”を構成する一部として定義される。品目：

- a. オーストラリアグループ(AG)の“輸出規制に対するヒト・動物病原体及び毒素のリスト”で特定されるウイルスであって、次のいずれかに該当するもの：
- a. 1. アフリカ馬疫ウイルス

- a. 2. アフリカ豚コレラウイルス；
- a. 3. アンデスウイルス；
- a. 4. トリインフルエンザ(AI)ウイルスであって、高病原性(HP)を有するものとして特定されるものであって、次のいずれかに該当するもの：

a. 4. a. AIウイルスであって、6週齢のニワトリにおける静脈内接種病原性指数(IVPI)が1.2を超えるもの；又は

a. 4. b. AIウイルスであって、静脈内に感染させた4週齢から8週齢のニワトリにおいて75%以上の致死率を引き起こすもの。

注：H5亜型又はH7亜型のAIウイルスであって、1C351.a.4 ~~1C352.a.4~~ (特に、1C351.a.4.a又はa.4.b ~~1C352.a.4.a又はa.4.b~~)で定めるいずれの特性も有さないものは、ヘマグルチニン分子(HA0)の開裂部位に複数の塩基性アミノ酸が存在するか否かを確定できるように配列されなければならない。アミノ酸モチーフが他のHPAI[原性トリインフルエンザ]の分離されたウイルスについて観察されたものと類似している場合、検査されている分離されたウイルスは、HPAIとしてみなされるものとし、そのウイルスは1C351.a.4 ~~1C352.a.4~~のもとに規制される。

- a. 5. ブルータングウイルス；
- a. 6. チャパレ・ウイルス；
- a. 7. チクングニアウイルス；
- a. 8. テュクロウイルス；
- a. 9. 典型的豚熱ウイルス(豚コレラウイルス)；
- a. 10. クリミア・コンゴ出血熱ウイルス；
- a. 11. ドブラバーベルグレドウイルス；
- a. 12. 東部ウマ脳炎ウイルス；
- a. 13. エボラウイルス(エボラウイルス属のすべてのウイルスを含む)；
- a. 14. 口蹄疫ウイルス；
- a. 15. ヤギ痘ウイルス；
- a. 16. ガナリトウイルス；
- a. 17. ハンタンウイルス(Hantaan virus)；
- a. 18. ヘンドラウイルス(馬モルビリウイルス)；
- a. 19. 日本脳炎ウイルス；
- a. 20. フニンウイルス；
- a. 21. キャサヌール森林病ウイルス；
- a. 22. ラグナネグラウイルス；

- a. 23. ラッサウイルス；
  - a. 24. 跳躍病ウイルス；
  - a. 25. ルヨ・ウイルス；
  - a. 26. ランピースキン病ウイルス；
  - a. 27. リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス；
  - a. 28. マチュポウイルス；
  - a. 29. マールブルグウイルス（マールブルグウイルス属のすべてのウイルスを含む）；
  - a. 30. サル痘ウイルス；
  - a. 31. マレー溪谷脳炎ウイルス；
  - a. 32. ニューカッスル病ウイルス；
  - a. 33. ニパウイルス；
  - a. 34. オムスク出血熱ウイルス；
  - a. 35. オロポーチウイルス；
  - a. 36. 小反芻獣疫ウイルス；
  - a. 37. 豚テシオウイルス；
  - a. 38. ポワッサンウイルス；
  - a. 39. ラビウイルス[狂犬病ウイルス]及びリッサウイルス属のその他すべてのメンバー；
  - a. 40. 再構成1918年インフルエンザウイルス；
- Technical Note**：1C351. a. 40には、1918年に世界的に流行したインフルエンザ・ウイルスの免疫応答を起こしうる形式を持つ復元された複製であって、遺伝子の8つすべての分節（セグメント）のコーディング領域のいずれかの部分を含むものが含まれる。
- a. 41. リフトバレー熱ウイルス；
  - a. 42. 牛疫ウイルス；
  - a. 43. ロシオウイルス；
  - a. 44. サビアウイルス；
  - a. 45. ソウルウイルス；
  - a. 46. 重症急性呼吸器症候群コロナウイルス（SARS関連コロナウイルス）；
  - a. 47. 羊痘ウイルス；
  - a. 48. シンノンブレウイルス；
  - a. 49. セントルイス脳炎ウイルス；
  - a. 50. 豚ヘルペスウイルス1型（仮性狂犬病ウイルス；オーエスキー病ウイルス）；
  - a. 51. 豚水泡病ウイルス；
  - a. 52. ダニ媒介性脳炎ウイルス（極東亜型、かつて、ロシア春夏脳炎ウイルスとして知られていたものに限る—シベリア亜型については1C351. b. 3を参

- 照のこと）；
  - a. 53. 痘瘡ウイルス；
  - a. 54. ベネズエラウマ脳炎ウイルス；
  - a. 55. 水泡性口炎ウイルス（Vesicular stomatitis virus）；
  - a. 56. 西部ウマ脳炎ウイルス；又は
  - a. 57. 黄熱ウイルス；
- b. APHIS/CDCにより“選択された病原体”リスト”で特定されたウイルス（このECCNの関連規制欄の#2参照）のうち、オーストラリアグループ（AG）の“輸出規制に対するヒト・動物病原体及び毒素のリスト”で特定されていないものであって、次のいずれかに該当するもの：
- b. 1. [Reserved]
  - b. 2. [Reserved]；又は
  - b. 3. ダニ媒介性脳炎ウイルス（シベリア亜型、かつての西シベリアウイルス—極東亜型については1C351. a. 52を参照のこと）。
- c. オーストラリアグループ（AG）の“輸出規制に対するヒト・動物病原体及び毒素のリスト”で特定されるバクテリアであって、次のいずれかに該当するもの：
- c. 1. 炭疽菌；
  - c. 2. ウシ流産菌；
  - c. 3. マルタ熱菌；
  - c. 4. ブタ流産菌；
  - c. 5. 鼻疽菌；
  - c. 6. 類鼻疽菌；
  - c. 7. クラミジア・シタッシ（クラミドフィラ・シタッシ）[オウム病クラミジア]；
  - c. 8. アルゲンチネン菌 [Clostridium argentinense]（かつて、ボツリヌス菌神経毒G型として知られていたもの）、（ボツリヌス神経毒素産生株に限る）；
  - c. 10. ボツリヌス菌
  - c. 11. ブチリカム菌 [Clostridium butyricum]（ボツリヌス神経毒素産生株に限る）；
  - c. 12. ウェルシュ菌であって、イプシロン毒素産生型のもの；

- c. 13. コクシエラ属バーネッティイ（Q熱リケツチア）；
- c. 14. 野兎病菌；
- c. 15. マイコプラズマ・カプリコーラム・亜種カプリニューモニアエ（“菌株 F38”）[山羊伝染性胸膜肺炎菌F38株]；
- c. 16. マイコプラズマ・マイコイデス・亜種マイコイデスSC（小コロニー型）（別名：牛肺疫菌）；
- c. 17. 発疹チフスリケツチア；
- c. 18. サルモネラ・エンテリカ亜種エンテリカ血清型チフィ（サルモネラ・チフィ）[チフス菌]；
- c. 19. 志賀毒素産生大腸菌（STEC）（血清型026、045、0103、0104、0111、0121、0145、0157）及びその他の志賀毒素産生血清型菌；
- 注：志賀毒素産生大腸菌（STEC）には、特に腸管出血性大腸菌（EHEC）ベロ毒素産生性大腸菌（VTEC）又はベロ細胞毒素産生性大腸菌（VTEC）を含まれる。**
- ~~志賀毒素産生大腸菌（STEC）は、腸管出血性大腸菌（EHEC）又はベロ毒素産生性大腸菌（VTEC）としても知られている。~~
- c. 20. 志賀赤痢菌（Shigella dysenteriae）；
- c. 21. コレラ菌；又は
- c. 22. ペスト菌。
- d. オーストラリアグループ（AG）の“輸出規制に対するヒト・動物病原体及び毒素のリスト”で特定される“毒素”であって、次のいずれかに該当するもの、及びこれらの“サブユニット”：
- d. 1. アブリン；
- d. 2. アフラトキシン；
- d. 3. ボツリヌス毒素；
- d. 4. コレラ毒素；
- d. 5. ウェルシュ菌毒素（アルファ、ベータ1、ベータ2、イプシロン及びイオタの毒素に限る）；
- d. 6. コノトキシン；
- d. 7. ジアセトキシスシルペノール；
- d. 8. HT-2トキシン；
- d. 9. ミクロシスチン（シアンギノシン）；
- d. 10. モデシン；
- d. 11. リシン；
- d. 12. サキシトキシン；

- d. 13. 志賀毒素（志賀様毒素、ベロ毒素、及びベロ産生性大腸菌）[赤痢菌毒素]；
- d. 14. 黄色ブドウ球菌腸毒素、アルファ溶血毒素、及び毒素性ショック症候群毒素（かつて、ブドウ球菌エンテロトキシンFとして知られていたもの）；
- d. 15. HT-2トキシン；
- d. 16. テトロドトキシン；
- d. 17. ビスカミン（ビスカムアルBUMレクチン1）；又は
- d. 18. ボルケンシン。
- e. “菌類（Fungi）”であって、次のいずれかに該当するもの：
- e. 1. コクシジオイデス・イミチス；
- e. 2. コクシジオイデス・ポサダシ。

**1C353 遺伝要素及び遺伝子を改変した生物であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）**  
**許可要求事項**

規制理由：CB、AT

Control(s)	Country Chart
CB	(§ 738付則 1参照)
AT	エントリー全体に適用される。AT Column 1

**許可要求事項の注釈：**

1. ワクチンであって、このECCNで特定される遺伝要素又は遺伝子を改変した生物を含むものは、ECCN 1C991で規制される。
2. このECCN 1C353で別途指定されていない限り（例えば、許可要求事項の注釈1）、このECCNは、量又は希薄化にかかわらず、このECCNで規制される品目リストで特定されるすべての生物剤及び“毒素”のための遺伝要素又は遺伝子を改変した生物（7 CFR part 331及び9 CFR part 121におけるAPHISの規則並びに42 CFR part 73におけるCDCの規則に従って、米国農務省動植物検疫所（APHIS）、又は米国保健福祉省疾病予防管理センター（CDC）による選択された生物剤又は“毒素”のリストから除外されている選択された生物剤又は“毒素”の弱毒化された菌株のための遺伝要素及び遺伝子を改変した生物を含む）を規制する。

**リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明**

について § 740を参照のこと)

LVS : 適用できない。

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

### 規制品目リスト

関連規制 :

(1) 米国農務省 動物植物検疫局 (APHIS) 及び米国保健社会福祉省 疾病予防管理センター (CDC) は、このECCNで規制される特定の品目 (限定されるものではないが、ECCN 1C351、又は1C354に掲げる病原体又は毒素に関連する特定の遺伝要素、組み換え核酸及び遺伝子を改変した生物を含む) の米国内での所有、使用及び移転に対する規制を維持している (APHISについては、7 CFR 331.3(c)、9 CFR 121.3(c) 及び 9 CFR 121.4(c) を、CDCについては、42 CFR 73.3(c) 及び 42 CFR 73.4(c) を参照のこと)。

(2) 米国国務省防衛取引管理部の輸出許可管轄対象となる変性生物剤及び生物学的に誘導された物質については、22 CFR part 121 カテゴリー XIV(b) を参照のこと)。

関連定義 : ナシ

品目 :

a. 遺伝子を改変した生物であって、次のいずれかを有するもの、又は遺伝要素であって、次のいずれかの塩基配列を有するもの :

a. 1. 1C351. a若しくは、b又は1C354. cで規制されるいずれかのウイルスに特異的な一以上の遺伝子 ;

a. 2. 1C351. c若しくは1C354. aで規制されるいずれかのバクテリアに特異的な一以上の遺伝子又は1C351. e若しくは1C354. bで規制されるいずれかの菌類に特異的な一以上の遺伝子であって、次のいずれかに該当するもの :

a. 2. a. 核酸の塩基配列自体若しくは核酸の塩基配列を転写若しくは翻訳した生産物を通じて、人、動物若しくは植物の健康に重大な危害を加えるもの ; 又は

a. 2. b. '病原性を付与若しくは増強する' ことができるもの ; 又は

a. 3. 1C351. dで規制されるいずれかの毒素、若しくはサブユニット。

b. [Reserved]

### Technical Notes :

1. 遺伝子を改変した生物には、意図的な分子操作により核酸の塩基配列を生成し、又は改変されたものを含む。

2. "遺伝要素"には、特に、染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン、ベクタ、及び復元可能な核酸断片 (遺伝的に改変されているかどうか、又は全部若しくは一部が化学的に合成されているかどうかを問わない) を含む。ECCN 1C353でいうところにおいて、材料の不活性化及び調製が、核酸の分離、精製、増幅、検出、若しくは同定の促進を意図したものである場合又はそうなることが知られている場合には、不活性された組織体、ウイルス又はサンプルからの核酸の '復元が可能' であるとみなす。

3. このECCNは、血清型026、045、0103、0104、0111、0121、0145、0157、及びその他の志賀毒素を産生する血清型をもつ大腸菌の核酸の塩基配列を有するもの (志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持つものを除く) については規制しない。

4. '病原性を付与若しくは増強する' とは、核酸の塩基配列を挿入し、又は組み込むことにより、意図的に受容体生物の病気又は死を引き起こす能力を付与又は増強することをいう。これには、特に、毒性、伝染性、安定性、感染経路、宿主域、再現性、宿主の免疫を回避又は抑制する能力及び医学的対策に対する抵抗性又は検出能に関する変更を含む。

~~a. 遺伝子であって、次のいずれかに該当するもの :~~  
~~a. 1. 1C351. a から c、又は1C354で規制される微生物の病原性を発現させる核酸の塩基配列を有する遺伝子 ;~~

~~a. 2. 1C351. dで規制されるいずれかの"毒素"又はこれらの"毒素のサブユニット"を産生させる核酸の塩基配列を有する遺伝子。~~

~~b. 遺伝子を改変した生物であって、次のいずれかに該当するもの :~~

~~b. 1. 1C351. a から c、又は1C354で規制される微生物の病原性を発現させる核酸の塩基配列を有するように遺伝子を改変した生物 ;~~

~~b. 2. 1C351. dで規制されるいずれかの"毒素"又は~~

~~これらの“毒素のサブユニット”を産生させる核酸の塩基配列を有するように遺伝子を改変した生物。~~

~~Technical Note—~~

~~1. 遺伝子は、遺伝的に改変されているかを問わないもの、又は全部若しくは一部が化学的に合成されたものをいい、特に染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン及びベクターを含む。~~

~~2. このECCNは、腸管出血性大腸菌（血清型O157及び他のベロ毒素産生株）の病原性を発現させる核酸の塩基配列については規制しない（ただし、ベロ毒素又はそのサブユニットの遺伝子情報を持たない核酸の塩基配列を除く）。~~

~~3. “1C351.a から .c、若しくは1C354で規制されるいずれかの微生物の病原性を発現させる核酸の塩基配列”は、次のいずれかに該当する関連の規制される微生物に固有の塩基配列を意味する。~~

~~a. 核酸の塩基配列自体若しくは核酸の塩基配列を転写若しくは翻訳した生産物を通じて、人、動物若しくは植物の健康に重大な危害を加えるもの、又は~~

~~b. 塩基配列を挿入し、若しくは組み込むことにより、1C351.a から .c、1C354若しくは1C360で規制される微生物若しくはその他の生物における人、動物若しくは植物の健康に重大な危害を加える能力を高めることが知られているもの。~~

~~4. “遺伝子を改変した生物”は、遺伝物質（核酸の塩基配列）が交配及び／又は天然の組み換えによって、自然に生じない方法で改変された生物（これらが全部又は一部が人工的に生成されたものを含む）をいう。~~

1C354 植物病原体であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：CB、AT

Control (s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

CB エントリー全体に適用される。CB Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

許可要求事項の注釈：

1. すべてのワクチンは、このECCNの適用範囲から除

外される。ワクチンについては、1C991を参照のこと。

2. このECCN 1C354で別途指定されていない限り（例えば、許可要求事項の注釈1）、このECCNは、量又は希薄化にかかわらず、このECCNで規制される品目リストで特定されるすべての生物剤（7 CFR part 331における規則に従って、米国農務省動植物検疫所（APHIS）によりPPQ（植物保護検疫部）が選択した生物剤及び“毒素”のリストから除外されている選択された生物剤の少量の又は弱毒化された菌株を含む）を規制する。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) 米国農務省 動物植物保健検査局（APHIS）は、このECCNで規制される特定の品目の米国内での所有、使用及び移転に対する規制を維持している（7 CFR 331.3(c)、9 CFR 121.3(c) 及び 9 CFR 121.4(c)を参照のこと）。

(2) 米国国務省防衛取引管理部の輸出許可管轄対象となる変性生物剤及び生物学的に誘導された物質については、22 CFR part 121 カテゴリーXIV(b)を参照のこと）。

関連定義：ナシ

品目：

a. バクテリアであって、次のいずれかに該当するもの：

a. 1. ザントモナス・アルビリネアンス[サトウキビ白すじ病の病原菌]；

a. 2. ザントモナス・アクソノポディス・パソパー・シトリ（ザントモナス・キャンペストリス・パソパー）；

a. 3. ザントモナス・オリゼ[イネ白葉枯病の病原菌] [このプロテオバクテリアの菌種は、APHISの“選択された生物剤”のリストで特定されているが（このECCNの関連規制欄参照）、パソパー・ザントモナス・オリゼ・パソパー・オリゼ（同義語 シュードモナス・キャンペストリス・パソパー・オリゼ）のみはオー

ストラリアグループ (AG) の“輸出規制に対する生物剤リスト”で特定されている] ;

a. 4. クラビバクター・ミシガネンシス亜種セペドニカス (同義語 コリネバクテリウム・ミシガネンシス亜種セペドニカム又はコリネバクテリウム・セペドニカム) [ジャガイモ輪腐病の病原菌] ;

a. 5. ラルストニア・ソラナセアルム・レース三及び次亜種二 [青枯病の病原菌 *Ralstonia solanacearum*, race 3, biovar 2] ;

a. 6. ラサイバクター・トキシカス [このバクテリアは、APHISの“選択された生物剤”のリストで特定されているが (このECCNの関連規制欄参照)、オーストラリアグループ (AG) の“輸出規制に対する生物剤リスト”では特定されていない]。

b. 菌類 (Fungi) であって、であって、次のいずれかに該当するもの :

b. 1. *Colletotrichum kahawae* コレトトリクム・カーハワイ (コレトトリクム・コフェアヌム・バラエティー・ビルランス) [コーヒー炭そ病の病原菌] ;

b. 2. コクリオボールス・ミヤベアヌス (ヘルミントスポリウム・オリゼ) [イネごま葉枯病の病原菌] ;

b. 3. ミクロシクルス・ウレイ (同義語 *Dothidella ulei* ドシデラ・ウレイ) [パラゴムノキ南米葉枯病の病原菌] ;

b. 4. プクシニア・グラミニス亜種グラミニス・バラエティー・グラミニス/プクシニア・グラミニス亜種グラミニスバラエティー・スタックマニイ (プクシニア・グラミニス [同義語 *Pucciniagramminis* f. sp. *Triticici* プクシニア・グラミニス・フォルマ・スペシャリス・トリティシ]) [ムギ類の黒さび病の病原菌] ;

b. 5. プクシニア・ストリイフォルミス (同義語 プクシニア・グルマルム) [ムギ類の黄さび病の病原菌] ;

b. 6. マグナポルテ・オリゼ [子嚢菌] (ピリキュラリア・オリゼ) [イネいもち病の病原菌 *Magnaporthe oryzae*] ;

b. 7. ペロノスクレロスポラ・フィリピネンシス [[サトウキビと病の病原菌 *Peronosclerospora*

*philippinensis*] (ペロノスクレロスポラ・サッカリ [トウモロコシと病の病原菌 *Peronosclerospora sacchari*]) ;

b. 8. スクレロフトラ・ライシアエ・バラエティー・ゼアエ [トウモロコシ褐条と病の病原菌 *Sclerophthora rayssiae* var. *zeae*] ;

b. 9. シンキトリウム・エンドビオチクム [じゃがいも癌種病の病原菌 *Synchytrium endobioticum*] ;

b. 10. チレチア・インディカ [カルナール黒穂病の病原菌 *Tilletia indica*] ;

b. 11. セカフォラ・ソラニ [じゃがいも smut 病の病原菌 *Thecaphora solani*] ;

b. 12. *Phoma glycinicola* [フォーマ・グリシニコラ] (旧名 : *Pyrenochaeta glycines* [ピレノケータ・グリシンズ] (ピレノケータ斑点病菌))。 [この菌類 (Fungi) は、APHISの“選択された生物剤”のリストで特定されているが (このECCNの関連規制欄参照)、オーストラリアグループ (AG) の“輸出規制に対する生物剤リスト”では特定されていない]。

c. ウイルスであって、次のいずれかに該当するもの :

c. 1. アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス (ポテト・アンデアン・ラテント・チモウイルス) ;

c. 2. ポテト・スピンドル・チュバー・ウィロイド。

**1C355 化学兵器禁止条約 (CWC) 別表2及び3の化学物質及び化学物質のファミリー [類] であって、ECCN 1C350で規制されていないもの又は“ITARの対象” (22 CFR § 120から § 130を参照のこと) でないもの (規制品目リスト参照)**

#### 許可要求事項

規制理由 : CW、AT

Control (s)

CW エントリー全体に適用される。カントリーチャートは、CW理由で規制される品目の輸出許可要求事項を決定するには設計されていない。1C355. a で特定されるCWC別表2の化学物質及び混合物のCWC非加盟国 (即ち、EAR§745付則 2でリストされていない仕向国) への輸出又は再輸出には輸出許可が必要である。1C355. b で特定されるCWC別表3の化学物質及

び混合物のCWC非加盟国への輸出には、輸出前に、輸入国政府が発行した最終用途証明書が輸出者が入手していない限り、輸出許可が必要である。1C355.bで特定されるCWC別表3の化学物質及び混合物のCWC非加盟国から他のCWC非加盟国への再輸出には、輸出許可が必要である。(CW理由で規制される毒性を有する化学物質及び化学製剤の原料となる化学物質の輸出許可要求事項及び輸出許可方針については、EAR § 742.18を参照のこと。

ATは、エントリー全体に適用される。カントリーチャートは、1C355でAT理由により規制される品目の輸出許可要求事項を決定するようには設計されていない。1C355で規制される品目のEAR § 740付則 1のカントリーグループE:1に掲げる国への輸出又は再輸出にはAT理由により輸出許可が必要である(イラン、北朝鮮、スーダン及びシリアに適用されるAT規制に関する詳細情報については、EAR § 742を参照のこと。イラン、北朝鮮、及びシリアに適用される包括的取引制裁に関する詳細情報については、EAR § 746を参照のこと。

#### 許可要求事項の注釈：

##### 1. 混合物：

a. ECCN 1C355で特定される毒性を有する化学部室及び化学製剤の原料となる化学物質を含有する混合物であって、濃度が1C355.a及び.bで示される規制レベル未満のものは、ECCN 1C995で規制され、そのECCNで指定される輸出許可要求事項の対象となる。

b. このエントリーで特定される化学物質を含有する混合物は、その規制化学物質が個人用として小売販売用に包装された市販商品の通常の成分である場合、ECCN 1C355で規制されない。これらの市販商品はEAR99として類別される。

##### 混合物の注釈：

CWで規制される化学物質の濃度計算：

##### a. 除外

いかなる化学物質も単に輸出管理規則を回避する目的で混合物(溶媒)に加えてはならない；

##### b. 重量パーセントの計算

化学物質の混合物中の成分の重量パーセントを計算する場合、混合物中のすべての成分(溶媒として作用するものも含む)を含むこと；

## 2. 化合物：

このECCN 1C355で特定される化学物質で生成される化合物は、その化合物もまた本エントリーで特定されているものでない限り、或いはEARで別途示される理由で輸出許可が義務づけられていない限り、最終用途証明書を得ることなく、NLR(輸出許可不要)で出荷することができる。

**Technical Notes：**このエントリーでいうところの“混合物”は、通常の貯蔵条件において相互に反応を起こさない複数の成分から生成される固体、液体又は気相の製品として定義される。

**リストに基づく許可例外**(すべての許可例外の説明については § 740を参照のこと)

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：ECCN 1C350、1C351、1C395及び1C995についても参照のこと。最終用途証明書要求事項については、EAR § 742.18及び § 745.2を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. CWC別表2の化学物質及び別表2の化学物質を含有する混合物：

a.1. 毒性を有する化学物質であって、次のいずれかに該当するもの、並びに毒性を有する化学物質を含有する混合物：

a.1.a. PFIB：1,1,3,3,3-ペンタフルオロ-2-(トリフルオロメチル)-1-プロペン(C.A.S. 382-21-8)及び混合物であって、PFIBの含有量が、当該混合物の全重量の1%を超えるもの；

a.1.b. [Reserved]

a.2. 化学製剤の原料となる化学物質であって、次のいずれかに該当するもの、並びに混合物であって、次に掲げる化学製剤の原料となる化学物質のうち少なくとも1つの含有量が、当該混合物の全重量の10%を超えるもの：

a.2.a. 化学物質(別表1に掲げる物質を除く)であって、1つのメチル基、エチル基又はプロピル基(ノルマル若しくはイソ)と結合しているが、その

結合以外に炭素原子とは結合していないりん原子を含むもの；

注：1C355. a. 2. aは、ホノホス（O-エチル=S-フェニル=エチルホスホノチオロチオナート（C. A. S. 944-22-9）については規制しない。

a. 2. b. ファミリー[類]：N・N-ジアルキル（メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル）ホスホルアミジク=ジハリド；

a. 2. c. ファミリー[類]：ジアルキル（メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル）=N・N-ジアルキル（メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル）ホスホルアミダート；

a. 2. d. ファミリー[類]：N・N-ジアルキル（メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル）アミノエチル-2-クロリド及びそのプロトン化塩類；

a. 2. e. ファミリー[類]：N・N-ジアルキル（メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル）アミノエタン-2-オール及びこれらのプロトン化塩類；

注：1C355. a. 2. eは、N・N-ジメチルアミノエタノール及びそのプロトン化塩類（C. A. S. 108-01-0）、又はN・N-ジエチルアミノエタノール及びそのプロトン化塩類（C. A. S. 100-37-8）については規制しない。

a. 2. f. ファミリー[類]：N・N-ジアルキル（メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル）アミノエタン-2-チオール及びこれらのプロトン化塩類；

b. CWC別表3の化学物質及び別表3の化学物質を含有する混合物；

b. 1. 毒性を有する化学物質であって、次のいずれかに該当するもの、並びに混合物であって、次に掲げる毒性を有する化学物質の少なくとも1つの含有量が、当該混合物の全重量の30%以上のもの；

b. 1. a. ホスゲン：ニ塩化カルボニル（C. A. S. 75-44-5）；

b. 1. b. 塩化シアン（C. A. S. 506-77-4）；

b. 1. c. シアン化水素（C. A. S. 74-90-8）；

b. 1. d. クロロピクリン：（トリクロロニトロメタン）（C. A. S. 76-06-2）。

b. 2. 化学製剤の原料となる化学物質であって、次のいずれかに該当するもの、並びに混合物であって、次に掲げる化学製剤の原料となる化学物質の少なくとも1つの含有量が、当該混合物の全重量の30%以上のもの；

b. 2. a. [Reserved]；

b. 2. b. メチルジエタノールアミン（C. A. S. 105-59-9）；

**1C395 ECCN 1C350で規制されない混合物並びに医療用、分析用、診断用及び食品検査用キットであって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）**

#### 許可要求事項

規制理由：CB、CW、AT

Control(s)

Country Chart

（§ 738付則 1参照）

CBは、エントリー全体に適用される。カントリーチャートは、1C395でCB理由により規制される品目の輸出許可要求事項を決定するようには設計されていない。1C395. aで規制される混合物及び1C395. bで規制される検査用キットのCWC非加盟国（EAR§745付則 2にリストされていない仕向国）への輸出又は再輸出には、CB理由により輸出許可が必要である。

CWは、エントリー全体に適用される。カントリーチャートは、CW理由により規制される品目の輸出許可要求事項を決定するようには設計されていない。次のいずれかに該当する場合、CWC非加盟国（EAR§745付則 2にリストされていない仕向国）に対しては、CW理由で輸出許可が必要である：

(1) 1C395. aで規制される混合物の輸出及び再輸出、

(2) 1C395. bで規制される検査キットであって、ECCN 1C350で規制されるCWC別表2の化学物質を含有するものの輸出及び再輸出、

(3) 1C395. bで規制される検査キットであって、ECCN 1C350で規制されるCWC別表3の化学物質を含有するものの輸出（ただし、CWC別表3の化学物質を含有する検査キットであって、輸出前に、輸入国政府が発行した最終用途証明書を輸入者が入手しておれば、CW理由としては輸出許可が不要である場合を除

く)、並びに

(4) 1C395. bで規制される検査キットであって、CWC別表3の化学物質を含有するもののCWC非加盟国からの再輸出。(CW理由で規制される毒素を有する化学物質及び化学製剤の原料となる化学物質の輸出許可要求事項及び許可方針については、EAR § 742. 18を参照のこと)。

ATは、エントリー全体に適用される。カントリーチャートは、1C395でCW理由により規制される品目の輸出許可要求事項を決定するようには設計されていない。1C395で規制される品目のEAR § 740付則 1のカントリーグループE: 1に掲げる国への輸出又は再輸出にはAT理由により輸出許可が必要である。(イラン、北朝鮮、スーダン及びシリアに適用されるAT理由に関する詳細情報については、EAR § 742を参照のこと。イラン、北朝鮮、及びシリアに適用される包括的取引制裁に関する詳細情報については、EAR § 746を参照のこと)。

#### 許可要求事項の注釈:

1. 1C395. bは、ECCN 1C350. b又は. cで特定される化学製剤の原料となる化学物質を含む混合物であって、その濃度が1C350. b又は. cで特定される混合物についての規制レベル未満のものについては規制しない。1C395. a並びに1C995. a. 1及び a. 2. aは、これらが、このECCNの輸出許可要求事項の注2で定める市販商品でない限り、これらの混合物を規制する。

2. このECCNは、規制化学物質が、個人用として小売販売用に包装された市販商品の通常の成分である場合、この混合物については規制しない。これらの市販商品はEAR99として類別される。

**リストに基づく許可例外** (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS: 適用できない。

GBS: 適用できない。

CIV: 適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制:

1. ECCN 1C350は、混合物であって、ECCN 1C350. bで特定されるCWC別表2のいずれかの単一の化学物質の含有量が、当該混合物の全重量の30%以上のものを規制する; 上記の混合物であって、濃度

が10%以下のものについては、ECCN 1C995で規制する。

2. ECCN 1C995は、ECCN 1C350. dにリストされる化学製剤の原料となる化学物質を含有する“医療用、分析用、診断用及び食品検査用キット”(このECCNの関連定義欄で定義される)を規制する。上記のキットであって、1C350. b、. c又は. dにリストされるいずれかの単一の化学物質の含有量が重量で300grを超えるものについては、ECCN 1C350で規制する。

関連定義: このエントリーでいうところの“医療用、分析用、診断用及び食品検査用キット”は、予め梱包され組成が明らかにされた材料であって、医療、分析、診断又は公衆衛生の目的で明確に開発、包装及び市販されるものをいう。1C395. bで定める医療用、分析用、診断用及び食品検査用キットの補充試薬は、その試薬がそのECCNで特定される化学製剤の原料となる化学物質のうち少なくとも一つ以上を、1C350. b又は. cで示される混合物についての規制レベル以上の濃度で含有する場合、ECCN 1C350で規制される。

品目:

a. 混合物であって、ECCN 1C350. bで特定されるCWC別表2のいずれかの単一の化学物質を重量比で10%超、30%未満含有するもの。(これらの化学物質を含有するその他の混合物に対する規制については、このECCNの関連規制欄の注1を参照のこと)。

b. “医療用、分析用、診断用及び食品検査用キット”(このECCNの関連定義欄で定義されるもの)であって、ECCN 1C350. b又は. cで規制されるCWC別表2又は3の化学物質の含有量が、1つの化学物質について300グラム以下であるもの。(その他のこのような検査用キットであって、これらの規制される化学物質及びその他の規制される化学物質を含有するものに対する規制については、このECCNの関連規制欄の注2を参照のこと)。

**1C607 催涙ガス、催涙剤並びに化学兵器の探知及び除染のための物質 (規制品目リスト参照)**

**許可要求事項**

規制理由: NS、RS、AT、UN

Control (s)	Country Chart (§ 738付則 1 参照)	
NS エントリー全体に適用される (1C607. a. 10、. a. 11、. a. 12、及 び. a. 14を除く)。	NS Column 1	a. 5. アダムサイト (ジフェニルアミンクロロアルシン又はDM) (CAS 578-94-9) ; a. 6. N-ノナイルモルホリン (MPA) (CAS 5299-64-9) ; a. 7. ジブロモジメチルエーテル (CAS 4497-29-4) ;
RS エントリー全体に適用される。	RS Column 1	a. 8. ジクロロジメチルエーテル (CICi) (CAS 542-88-1) ;
AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1	a. 9. エチルジブromoアルシン (CAS 683-43-2) ;
UN エントリー全体に適用される。	UN規制について は、§ 746. 1(b) を参照のこと。	a. 10. ブローモアセトン (CAS 598-31-2) ; a. 11. ブロモメチルエチルケトン (CAS 816-40-0) ; a. 12. ヨードアセトン (CAS 3019-04-3) ; a. 13. フェニルカルビルアミンクロリド (CAS 622-44-6) ; a. 14. ヨード酢酸エチル (CAS 623-48-3) ;
<b>リストに基づく許可例外</b> (すべての許可例外の説明 について § 740を参照のこと) LVS : 適用できない GBS : 適用できない CIV : 適用できない		<b>1C607. aの注</b> : 1C607. aは、次のいずれかに該当するものについては規制しない : CN若しくはCSの含有率が1%以下の製剤 ; 個人の自己防衛を目的とする個別包装された催涙ガス若しくは催涙剤であって、ECCN 1A984で規制されるもの ; 又は 有効成分の化学物質及びそれら混合物であって、食糧品の生産又は医療の目的で特定され、放送されたもの。
<b>STAIについての特別な条件</b> STA : 許可例外STAの(c) (2) 項 (EAR § 740. 20(c) (2)) は、1C607のいずれの品目にも使用してはならない。		b. "生体高分子" (USMLのカテゴリ-XIV(g)で規制されるものを除く) であって、USMLのカテゴリ-XIV(a)で指定される化学兵器の探知又は特定のために"特別に設計された"もの又は処理されたもの並びにそれらを生産するために使用される砂防培養菌。 c. "生体触媒"、及びそれらのための生体システム (USMLのカテゴリ-XIV(g)で規制されるものを除く) であって、USMLのカテゴリ-XIV(a)で指定される化学兵器の除染又は分解のために"特別に設計された"もののうち、次のいずれかに該当するもの : c. 1. USMLのカテゴリ-XIV(a)で規制される化学兵器の除染又は分解のために"特別に設計された""生体触媒"であって、生体システムの実験的定方向選択又は遺伝子操作から得られたもの ; c. 2. 1C607. c. 1で指定される"生体触媒"の製造に固有の遺伝情報を含んでいる生体システムであって、
<b>規制品目リスト</b> 関連規制 : (1) 特定の焼却装置に対する規制について、ECCN 2B350を参照のこと。 (2) "軍用貨物"であって、米国外に所在するもの及び米国外で生産されたもののうち、米国原産の"600シリーズ"の規制成分をde minimis量を超えて組み込んだものについては、ECCN 0A919を参照のこと。 関連定義 : ナシ 品目 :		
a. 催涙ガス及び催涙剤 (以下のものを含む) :		
a. 1. CA (プロモベンジルシアニド) (CAS 5798-79-8) ;		
a. 2. CS (o-クロロベンジリデンマロノニトリル又はo-クロロベンジリデンマロノニトリル) (CS) (CAS 2698-41-1) ;		
a. 3. CN (1塩化フェナシル又はω-クロロアセトフェノン) (CN) (CAS 532-27-4) ;		
a. 4. CR (ジベンゾ - (b・f) - 1・4-オキサゼピン) (CAS 257-07-8) ;		

次のいずれかに該当するもの :

- c. 2. a. “発現ベクター” ;
- c. 2. b. ウイルス ; 又は
- c. 2. c. 細胞培養菌。

**1C607. b及びcの注 :** 細胞培養菌と生体システムは限定したものであって、これらのサブシステムは民生用（例えば、農業、製薬、医療、獣医学、環境、廃棄物管理、又は食糧産業におけるもの）の細胞又は生体システムには的輸されない。

d. 化学物質の混合物（USMLのカテゴリ—XIV(f)で規制されるものを除く）であって、USMLのカテゴリ—XIV(a)又は(b)で指定される物質が混入された対象物の除染のための軍用に“特別に設計された”もの。

**1C608 “エネルギー物質”及び関連貨物（規制品目リスト参照）**

**許可要求事項**

規制理由 : NS、RS、MT、AT、UN

Control (s)	Country Chart ( § 738付則 1 参照)
-------------	-------------------------------------

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

RS エントリー全体に適用される。 RS Column 1

MTは、ECCN 1C608. mのみに適用される。 MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

UN エントリー全体に適用される。 UN規制については、§ 746. 1(b)を参照のこと。

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

- LVS : 1, 500ドル
- GBS : 適用できない
- CIV : 適用できない

**STAIについての特別な条件**

STA: 許可例外STAの (c) (2) 項 (EAR § 740. 20(c) (2)) は、1C608のいずれの品目にも使用してはならない。

**規制品目リスト**

関連規制 :

(1) EARは、USMLのサブカテゴリ—V(c) (6)、V(h)、

又はV(i)で規制される材料を含む爆薬又は爆発装置については規制しない。

USMLは、上記の材料を含む爆発装置を規制している。

(2) 本エントリーに掲げる爆発装置及び爆薬について、それらがカテゴリ—Vで規制される材料（スラリーを除く）を含む場合、並びに上記の材料が爆発装置及び爆薬を破壊することなく容易に抽出できる場合、USMLがカテゴリ—III、IV、又はVにおいて規制する。

(3) ECCN 1A006、1A007、1A008、1C011、1C111、1C239、及び1C992で列挙される爆発物及びその他

の品目についても参照のこと。  
(4) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の規制される成分をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義 :

(1) 本エントリーでいうところにおいて、用語“規制される材料”とは、ECCN 1C011、1C111、1C239、1C608、又はUSMLのカテゴリ—Vで列挙される規制エネルギー物質をいう。

(2) 本エントリーでいうところにおいて、用語‘推進薬’とは、力学的作用を果たすために制御された速度で多量の高温ガスを発生するのに化学的に反応する物質又は混合物をいう。

品目 :

a. ‘シングルベース’、‘ダブルベース’、及び‘トリプルベース’の‘推進薬’であって、次のいずれかの形態において、窒素含有量が12. 6%を超えるニトロセルロースを有するもの :

- a. 1. ‘薄板状’又は‘カーペットロール状’ ; 又は
- a. 2. 粒子状であって、直径が0. 10インチを超えるもの。

**注 :** 本エントリーは、散弾銃のシェル、小火器弾、又はライフル銃用実包で用いられる‘推進薬’グレインについては規制しない。

**Technical Notes:**

1. ‘薄板状’とは、後続の処理に適したシート形状で製造された‘推進薬’である。
2. ‘カーペットロール状’とは、シートとして製造さ

- れ（しばしば要求される幅に切断される）、その後、カーペットのように巻き取られた'推進薬'である。
3. 'シングルベース'とは、大部分がニトロセルロースからなる'推進薬'である。
4. 'ダブルベース' '推進薬'は、大部分がニトロセルロースとニトログリセリンからなる。
5. 'トリプルベース'は、大部分がニトロセルロース、ニトログリセリン及びニトログアニジンからなる。そのような推進薬には、他の物質（例えば、樹脂若しくは安定剤）を含有し、それにはカーボン、塩類、緩燃剤、ニトロジフェニルアミン、ワックス、ポリエチレングリコール（PEG）、アジピン酸ポリグリコール（PGA）を添加する場合がある。
- b. 導爆線若しくは衝撃波管であって、'規制される物質'を1メートル当たり0.064kg超0.1kg以下（1フット当たり300グレイン超470グレイン以下）含むもの；
- c. 作動薬包であって、'規制される物質'を0.70kg超1.0kg以下含むもの；
- d. 雷管（電気式若しくは非電気式）及びそれらのために"特別に設計された"組立品であって、'規制される物質'を0.01kg超0.1kg以下含むもの；
- e. 点火管であって、'規制される物質'を0.01kg超0.1kg以下含むもの；
- f. 油井用薬包であって、'規制される物質'を0.015kg超0.1kg以下含むもの；
- g. 市販用の注型若しくはプレスされたブースター[補助装薬]であって、'規制される物質'を1.0kg超5.0kg以下含むもの；
- h. 市販用のプレハブ方式のスラリー及びエマルジョンであって、USMLで'規制される物質'を10.0kg超で、かつ、重量比で35%以下含むもの；
- i. [Reserved]
- j. 民生用途（例えば、演劇舞台、動画の特殊効果及び花火の打ち上げ）のために"特別に設計された""火工"品であって、'規制される物質'を3.0kg超5.0kg以下含むもの。
- k. 民生用途のために"特別に設計された"その他の市販用の爆発装置又は爆薬（上記の1C608のc項からg項で規制されないもの）であって、'規制される物質'を1.0kg超5.0kg以下含むもの。
- l. プロピレンイミン(2-メチルアジリジン) (C. A. S.

#75-55-8)。

m. 酸化剤又はその'混合物'であって、ふっ素及び次のいずれかの元素から成る化合物：

その他のハロゲン族元素、酸素、又は窒素。

**1C608.mの注1：**気体の状態の三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>) (CAS 7783-54-2)は、ECCN 1C992で規制され、ECCN 1C608.mでは規制されない。

**1C608.mの注2：**三フッ化塩素(CIF<sub>3</sub>) (CAS 7790-91-2)は、ECCN 1C111.a.3.fで規制され、ECCN 1C608.mでは規制されない。

**1C608.mの注3：**ニフッ化酸素(OF<sub>2</sub>)は、USMLのカテゴリーV.d.10 (22 CFR § 121.1を参照のこと)で規制され、ECCN 1C608.mでは規制されない。

**1C608.lと1C608.mの注：**ECCN 1C608.l又は1C018.mに掲げる化学物質が、ECCN 1C608のc項からk項又はECCN 1C992で規定される市販用の爆発装置又は爆薬に組み込まれている場合、市販用の爆発装置及び爆薬の番号分類が、この品目に適用される。

**1C608.mのTechnical Note：**'混合物'とは、1C011、1C111、1C239、1C608、USMLのカテゴリーV、又はUSMLの他の箇所で開催されている少なくとも一以上の物質と二以上の物質を合成したものをいう。

n. 軍事情途のために"特別に設計された"爆発物、'推進薬'、酸化剤、'火工品'、燃料、結合剤、又は添加剤であって、USMLのカテゴリーV又はUSMLの他の箇所で列挙又はその他の形態で規定されていないもの。

**注1：**1C608.nは、次の"航空機"燃料には適用されない：JP-4、JP-5、及びJP-8。

**注2：**1C608.nの注1で指定される"航空機"燃料は、最終製品であって、それらを構成する成分ではない。

**1C980 EAR § 754付則 1**でリストされる無機化学物質であって、海軍石油保留地(NPR)から生産されたもの若しくは誘導されたもの、又はNPRの生産若しくは誘導した貨物の交換の結果として輸出に使用できるようになったもの

#### 許可要求事項

規制理由：SS

Control(s)

SS エントリー全体に適用される。

輸出許可要求事項（及び可能性のある許可例外）に

については、直接EAR § 754に進みなさい。カントリーチャートは、SS理由で規制される品目の輸出許可要求事項を決定するには設計されていない。

#### 規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

1C982 EAR § 754付則 1にリストされるその他の石油製品であって、海軍石油保留地（NPR）から生産されたもの若しくは誘導されたもの又はNPRの生産若しくは誘導した貨物の交換の結果として輸出に使用できるようになったもの

#### 許可要求事項

規制理由：SS

Control(s)

SS エントリー全体に適用される。

輸出許可要求事項（及び可能性のある許可例外）については、直接EAR § 754に進みなさい。カントリーチャートは、SS理由で規制される品目の輸出許可要求事項を決定するには設計されていない。

#### 規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

1C983 EAR § 754付則 1にリストされる天然ガス液及びその他の天然ガスの誘導体であって、海軍石油保留地（NPR）から生産されたもの若しくは誘導されたもの又はNPRの生産若しくは誘導した貨物の交換の結果として輸出に使用できるようになったもの

#### 許可要求事項

規制理由：SS

Control(s)

SS エントリー全体に適用される。

輸出許可要求事項（及び可能性のある許可例外）については、直接EAR § 754に進みなさい。カントリーチャートは、SS理由で規制される品目の輸出許可要求事項を決定するには設計されていない。

#### 規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

1C984 EAR § 754付則 1にリストされる都市ガス及び合成天然ガス（天然ガスで混合された場合は除かれ、従ってエネルギー省の輸出許可権限の対象となる）であって、海軍石油保留地（NPR）から生産されたもの若しくは誘導されたもの又はNPRの生産若しくは誘導した貨物の交換の結果として輸出に使用できるようになったもの

#### 許可要求事項

規制理由：SS

Control(s)

SS エントリー全体に適用される。

輸出許可要求事項（及び可能性のある許可例外）については、直接EAR § 754に進みなさい。カントリーチャートは、SS理由で規制される品目の輸出許可要求事項を決定するには設計されていない。

#### 規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

1C988 EAR § 754.4で規定される未加工のウェスタンレッドシーダー（ツジャ・プリカータ）[ベイスギ]の丸太及び角材、並びに未加工材、製材、及び加工材（樹皮や丸太面が残った欠陥部を含む）

#### 許可要求事項

規制理由：SS

Control(s)

SS エントリー全体に適用される。

輸出許可要求事項（及び可能な許可例外）については、直接EAR § 754に進むこと。カントリーチャートは、SS理由で規制される品目の輸出許可要求事項を決定するには設計されていない。

#### 規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：§ 754.4の対象となる未加工のウェスタンレッドシーダー関連製品に適用することができる10桁の国際統一商品分類ベースの別表B貨物番号の完全には網羅されていないリスト及び関連定義については、EAR § 754付則 2を参照のこと。

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1C990 “複合材料”の構造体で使用される繊維（1C010又は1C210で規制されるものを除く）であって、比弾性率が3,180,000m以上で、かつ、比強度が76,200m以上のもの**

#### 許可要求事項

規制理由： AT

Control (s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制： ナシ

関連定義： ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1C991 ワクチン、イムノトキシン[抗体]、医療製品、診断用及び食品検査用のキットであって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）**

#### 許可要求事項

規制理由： CB、AT

Control (s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

CB 1C991. dに適用される。 CB Column 3

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：

(1) リシン又はサキシトキシンを含む医療製品であって、次のいずれかに該当するものは、1C351のもとにCW理由により規制される：

(a) リシナス・コムニス・アグルチニン<sub>II</sub> (RCA<sub>II</sub>) (リシンDとしても知られている)、又はリシナス・コムニス・レクチン<sub>III</sub> (RCL<sub>III</sub>)；

(b) リシナス・コムニス・レクチン<sub>IV</sub> (RCL<sub>IV</sub>) (リシン Eとしても知られている)；又は

(c) C. A. S. #35523-89-8で特定されるサキシトキシン。

(2) 21 CFR § 312.3 で定められる“医療用製品”（すなわち、“治験薬” (IND)）の輸出は、このECCNで指定される輸出要求事項又はEARの他の箇所で指定される輸出要求事項とは独立した米国食品医薬品局（FDA）の特定の要求事項に従う。これらのFDAの要求事項は、21 CFR § 312.110で定められており、EARで指定される要求事項に加えて履行されなければならない。

(3) 新薬及び新薬物質の輸出に関するFDAの要求事項について、21 CFR 314.410も参照のこと。

関連定義：このエントリーでいうところの“イムノトキシン[免疫毒素複合体]”は、抗体に毒素を結合させたものであって、その抗体に対して抗原相同性を持つ特定のターゲット細胞（例えば、腫瘍細胞）を破壊する目的をもつものとして定義される。

このエントリーでいうところの“医療製品”は：

(1) 病気の治療において、検査及び人への投与のために設計された医薬製剤、

(2) 臨床製品又は医療製品として販売するために予め包装されたもの、並びに

(3) 臨床製品若しくは医療製品として販売すること、又は“治験薬” (IND)として使用することのいずれかについて、米国食品医薬品局によって認可を受けているもの（21 CFR § 312を参照のこと）。

このエントリーでいうところの“診断用及び食品検査用キット”は、診断又は公衆衛生の目的で、特別に開発、包装及び市販されたものである。その他の形態の生物毒素（ばら積輸送を含む）又はその他の最終用途のための生物毒素は、ECCN 1C351で規制される。

このエントリーでいうところの“ワクチン”は、投与された人間又は動物の疾病を予防するため、人間又は動物の防御免疫反応を活性化させるための医療製剤型の医療製品（若しくは獣医療薬）であって、米国食品医薬品局又は米国農務省により医療製品（若しくは獣医療薬）として販売する認可又は臨床試験に使用する認可を受けているものとして定義される。

品目：

- a. ECCN 1C351、1C353、又は1C354で規制される品目に対するワクチン；
- b. 1C351. dで規制される品目を含むイムノトキシン [免疫毒素複合体]；
- c. 医療製品であって、1C1C351. d. 3で規制されるボツリヌス毒素又は1C1C351. d. 6で規制されるコノトキシンを含むもの；
- d. 医療製品であって、ECCN 1C351. dで規制される品目（ECCN 1C1C351. d. 3で規制されるボツリヌス毒素、1C1C351. d. 6で規制されるコノトキシン及び1C351. d. 11又は. d. 12のもとにCW理由により規制される品目を除く）を含むもの；
- e. 診断用及び食品検査用キットであって、ECCN 1C351. dで規制される品目（1C351. d. 11又は. d. 12のもとにCW理由により規制される品目を除く）を含むもの。

**1C992 エネルギー物質を含む市販用の爆薬及び爆発物（他のエントリーで指定されていないもの）並びに気体の三ふっ化窒素（規制品目リスト参照）**

**許可要求事項**

規制理由：AT、RS、外交政策

Control (s)

Country Chart

( § 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

RSは、エントリー全体に適用される。このエントリ

ーで規制される品目のイラクへの輸出又は再輸出並びにイラク国内における移転については、地域安定理由により輸出許可が必要である。カントリーチャートは、このエントリーに対するRS許可要求事項を決定するには設計されていない。詳細情報については、 § 742. 6及び § 746. 3を参照のこと。

ロシア産業向け制裁は、特定の輸出許可エントリー全体に適用される。要求事項及び輸出許可審査方針について、 § 746. 5 を参照のこと。

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：

(1) USMLで規制されるエネルギー物質を含む市販用の爆薬及び爆発装置であって、注記された量を超えるもの又はこのエントリーに包含されないものは、1C608で規制される。

(2) 気体の状態にない三ふっ化窒素は、1C608で規制される。

関連定義：

(1) このエントリー1C992で規制される品目は、ECCN 1C608で規制されない材料であって、“ITARの対象”（22 CFR § 120から § 130を参照のこと）とはならないものである。

(2) このエントリーでいうところの用語“規制される材料”は、規制されるエネルギー物質”を意味する（ECCN 1C011、1C111、1C239、及び1C608を参照のこと；22 CFR § 121. 1のカテゴリーVIについても参照のこと）。

(3) 個々のUSMLで規制されるエネルギー物質は、たとえ他の物質で混ぜ合わされていても、このエントリーで規制される爆発装置及び爆薬に組み込まれていない場合、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと）ことに変わりはない。

(4) 市販用のプレハブ方式のスラリー及びエマル

ジョンであって、USMLで規制されるエネルギー物質を35%超含むものは、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと）。

(5) このエントリーでいうところの市販用の爆発装置及び爆薬に含まれるアルミニウムの粉、過塩素酸カリウム及びUSML（22 CFR 121.1 カテゴリー-Vを参照のこと）の注にリストされる物質（例えば、ピクリン酸アンモニウム、黒色火薬等）の質量は、規制物質の総質量を決定する場合、省略される。

品目：

a. 油井操業のために“特別に設計した”成形炸薬弾（単一軸方向に機能する1個の爆薬を利用するもの）であって、爆発と同時に穴をあけるもののうち、次のすべてに該当するもの：

a. 1. 規制される物質を調合したものを含むもの；

a. 2. 炸薬の前面に均一に成形加工した円錐形のライナーのみを配置しているものであって、その開先角度が90度以下のもの；

a. 3. 規制される物質を0.010kg超0.090kg以下含むもの；かつ

a. 4. 直径が4.5インチ以下のもの；

b. 油井操業のために“特別に設計した”成形炸薬弾であって、規制される物質を0.010kg以下含むもの；

c. 導爆線若しくは衝撃波管であって、規制される物質を1メートル当たり0.064kg（1フット当たり300グラム）以下含むもの；

d. 作動薬包であって、デフラグレーション[爆燃]物質中に、規制される物質を0.70kg以下含むもの；

e. 雷管（電気式若しくは非電気式）及びその組立品であって、規制される物質を0.01kg以下含むもの；

f. 点火管であって、規制される物質を0.01kg以下含むもの；

g. 油井用薬包であって、規制されるエネルギー物質を0.015kg以下含むもの；

h. 市販用の注型若しくはプレスされたブースター[補助装薬]であって、規制される物質を1.0kg以下含むもの；

i. 市販用のプレハブ方式のスラリー及びエマルジョンであって、USMLで規制される物質を10.0kg以下で、かつ、重量比で35%以下含むもの；

j. カッター及び切断ツールであって、規制される物質を3.5kg以下含むもの；

k. 火工品のうち、もっぱら民生用途（例えば、演劇舞台、動画の特殊効果及び花火の打ち上げ）のために設計したものであって、規制される物質を3.0kg以下含むもの；又は

l. 1C992.aから.kで規制されないその他の市販用の爆発装置及び爆薬であって、規制物質を1.0kg以下含むもの。

注：1C992.lには、自動車の安全装置；消火装置；鋸打機用の薬包；農業、石油及びガス事業、スポーツ用品、民間の採鉱又は公共事業の目的のための爆発物；並びに市販用の爆発装置の組立品に用いられる遅延管を含む。

m. 気体の状態の三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）。

**1C995 混合物**（ECCN 1C350、ECCN 1C355又はECCN 1C395で規制されるものを除く）であって、ECCN 1C350又はECCN 1C355で規制される化学物質を含むもの、並びに医療用、分析用、診断用及び食品検査用キット（ECCN 1C350又はECCN 1C395で規制されるものを除く）であって、ECCN 1C350.dで規制される化学物質を含むもののうち、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

#### 許可要求事項

規制理由：AT、RS

Control(s)

Country Chart

（§ 738付則 1参照）

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
RSは、エントリー全体に適用される。このエントリーで規制される品目のイラクへの輸出又は再輸出並びにイラク国内における移転については、地域安定理由により輸出許可が必要である。カントリーチャートは、このエントリーに対するRS許可要求事項を決定するには設計されていない。詳細情報については、§ 742.6及び§ 746.3を参照のこと。

#### 許可要求事項の注釈：

1. このECCNは、ECCN 1C350.b、.c若しくは.d又はECCN 1C355で規制されるいずれかの単一の毒性を有する化学物質又は化学製剤の原料となる化学物質を、製造上避けられない副生成物又は不純物として0.5%未

満含有する混合物については規制しない。これらの混合物はEAR99として類別される。

2. 1C995. cは、1C350. dで特定される化学製剤の原料となる化学物質を含む混合物であって、濃度が1C350. dで特定される混合物の濃度未満のものについては規制しない。これらの混合物は、このECCNの許可要求事項の注3に定める市販商品でない限り、1C995. a. 2. bで規制される。

3. 規制される化学物質が個人用として小売販売用に包装された市販商品の通常の成分である場合、このECCNでは、その混合物について規制しない。このような市販商品はEAR99として類別される。

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：

1. ECCN 1C350は、混合物であって、ECCN 1C350. bで特定されるCWC別表2のいずれかの単一の化学物質の含有量が、当該混合物の全重量の30%以上のものを規制する。ECCN 1C395は、ECCN 1C350. bで特定されるCWC別表2のいずれかの単一の化学物質を10%超、30%未満の濃度で含有する混合物を規制する。

2. ECCN 1C350は、ECCN 1C350. c又は. dで特定される化学物質を1C995. a. 2で示される濃度を超えて含有する混合物を規制する。

3. ECCN 1C355は、ECCN 1C355で特定される化学物質を1C995. bで特定される濃度を超えて含有する混合物を規制する。

4. ECCN 1C395は、“医療用、分析用、診断用及び食品検査用キット”（このECCNの関連定義欄で定義されるもの）であって、1C350. b又は. cにリストされるCWC別表2又は3の化学物質を含有するものを規制する。ECCN 1C350は、1C350. b、. c又は. dにリストされるいずれかの単一の化学物質を重量で300グラム超含有する検査用キットを規制する。

関連定義：このエントリーでいうところの“医療

用、分析用、診断用及び食品検査用キット”は、医療、分析、診断又は公衆衛生の目的で特別に開発、包装及び市販された予め梱包され成分が明らかにされた材料である。

1C995. cで定める医療用、分析用、診断用及び食品検査用キットの補充試薬は、その試薬がそのECCNで特定される化学製剤の原料となる化学物質のうち少なくとも一つ以上を、1C350. dで示される混合物についての規制レベル以上の濃度で含有する場合、ECCN 1C350で規制される。

品目：

a. 混合物であって、ECCN 1C350で規制される化学製剤の原料となる化学物質を次に掲げる濃度で含有するもの（これらの化学物質を含有するその例外の混合物に対する規制については、このECCNの関連規制欄の注1及び注2を参照のこと）：

a. 1. ECCN 1C350. bで規制されるCWC別表2のいずれかの単一の化学物質を重量比で10%以下含有する混合物；

a. 2. 次のいずれかに該当するものを重量比で30%未満含有する混合物：

a. 2. a. ECCN 1C350. cで規制されるCWC別表3のいずれかの単一の化学物質；又は

a. 2. b. ECCN 1C350. dで規制されるいずれかの単一の化学製剤の原料となる化学物質。

b. 混合物であって、ECCN 1C355で規制される毒性を有する化学物質又は化学製剤の原料となる化学物質を次に掲げる濃度で含有するもの（これらの化学物質を含有するそれ以外の混合物に対する規制については、このECCNの関連規制欄の注3を参照のこと）：

b. 1. ECCN 1C355. aで規制されるCWC別表2の化学物質を次に掲げる濃度で含有する混合物：

b. 1. a. ECCN 1C355. a. 1で規制されるCWC別表2のいずれかの単一の化学物質を重量比で1%以下含有する混合物（例えば、PFIBを含有する混合物）；又は

b. 1. b. 1C355. a. 2で規制されるCWC別表2のいずれかの単一の化学物質を重量比で10%以下含有する混合物；

b. 2. ECCN 1C355. bで規制されるCWC別表3のいずれかの単一の化学物質を重量比で30%未満含有する混合物。

c. “医療用、分析用、診断用及び食品検査用キット” (このECCNの関連定義で定義される) であって、ECCN 1C350. dで規制される化学製剤の原料となる化学物質を1つの化学物質につきその含有量が300グラム以下のもの。(それ以外の当該検査用キットであって、これらの化学物質及び他の規制される化学物質を含有するものに対する規制については、このECCNの関連規制欄の注4を参照のこと。)

**1C996 合成ハイドロカーボン油を含む作動油 (1C006で規制されるものを除く) であって、次のすべての特性を有するもの (規制品目リスト参照)**

**許可要求事項**

規制理由 : AT

Control (s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
**リストに基づく許可例外** (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

- LVS : 適用できない。
- GBS : 適用できない。
- CIV : 適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制 : ナシ  
関連定義 : ナシ  
品目 :

- a. 引火点が477K (204°C) を超えるもの ;
- b. 流動点が239K (-34°C) 以下のもの ;
- c. 粘度指数が75以上のもの ; かつ
- d. 616K (343°C) の温度において安定性を有するもの。

**1C997 硝酸アンモニウム (硝酸アンモニウムを重量比で15%超含有する肥料及び混合肥料を含む) (ただし、液体肥料 (いかなる量においても硝酸アンモニウムを含むもの) 又は乾燥肥料 (硝酸アンモニウムを重量比で15%以下含有するもの) を除く)**

**許可要求事項**

規制理由 : AT、RS

Controls (s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

RSは、エントリー全体に適用される。このエントリーで規制される品目のイラクへの輸出及び再輸出並びにイラク国内における移転については、地域安定理由により輸出許可が必要である。カントリーチャートは、このエントリーに対するRS許可要求事項を決定するようには設計されていない。詳細情報については、 § 742. 6及び § 746. 3を参照のこと。

**リストに基づく許可例外** (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

- LVS : 適用できない。
- GBS : 適用できない。
- CIV : 適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制 : ナシ  
関連定義 : ナシ  
品目 :

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1C998 非ふっ素化重合体 (1C008で規制されるものを除く) であって、次のいずれかに該当するもの (規制品目リスト参照)**

**許可要求事項**

規制理由 : AT

Control (s) Country Chart  
( § 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
**リストに基づく許可例外** (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

- LVS : 適用できない。
- GBS : 適用できない。
- CIV : 適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制 : ナシ  
関連定義 : ナシ  
品目 :

- a. ポリアリーレンエーテルケトンであって、次のいずれかに該当するもの :
  - a. 1. ポリエーテルエーテルケトン (PEEK) ;
  - a. 2. ポリエーテルケトンケトン (PEKK) ;
  - a. 3. ポリエーテルケトン (PEK) ;
  - a. 4. ポリエーテルケトンエーテルケトンケトン

(PEKEKK) ;

b. [RESERVED]

1C999 特定の物質（他のエントリーで指定されていないもの）であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

**許可要求事項**

規制理由：AT、RS

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。このエントリーで規制される品目について、反テロリズム理由により、北朝鮮には輸出許可が必要である。カントリーチャートは、このエントリーに対するAT許可要求事項を決定するには設計されていない。詳細情報についてはEAR § 742.19を参照のこと。

RSは、エントリー全体に適用される。このエントリーで規制される品目のイラクへの輸出及び再輸出並びにイラク国内における移転については、地域安定理由により輸出許可が必要である。カントリーチャートは、このエントリーに対するRS許可要求事項を決定するには設計されていない。詳細情報については、§ 742.6及び§ 746.3を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：1C236についても参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

- a. 硬化鋼製及び炭化タングステン製の精密ボールベアリング（直径が3mm以上のもの）；
- a. 硬化鋼製及び炭化タングステン製の精密ボールベアリング（直径が3mm以上のもの）；
- c. モネルメタル板；
- d. 燐酸トリブチル；
- e. 硝酸であって、濃度が重量比で20%以上のもの；
- f. ふっ素；
- g. アルファ線を放出する放射性核種（他のエントリー

一で指定されていないもの）。

**D. “ソフトウェア“**

1D001 1B001から1B003で規制される装置の“開発”、“製造”又は“使用”のために“特別に設計”又は改造した“ソフトウェア”

**許可要求事項**

規制理由：NS、MT、NP、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

MT MT理由により1B001で規制される品目の“開発”、“製造”又は“使用”のための“ソフトウェア”に適用される。

NP NP理由により1B001で規制される品目の“開発”、“製造”又は“使用”のための“ソフトウェア”に適用される。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：Yes（MTについては適用できない）

TSR：Yes（MTについては適用できない）

CIV：Yes（MTについては適用できない）

TSR：Yes（MTについては適用できない）

CIV：Yes（MTについては適用できない）

TSR：Yes（MTについては適用できない）

CIV：Yes（MTについては適用できない）

TSR：Yes（MTについては適用できない）

**規制品目リスト**

関連規制：

(1) このエントリーで規制される品目に係る技術については、ECCN 1E101（“使用”）並びに1E102（“開発”及び“製造”）を参照のこと。

(2) ECCN 1D002、1D101、1D201、及び1D999も参照のこと

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

1D002 積層体又は“複合材料”であって、有機物を“マトリックス”とするもの、金属を“マトリックス”とするもの又は炭素を“マトリックス”とするものの“開発”のための“ソフトウェア”

**許可要求事項**

規制理由：NS、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

#### 報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV : Yes

TSR : Yes

#### STAIについての特別な条件

STA : ECCN 1A002で指定される積層体又は“複合材料”であって、有機物を“マトリックス”とするもの、金属を“マトリックス”とするもの又は炭素を“マトリックス”とするものの“開発”のための“ソフトウェア”の、カントリーグループA:6 (EAR § 740付則 1参照) にリストされている仕向地への出荷には、許可例外STAを使用してはならない。

#### 規制品目リスト

関連規制 : 1A102で規制される品目のための“ソフトウェア”については、“ITARの対象”である (22 CFR § 120から § 130を参照のこと)。

関連定義 : ナシ

品目 :

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1D003 1A004. c又は1A004. dで規制される装置の機能を、装置が実行できるように“特別に設計”又は改造した“ソフトウェア”**

#### 許可要求事項

規制理由 : NS、RS、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

RSは、1A004. dで規制される装置の RS Column 2  
ための“ソフトウェア”に適用される。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV : 適用できない。

TSR : 適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制 : ナシ

関連定義 : ナシ

品目 :

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1D018 1B018. bで規制される品目の“開発”、“製造”又は“使用”のために“特別に設計”又は改造した“ソフトウェア”**

#### 許可要求事項

規制理由 : NS、MT、AT、UN

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

MT MT理由により1B018で規制さ MT Column 1  
れる品目の“開発”、“製造”又は“使用”のための“ソフトウェア”に適用される。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

UN エントリー全体に適用される。UN規制については、§ 746.1(b)  
を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV : 適用できない。

TSR : 適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制 :

ECCN 1B608に番号分類分類される品目 (2014年7月1日の直前に1B018. aに番号分類されていたもの)のための“ソフトウェア”について、ECCN 1D608を参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1D101 1B101、1B102、1B115、1B117、1B118又は1B119で規制される貨物の“使用”のために“特別に設計”又は改造した“ソフトウェア”**

#### 許可要求事項

規制理由：MT、NP、AT  
 Control(s) Country Chart  
 (§ 738付則 1参照)  
 MT エントリー全体に適用される。MT Column 1  
 NPは、1B101.aで規制される品目 NP Column 1  
 の“使用”のための“ソフトウェア”  
 に適用される。  
 AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
 リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
 について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：このエントリーで規制される品目に係  
 る技術については、ECCN 1E101(“使用”)並びに  
 1E102(“開発”及び“製造”)を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1D103 レーダー反射、紫外線／赤外線のサイン及  
 び音波のサイン等の観察されやすさを減少させるた  
 めに“特別に設計した”“ソフトウェア”のうち、ロケ  
 ット、“ミサイル”又は無人航空機であって、500kg以  
 上のペイロードを300km以上の“航続距離”を運搬す  
 ることができるもの及びそれらの全部揃ったサブシ  
 ステムで用いることができる用途のためのもの**

#### 許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control(s) Country Chart  
 (§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1  
 AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
 リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
 について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：

(1) このエントリーは、観察されやすさ減少の分  
 析のために“特別に設計した”“ソフトウェア”を

含む。

(2) 国際武器取引規則（ITAR）の22 CFR 120.3 に  
 おける防衛物品の定義に合致するソフトウェア  
 であって、“ITARの対象”である同様のソフトウェ  
 アを定めているものについて（22 CFR § 120から  
 § 130（USMLのカテゴリーXIIIを含む）を参照の  
 こと）。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1D201 1B201で規制される品目の“使用”のために“  
 特別に設計”又は改造した“ソフトウェア”**

#### 許可要求事項

規制理由：NP、AT

Control(s) Country Chart  
 (§ 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1  
 AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
 リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
 について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：このエントリーで規制される品目に係  
 る技術については、ECCN 1E201(“使用”)並びに  
 1E203(“開発”及び“製造”)を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1D390 1C350で規制される化学物質の“製造”を制  
 御し或いは起させるために特別に設定したプロセス  
 制御のための“ソフトウェア”**

#### 許可要求事項

規制理由：CB、AT

Control(s) Country Chart  
 (§ 738付則 1参照)

CB エントリー全体に適用される。CB Column 2  
 AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
 リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明

について § 740を参照のこと)

CIV : 適用できない。

TSR : 適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制 : ナシ

関連定義 : “ソフトウェア”、“プログラム”及び“マイクロプログラム”の定義については、§ 772.1を参照のこと。

品目 :

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

#### 1D607 1A607、1B607又は1C607で規定される品目の“開発”、“製造”、操作、又は保守のために“特別に設計された”ソフトウェア

##### 許可要求事項

規制理由 : NS、RS、AT、UN

Control (s) Country Chart  
(§ 738付則 1 参照)

NS エントリー全体に適用される NS Column 1  
(1C607. a. 10、. a. 11、. a. 12、及び . a. 14のための“ソフトウェア”を除く)。

RS エントリー全体に適用される。 RS Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

UN エントリー全体に適用される。 UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

CIV : 適用できない。

TSR : 適用できない。

##### STAIについての特別な条件

STA : 許可例外STAの(c)(2)項 (EAR § 740.20(c)(2)) は、1D607のいずれの品目にも使用してはならない。

#### 規制品目リスト

関連規制 :

(1) USMLのカテゴリ—XIVで列挙される又は別途指定される物品に直接的に関連する“ソフトウェア”は、ITARの対象である (22 CFR § 121.1のカテゴリ—

XIV(m)を参照のこと。USMLのカテゴリ—XIV(m)で規制される“ソフトウェア”には、USMLのカテゴリ—XIVの(a)若しくは(b)項で規制される品目の探知、特定、警告若しくはモニタリング、又は米国国防総省の資金提供若しくは契約により指定される化学剤若しくは生物剤に対する米国国防総省の資金提供若しくは契約のもとに開発された試薬、アルゴリズム、係数、ソフトウェア、ライブラリ、スペクトルデータベース、若しくは警告設定レベルを含んでいる装置に直接的に関連する“ソフトウェア”が含まれる。

(2) “軍用貨物”であって、米国外に所在するもの及び米国外で生産されたもののうち、米国原産の“600シリーズ”の規制成分をde minimis量を超えて組み込んだものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

a. ECCN 1A607、1B607、又は1C607で規制される貨物の“開発”、“製造”、操作、又は保守のために“特別に設計された”ソフトウェア。

b. [reserved]

#### 1D608 1B608又は1C608で規制される貨物の“開発”、“製造”、操作、又は保守のために“特別に設計された”ソフトウェア (規制品目リスト参照)

##### 許可要求事項

規制理由 : NS、RS、MT、AT、UN

Control (s) Country Chart  
(§ 738付則 1 参照)

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

RS エントリー全体に適用される。 RS Column 1

MTは、1C608.mで規制される材料 MT Column 1

又はUSMLのカテゴリ—Vの中のMT物品の“製造”及び取扱いにおける1B608の装置の“使用”のために“特別に設計された”ソフトウェアに適用される。

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

UN エントリー全体に適用される。 UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV : 適用できない。  
TSR : 適用できない。

STAIについての特別な条件

STA: 許可例外STAの (c) (2) 項 (EAR § 740. 20 (c) (2)) は、1D608のいずれの品目にも使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制 :

- (1) USMLのカテゴリーIII、IV又はVで列挙又はその他の形態で規定される物品に直接的に関連するソフトウェアは、USMLのそれらの各カテゴリーの規制の対象となる。
- (2) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の規制される成分をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

- a. ECCN 1B608又は1C608で規制される貨物の“開発”、“製造”、操作、又は保守のために“特別に設計された”“ソフトウェア”
- b. [Reserved]

1D613 1A613又は1B613で規制される貨物の“開発”、“製造”、操作、又は保守のために“特別に設計された”“ソフトウェア”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由 : NS、RS、AT、UN

Control (s)	Country Chart ( § 738付則 1 参照)
NS エントリー全体に適用される (1D613. yを除く)。	NS Column 1
RS エントリー全体に適用される (1D613. yを除く)。	RS Column 1
AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1
UN エントリー全体に適用される (1D613. yを除く)。	UN規制について は、 § 746. 1 (b)

を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV : 適用できない。  
TSR : 適用できない。

STAIについての特別な条件

STA : 許可例外STAの (c) (2) 項 (EAR § 740. 20 (c) (2)) は、1D613のいずれの品目にも使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制 :

- (1) USMLのカテゴリーXで規制される物品に直接的に関連する“ソフトウェア”は、ITARのUSMLの X(e) 項の規制の対象となる。
- (2) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の規制される成分をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

- a. ECCN 1A613 (1A613. yを除く) 又は1B613 (1B613. yを除く) で規制される貨物の“開発”、“製造”、操作、又は保守のために“特別に設計された”“ソフトウェア” (本エントリーの. y項で規制される“ソフトウェア”を除く)。
- b. からx. [Reserved]
- y. ECCN 1A613. yで規制される貨物の“製造”、“開発”、操作、又は保守のために“特別に設計された”特定の“ソフトウェア”

1D993 1C210. b又は1C990で規制される材料の“開発”、“製造”又は“使用”のために“特別に設計した”“ソフトウェア”

許可要求事項

規制理由 : AT

Control (s)	Country Chart ( § 738付則 1参照)
AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）  
CIV : 適用できない。

TSR：適用できない。

### 規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1D999 特定のソフトウェア（他のエントリーで指定されていないもの）であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）**

#### 許可要求事項

規制理由：AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。

このエントリーで規制される品目について、反テロリズム理由により、北朝鮮には輸出許可が必要である。カントリーチャートは、このエントリーに対するAT許可要求事項を決定するには設計されていない。詳細情報についてはEAR § 742.19を参照のこと。  
**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

### 規制品目リスト

関連規制：1B999についても参照のこと

関連定義：ナシ

品目：

- a. 1B999で規制される産業用のプロセス制御のハードウェア又はシステムのために“特別に設計した”ソフトウェア（他のエントリーで指定されていないもの）；
- b. 1B999で規制される構造体用の複合材料、繊維、プリプレグ及びプリフォームの製造装置のために“特別に設計した”ソフトウェア”（他のエントリーで指定されていないもの）

#### E. “技術”

**1E001 1A002、1A003、1A004、1A005、1A006. b、1A007、1A008、1A101、1A231、1B（1B608、1B613、若しくは1B999を除く）又は1C（1C355、1C608、1C980から1C984、**

**1C988、1C990、1C991、1C995から1C999を除く）で規制される品目の“開発”又は“製造”に係るGeneral Technology Noteの対象となる“技術”**

#### 許可要求事項

規制理由：NS、MT、NP、CB、RS、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

NS 1A002、1A003、1A005、 NS Column 1  
1A006. b、1A007、1B001から1B003、  
1B018、1C001から1C011又は1C018  
で規制される品目に係る“技術”に  
適用される。

NS 1A004で規制される品目に係る NS Column 2  
“技術”に適用される。

MT MT理由により1A101、1B001、 MT Column 1  
1B101、1B102、1B115から1B119、  
1C001、1C007、1C011、1C101、1C102、  
1C107、1C111、1C116、1C117、又は  
1C118で規制される品目に係る  
“技術”に適用される。

NPは、NP理由により1A002、1A007、 NP Column 1  
**1A231**、1B001、1B101、1B201、1B225、  
1B226、1B228から1B234、1C002、  
1C010、1C111、1C116、1C202、1C210、  
1C216、 1C225から1C237、又は  
1C239から1C241で規制される品目  
に係る“技術”に適用される。

CB 1C351、1C353、又は CB Column 1  
1C354で規制される品目に係る“技  
術”に適用される。

CB 1C350で規制される材料に係る CB Column 2  
“技術”、並びに1A004. cに掲げる化  
学物質検知システム及びこれらの  
専用の検出器であって、あわせて  
2B351. aで定める技術特性を有す  
るものに係る“技術”に適用される。

RSは、1A004. dで規制される装置に RS Column 2  
係る技術に適用される。

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1  
**報告要求事項**

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可

の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。  
**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明  
 について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：Yes（ただし、次に該当するものを除く）：

- 1) MT理由で規制される品目；又は
- 2) 次に掲げるものの“開発”又は“製造”に係る“技術”の輸出及び再輸出であって、カントリーグループA:5にリストされる国（EAR § 740付則 1参照）以外を仕向地とするもの：

- (a) 1C001で規制される品目；又は
- (b) 1A002. aで規制される品目であって、有機物を“マトリックス”とするもののうち、1C010. c 若しくは 1C010. dにリストされている材料からなる複合材料の構造体又は積層体であるもの。

#### STAIについての特別な条件

STA：ECCNs 1A002、1C001、1C007. c、1C010. c若しくはd又は1C012で指定される装置又は材料の“開発”又は“製造”に係るGeneral Technology Noteの対象となる“技術”の、カントリーグループA:6（EAR § 740付則 1参照）にリストされている仕向地への出荷には、許可例外STAを使用してはならない。

#### 規制品目リスト

関連規制：

- (1) 1E101、1E201及び1E202についても参照のこと。
- (2) ECCN 1B608又は1C608に番号分類される品目（2014年7月1日の直前にECCN 1B018. a又は1C018. bから1C018. mに番号分類されていたもの）に係る“技術”については、ECCN 1E608を参照のこと（ECCN 1E001は、ECCN 1C111. a. 3. fで規制される三フッ化塩素に係る“開発”及び“製造”“技術”を規制することに留意すること—三フッ化塩素に係る“使用”“技術”に対する規制については、ECCN 1E101を参照のこと）。
- (3) 1A004. c（核・生物・化学（NBC）探知システム）又はECCN 1A004. d（爆発物の残留物の存在を探知又は特定するための装置）で規制される装置の機能を、装置が実行できるように“特別に設計”

又は改造したコントロールライブラリー（パラメトリック技術データベース）については、ECCN 1E002. gを参照のこと。

(4) リチウムの同位元素の分離に係る“技術”（関連するECCN 1B233を参照のこと）及びECCN 1C012で規定される品目に係る“技術”については、エネルギー省の輸出許可権限の対象である（10 CFR part 810を参照のこと）。

(5) ECCN 1A102に定める品目に係る“技術”については、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと）。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1E002 その他の“技術”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）**

#### 許可要求事項

規制理由：NS、MT、NP、AT

Control(s)	Country Chart (§ 738付則 1参照)
NS エントリー全体に適用される (1E002. gを除く)。	NS Column 1
NS 1E002. gに適用される。	NS Column 2
MT 1E002. eに適用される。	MT Column 1
NPは、NP理由により1A002で規制 される品目に係る“技術”に適用さ れる。	NP Column 1
AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1

#### 報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。  
**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明  
 について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：Yes（ただし、1E002. e及び. fを除く）

**許可例外の注釈**：許可例外TSUは、1E002. e又は. fで規制される修理に係る“技術”には適用できない（本章の付則 2を参照のこと）。

#### STAIについての特別な条件

STA：1E002. e又は. fに掲げる品目の、カントリー

グループA:6 (EAR § 740付則 1参照) にリストされている仕向地への出荷には、許可例外STAを使用してはならない。

**規制品目リスト**

関連規制：1E002. e又は. fに関連する“技術”については、1E001、1E101、1E102、1E202及び1E994についても参照のこと

関連定義：ナシ

品目：

- a. ポリベンゾチアゾール又はポリベンゾオキサゾールの“開発”又は“製造”に係る“技術”；
- b. 少なくとも一つのビニルエーテルのモノマーを含むゴム状のふっ素化合物の“開発”又は“製造”に係る“技術”；
- c. セラミック粉末又はセラミック材料（“複合型のもの”を除く）であって、次のいずれかに該当するものの設計又は“製造”に係る“技術”：
  - c. 1. セラミック粉末であって、次のすべてに該当するもの：
    - c. 1. a. 次のいずれかに該当するものからなるもの：
      - c. 1. a. 1. ジルコニウムの単一若しくは複合酸化物及びシリコン若しくはアルミニウムの複合酸化物；
      - c. 1. a. 2. ほう素の単一窒化物（立方晶窒化ほう素に限る）；
      - c. 1. a. 3. シリコン若しくはほう素の単一若しくは複合炭化物；又は
      - c. 1. a. 4. シリコンの単一若しくは複合窒化物；
    - c. 1. b. 金属不純物の含有量の全重量に占める割合（意図的な添加物を除く）が、次のいずれかに該当するもの：
      - c. 1. b. 1. 単一酸化物しくは炭化物にあつては、1,000 ppm[0.1%]未満のもの；又は
      - c. 1. b. 2. 複合化合物しくは単一窒化物にあつては、5,000 ppm[0.5%]未満のもの；及び
    - c. 1. c. 次のいずれかに該当するもの：
      - c. 1. c. 1. 酸化ジルコニウム (CAS 1314-23-4) であって、粒子の径の平均値が1µm以下のものうち、径が5µmを超える粒子の重量の合計が全

- 重量の10%以下であるもの；又は
  - c. 1. c. 2. その他のセラミック粉末であつて、粒子の径の平均値が5µm以下であつて、径が10µmを超える粒子の重量の合計が全重量の10%以下であるもの；
  - c. 2. 1E002. c. 1で定める物質からなるセラミック材料（“複合型のもの”を除く）；
- 注：1E002. c. 2は、研磨剤に係る“技術”については規制しない。
- d. [Reserved]
- e. 1C001で規制される材料の据付、保守又は修理に係る“技術”；
- f. 1A002又は1C007. cで規制される“複合材料”からなる構造体、積層体又は材料の修復に係る“技術”；
- 注：1E002. fは、炭素“繊維”及びエポキシ樹脂を用いた“民間航空機”の構造体の修復に係る“技術”であつて、“航空機”製造会社のマニュアルに含まれているものについては規制しない。
- g. 1A004. c又は1A004. dで規制される装置の機能を、装置が実行できるように“特別に設計された”又は改造された‘ライブラリー’。

1E101 1A101、1A102、1B001、1B101、1B102、1B115から1B119、1C001、1C007、1C011、1C101、1C107、1C111、1C116、1C117、1C118、1D001、1D101又は1D103で規制される貨物及び“ソフトウェア”の“使用”に係る“General Technology Note”の対象となる“技術”

**許可要求事項**

規制理由：MT、NP、AT

Control (s)	Country Chart
	( § 738付則 1参照)
MTは、NP理由により1A101、1A102、1B001、1B101、1B102、1B115から1B119、1C001、1C007、1C011、1C101、1C107、1C111、1C116、1C117、1C118、1D001、1D101、又は1D103で規制される貨物及びソフトウェアに係る“技術”に適用される。	MT Column 1
NPは、NP理由により1B001、1B101、1C111、1C116、1D001、及び1D101で規制される品目に係る“	NP Column 1

技術”に適用される。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

CIV : 適用できない。

TSR : 適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制 : 1A102で規制される品目に係る“技術”  
については、“ITARの対象”である（22 CFR § 120  
から § 130を参照のこと）。

関連定義 : ナシ

品目 :

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

1E102 1D001、1D101又は1D103で規制されるソフト  
ウェアの“開発”に係る“General Technology Note”  
の対象となる“技術”

#### 許可要求事項

規制理由 : MT、NP、AT

Control (s)	Country Chart
	( § 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1	
NPは、NP理由により1D001及び	NP Column 1
1D101で規制される品目に係る“技 術”に適用される。	

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

CIV : 適用できない。

TSR : 適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制 : このエントリーには、観察されやすさ  
減少の分析のために“特別に設計した”データベ  
ースを含む。

関連定義 : ナシ

品目 :

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

1E103 “複合材料”又は部分的に加工された“複合  
材料”の“製造”のために用いられるオートクレーブ  
又はハイドロクレーブの内部の温度、圧力又は気圧

を規定するための“技術資料”（加工条件を含む）及  
び手順であって、1C007、1C102、1C107、1C116、1C117、  
1C118、9A110及び9C110 で指定される装置又は材料  
のために用いることができるもの

#### 許可要求事項

規制理由 : MT、AT

Control (s)	Country Chart
	( § 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

CIV : 適用できない。

TSR : 適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制 : 1E20についても参照のこと

関連定義 : ナシ

品目 :

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

1E104 原料ガスの熱分解 (1,573K (1,300°C) 以上  
3,173K (2,900°C) 以下の温度範囲において、かつ、  
130パスカル (1 mmHg) 以上20,000パスカル (150  
mmHg) 以下の絶対圧力の範囲において行うものに限  
る) により生成する物質を金型、マンドレル又はそ  
の他の基材に定着させるための“製造”用の“技術”  
(原料ガスの組成、流速及びプロセス制御のスケジ  
ュール及びパラメータについての“技術”を含む)

#### 許可要求事項

規制理由 : MT、AT

Control (s)	Country Chart
	( § 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

CIV : 適用できない。

TSR : 適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制 : ナシ

関連定義 : ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

1E201 1A002、1A007、1A202、1A225から1A227、**1A231**、  
1B201、1B225、1B226、1B228から1B232、1B233. b、  
1B234、1C002. b. 3 及び b. 4 、1C010. a、1C010. b、  
1C010. e. 1、1C202、1C210、1C216、1C225から1C237、  
1C239から1C241又は1D201で規制される品目の“使用  
“に係る“General Technology Note”の対象となる“  
技術”

#### 許可要求事項

規制理由：NP、AT

Control (s)	Country Chart
	( § 738付則 1参照)

NP NP理由で規制される品目に NP Column 1  
ついて、エントリー全体に適用さ  
れる。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

1E202 1A202又は1A225から1A227で規制される貨  
物の“開発”又は“製造”に係る“General Technology  
Note”の対象となる“技術”

#### 許可要求事項

規制理由：NP、AT

Control (s)	Country Chart
	( § 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

1E203 1D201で規制される“ソフトウェア”の“開発  
“又は“製造”に係る“General Technology Note”の対  
象となる“技術”

#### 許可要求事項

規制理由：NP、AT

Control (s)	Country Chart
	( § 738付則 1参照)

NP エントリー全体に適用される。NP Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

1E350 1C350で規制される化学物質を製造するた  
めに設計した又は製造することを目的とした設備に  
係る“General Technology Note”の対象となる“技術”

#### 許可要求事項

規制理由：CB、AT

Control (s)	Country Chart
	( § 738付則 1参照)

CB エントリー全体に適用される。CB Column 2

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：  
規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1E351 1C350、1C351、1C353、又は1C354で規制される化学物質又は微生物の処分に係る“General Technology Note”の対象となる“技術”**

**許可要求事項**

規制理由：CB、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

CB 1C351、1C353、又は CB Column 1

1C354で規制される品目の処分に  
係る“技術”に適用される。

CB 1C350で規制される品目の処  
分に係る“技術”に適用される。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1E355 化学兵器禁止条約(CWC)別表2及び別表3の化学物質の製造に係る技術であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）**

**許可要求事項**

規制理由：CW、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1参照)

CW エントリー全体に適用される。

CWC非加盟国（§ 745付則 2にリストされていない仕  
向国）（イスラエル及び台湾を除く）に向けては、CW  
理由により輸出許可が必要である。EAR § 742.18を参  
照のこと。カントリーチャートは、CW理由で規制さ  
れる品目に対する許可要求事項を決定するには  
設計されていない。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

TSR：適用できない。

CIV：適用できない。

**規制品目リスト**

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

a. 次に掲げるCWC別表2の毒性を有する化学物質の製  
造に係る技術：

a. 1. PFIB：1, 1, 3, 3, 3-ペンタフルオロ-2-(トリ  
フルオロメチル)-1-プロペン(382-21-8)；

a. 2. [RESERVED]

b. 次に掲げるCWC別表3の毒性を有する化学物質の製  
造に係る技術：

b. 1. ホスゲン：二塩化カルボニル(75-44-5)；

b. 2. 塩化シアン(506-77-4)；

b. 3. シアン化水素(74-90-8)。

**1E607 ECCN 1A607、1B607、1C607、又は1D607で規  
制される品目の“開発”、“製造”、操作、設置、保守、  
修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要  
な”“技術”**

**許可要求事項**

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control(s) Country Chart  
(§ 738付則 1  
参照)

NS エントリー全体に適用される  
(1C607. a. 10、. a. 11、. a. 12、及  
び. a. 14並びにそれらのための“ソ  
フトウェア”に係る技術を除く)

RS エントリー全体に適用される。RS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

UN エントリー全体に適用される。UN規制について  
は、§ 746.1(b)  
を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

**STAIについての特別な条件**

STA : 許可例外STAの(c)(2)項 (EAR § 740.20(c)(2)) は、1E607のいずれの品目にも使用してはならない。

**規制品目リスト**

関連規制 :

USMLのカテゴリ-XIVで列挙される又は別途規定される防衛物品に直接的に関連する技術資料は、ITARの対象である (22 CFR § 121.1のカテゴリ-XIV(m)参照)。USMLのカテゴリ-XIV(m)で規制される技術資料には、USMLのカテゴリ-XIVの(a)若しくは(b)項で規制される品目の探知、特定、警告若しくはモニタリング、又は米国防総省の資金提供若しくは契約により指定される化学剤若しくは生物剤に対する米国防総省の資金提供若しくは契約のもとに開発された試薬、アルゴリズム、係数、ソフトウェア、ライブラリ、スペクトルデータベース、若しくは警告設定レベルを含んでいる装置に直接的に関連する技術資料が含まれる。

関連定義 : ナシ

品目 :

a. ECCN 1A607、1B607、1C607又は1D607で規制される品目の“開発”、“製造”、操作、設置、保守、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”技術”

**1E607. aの注 :** ECCN 1E607. aには、ECCN 1C607. c. 1で規制される“生体触媒”を軍用の担体物質又は軍用の物質に取り込むためにもつばら“必要な”技術”を含む。

b. [Reserved]

**1E608** 1B608で規制される装置又は1C608で規制される材料の“開発”、“製造”、操作、設置、保守、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”技術” (規制品目リスト参照)

**許可要求事項**

規制理由 : NS、RS、MT、AT、UN

Control (s) Country Chart  
( § 738付則 1  
参照)

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

RS エントリー全体に適用される。 RS Column 1  
MTは、1C608.mのために“必要な” MT Column 1  
“技術”に適用される。

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

UN エントリー全体に適用される。 UN規制については、§ 746.1(b)  
を参照のこと。

**リストに基づく許可例外** (すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと)

CIV : 適用できない。

TSR : 適用できない。

**STAIについての特別な条件**

STA: 許可例外STAの(c)(2)項 (EAR § 740.20(c)(2)) は、1E608のいずれの品目にも使用してはならない。

**規制品目リスト**

関連規制 :

ITARのUSMLのカテゴリ-Xで規制される物品に直接的に関連する技術資料は、ITARのUSMLのX(e)項の規制の対象となる。

関連定義 : ナシ

品目 :

a. ECCN 1B608で規制される装置又はECCN 1C608で規制される材料の“開発”、“製造”、操作、設置、保守、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”技術”

b. 窒素含有量が12.6%を超えるニトロセルロースの“開発”又は“製造” (速度が1時間当たり2,000ポンドを超えるもの) のために“必要な”技術”

c. ニトレートエステル (例えば、ニトログリセリン) の“開発”又は“製造” (速度が1時間当たり2,000ポンドを超えるもの) のために“必要な”技術”

**1E613** 1A613若しくは1B613で規制される貨物又は1D613で規制される“ソフトウェア”の“開発”、“製造”、操作、設置、保守、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”技術”であって、次のいずれかに該当するもの (規制品目リスト参照)

**許可要求事項**

規制理由 : NS、RS、AT、UN

Control (s) Country Chart

	( § 738付則 1 参照)
NS エントリー全体に適用される (1E613.yを除く)。	NS Column 1
RS エントリー全体に適用される (1E613.yを除く)。	RS Column 1
AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1
UN エントリー全体に適用される (1E613.yを除く)。	UN規制について は、 § 746.1(b) を参照のこと。

**リストに基づく許可例外** (すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと)

CIV : 適用できない。

TSR : 適用できない。

#### STAIについての特別な条件

STA : 許可例外STAの(c)(2)項 (EAR §  
740.20(c)(2)) は、1E613のいずれの品目にも使  
用してはならない。

#### 規制品目リスト

関連規制 :

(1) USMLのカテゴリーXで規制される物品に直接  
的に関連する“ソフトウェア”は、ITARのUSMLの  
X(e)項の規制の対象となる。

(2) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の  
“600シリーズ”の規制される成分をde minimis量  
を超えて組み込んでいるものについては、ECCN  
0A919を参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

- a. ECCN 1A613 (1A613.yを除く)、1B613又は1D613  
(1D613.yを除く) で規制される貨物又は“ソフトウ  
ェア”の“開発”、“製造”、操作、設置、保守、修理、  
オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”技  
術” (本エントリーの.y項で規制される“技術”を除  
く)。
- b. からx. [Reserved]
- y. ECCN 1A613.y又は1D613.yで規制される貨物又は  
ソフトウェアの“製造”、“開発”、操作、設置、保守、  
修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要  
な”特定の“技術”

**1E994 1C990で規制される繊維の“開発”、“製造”  
又は“使用”に係る“技術”**  
**許可要求事項**

規制理由 : AT

Control(s)

Country Chart

( § 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと)

CIV : 適用できない。

TSR : 適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制 : ナシ

関連定義 : ナシ

品目 :

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**1E998 1B999で規制される加工装置、並びに1C996、  
1C997、1C998又は1C999で規制される材料の“開発”  
又は“製造”に係る“技術”**  
**許可要求事項**

規制理由 : AT

Control(s)

Country Chart

( § 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと)

CIV : 適用できない。

TSR : 適用できない。

#### 規制品目リスト

関連規制 : ナシ

関連定義 : ナシ

品目 :

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**EAR99 EAR 対象品目であって、この CCL のカテゴリ  
ー又は CCL の他のどのカテゴリの中でも、他に指  
定されていないものは、番号 EAR99 で指定される。**

## カテゴリー 1 付属書

## 爆発物リスト (1A004 及び 1A008 を参照のこと)

No.	略名	物質名	CAS 番号
1.	ADNBF	アミノジニトロベンゾフロキサン (別名: 7-アミノ-4, 6-ジニトロベンゾフラザン-1-オキシド)	CAS 97096-78-1
2.	BNCP	cis-ビス (5-ニトロテトラゾレート) テトラアミン-コバルト (III) パークロレート	CAS 117412-28-9
3.	CL-14	ジアミノジニトロベンゾフロキサン (別名: 5, 7-ジアミノ-4, 6-ジニトロベンゾフラザン-1-オキシド)	CAS 117907-74-1
4.	CL-20	ヘキサニトロヘキサアザイソウルチタン (別名: HNIW) ; クラスレート構造の CL-20 ;	CAS 135285-90-4
5.	CP	2-(5-シアノテトラゾレート)ペンタアミンコバルト (III) パークロレート	CAS 70247-32-4
6.	DADE	1, 1'-ジアミノ-2, 2'-ジニトロエチレン (別名: FOX7)	CAS 145250-81-3
7.	DATB	ジアミノトリニトロベンゼン	CAS 1630-08-6
8.	DDFP	1, 4'-ジニトロジフラザンピペラジン	
9.	DDPO	2, 6'-ジアミノ-3, 5'-ジニトロピラジン-1-オキシド (別名: PZO)	CAS 194486-77-6
10.	DIPAM	3, 3'-ジアミノ-2, 2', 4, 4', 6, 6'-ヘキサニトロビフェニル (別名: ジピクラミド)	CAS 17215-44-0
11.	DNGU	ジニトログリコルリル (別名: DINGU)	CAS 55510-04-8
12.	フラザンであって、次のいずれかに該当するもの:		
	a.	DAAOF	ジアミノアゾキシフラザン
	b.	DAAzF	ジアミノアゾフラザン
			CAS 78644-90-3
13.	HMX 及び誘導体であって、次のいずれかに該当するもの:		
	a.	HMX	シクロテトラメチレンテトラニトラミン (別名: オクタヒドロ-1, 3, 5, 7-テトラニトロ-1, 3, 5, 7-テトラジン、1, 3, 5, 7-テトラニトロ-1, 3, 5, 7-テトラザ-シクロオクタン又はオクトゲン)
	b.		HMX のジフルオロアミン化類似化合物
	c.	K-55	2, 4, 6, 8-テトラニトロ-2, 4, 6, 8-テトラアザビシクロ [3, 3, 0] オクタノン-3 (別名: テトラニトロセミグリクリル又はケト-二環式 HMX)
			CAS 130256-72-3
14.	HNAD	ヘキサニトロアダマンタン	CAS 143850-71-9
15.	HNS	ヘキサニトロスチルベン	CAS 20062-22-0
16.	イミダゾールであって、次のいずれかに該当するもの:		
	a.	BNNII	オクタヒドロ-2, 5-ビス(ニトロイミノ)イミダゾ [4, 5-d]イミダゾール
	b.	DNI	2, 4-ジニトロイミダゾール
			CAS 5213-49-0
	c.	FDIA	1-フルオロ-2, 4-ジニトロイミダゾール
	d.	NTDNIA	N-(2-ニトロトリアゾール)-2, 4-ジニトロイミダゾール
	e.	PTIA	1-ピクリル-2, 4, 5-トリニトロイミダゾール
17.	NTNMH	1-(2-ニトロトリアゾロ)-2-ジニトロメチレンヒドラジン	
18.	NTO	3-ニトロ-1, 2, 4-トリアゾール-5-オン (別名: ONTA)	CAS 932-64-9
19.		5つ以上のニトロ基を有するポリニトロクバン	
20.	PYX	2, 6-ビス(ピクリルアミノ)-3, 5-ジニトロピリジン	CAS 38082-89-2

## 爆発物のリスト (続き)

No.	略名	物質名	CAS 番号
21.	RDX 及び誘導体であって、次のいずれかに該当するもの :		
	a. RDX	シクロトリメチレントリニトラミン (別名 : シクロナイト、T4、ヘキサヒドロ-1,3,5-トリニトロ-1,3,5-トリアジン、1,3,5-トリニトロ-1,3,5-トリアザ-シクロヘキサノン又はヘキソゲン)	CAS 121-82-4
	b. Keto-RDX	2,4,6-トリニトロ-2,4,6-トリアザシクロヘキサノン (別名 : K-6)	CAS 115029-35-1
22.	TAGN	トリアミノグアニジンニトレート	CAS 4000-16-2
23.	TATB	トリアミノトリニトロベンゼン	CAS 3058-38-6
24.	TEDDZ	3,3,7,7-テトラビス(ジフロロアミン) オクタヒドロ-1,5-ジニトロ-1,5-ジアゾシン	
25.	テトラゾールであって、次のいずれかに該当するもの :		
	a. NTAT	ニトロトリアゾールアミノテトラゾール	
	b. NTNT	1-N-(2-ニトロトリアゾール)-4-ニトロテトラゾール	
26.	Tetryl	トリニトロフェニルメチルニトラミン	CAS 479-45-8
27.	TNAD	1,4,5,8-テトラニトロ-1,4,5,8-テトラアザデカリン	CAS 135877-16-6
28.	TNAZ	1,3,3-トリニトロアゼチジン	CAS 97645-24-4
29.	TNGU	テトラニトログリコルリル (別名 : SORGUYL)	CAS 55510-03-7
30.	TNP	1,4,5,8-テトラニトロ-ピリダジノ [4,5-d]ピリダジン	CAS 229176-04-9
31.	トリアジンであって、次のいずれかに該当するもの :		
	a. DNAM	2-オキシ-4,6-ジニトロアミノ-s-トリアジン	CAS 19899-80-0
	b. NNHT	2-ニトロアミノ-5-ニトロ-ヘキサヒドロ-1,3,5-トリアジン	CAS 130400-13-4
32.	トリアゾールであって、次のいずれかに該当するもの :		
	a.	5-アジド-2-ニトロトリアゾール	
	b. ADHTDN	4-アミノ-3,5-ジヒドラジノ-1,2,4-トリアゾール ジニトラミド	CAS 1614-08-0
	c. ADNT	1-アミノ-3,5-ジニトロ-1,2,4-トリアゾール	
	d. BDNTA	(ビス-ジニトロトリアゾール)アミン	
	e. DBT	3,3'-ジニトロ-5,5'-ビ-1,2,4-トリアゾール	CAS 30003-46-4
	f. DNBT	ジニトロビストリアゾール	CAS 70890-46-9
	g.	[Reserved]	
	h. NTDNT	1-N-(2-ニトロトリアゾール) 3,5-ジニトロトリアゾール	
	i. PDNT	1-ピクリル-3,5-ジニトロトリアゾール	
	j. TACOT	テトラニトロベンゾトリアゾロベンゾトリアゾール	CAS 25243-36-1
33.		本リストの他の項目でリストされていない“爆発物”であって、爆発速度が最大密度で 8,700m/s を超えるもの、又は爆発圧力が 34GPa (340 キロバール) を超えるもの	
34.		[Reserved]	
35.		ニトロセルロース (窒素を 12.5%超含有するもの)	CAS 9004-70-0
36.		ニトログリコール	CAS 628-96-6
37.	PETN	ペンタエリスリトール テトラナイトレート	CAS 78-11-5
38.		ピクリル=クロリド	CAS 88-88-0
39.	TNT	2,4,6-トリニトロトルエン	CAS 118-96-7
40.	NG	ニトログリセリン	CAS 55-63-0
41.	TATP	トリアセトン=トリパーオキシド	CAS 17088-37-8
42.		硝酸グアニジン	CAS 506-93-4

## 爆発物のリスト (続き)

No.	略名	物質名	CAS 番号
43.	NQ	ニトログアジニン	CAS 556-88-7
44.	DNAN	2,4-ジニトロアニソール	CAS 119-27-7
45.	TEX	4,10-ジニトロ-2,6,8,12-テトラオキサ-4,10-ジアザイソウルツィタン	
46.	GUDN	グアニル尿素ジニトラミド) FOX-12	CAS 217464-38-5
47.		テトラジンであって、次のいずれかに該当するもの :	
	a. BTAT	ビス (2,2,2-トリニトロエチル) -3,6-ジアミノテトラジン	
	b. LAX-112	3,6-ジアミノ-1,2,4,5-テトラジン-2,5-ジオキシド	
48.		343K (70° C) と 373K (100° C) の間で融解する高エネルギーイオン物質であって、爆発速度が 6,800m/s が超えるもの又は爆発圧が 18 ギガパスカル (180 キロバール) を超えるもの	
49		BTNEN (ビス (2,2,2-トリニトロエチル) -ニトラミン) (CAS 19836-28-3) ;	
50		50. FTD0 (5,6-(3',4'-フラザノ)-1,2,3,4-テトラジン-1,3-ジオキシド)。	